

新たな多摩のビジョン行動戦略

平成 26 (2014) 年 3 月



はじめに

平成 25 年 3 月、都は、区部に先行した人口減少局面の到来、大規模団地や都市インフラの老朽化など、多摩地域を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえて、「新たな多摩のビジョン」を策定しました。

このビジョンは、都はもとより、多摩地域の市町村、民間企業や NPO など様々な主体における今後の活動指針となることを目指し、これからの多摩地域の目指すべき姿や方向性を示したものです。

今回、策定した「新たな多摩のビジョン行動戦略」は、ビジョンを踏まえて、ビジョンで示した「魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩」の具体的な内容を明らかにするとともに、多摩地域の各主体の取組を体系的に取りまとめることで、目指すべき姿の実現を図ることを目的としています。

本戦略では、「新たな多摩のビジョン」で掲げた目指すべき多摩の姿について、多様な主体に、より身近なものとして捉えてもらうため、「ビジョンが目指す多摩の姿」を示すとともに、約 170 の都の取組のほか、市町村や民間等による先進的な取組として約 60 の取組も併せて取りまとめています。

また、多様な主体が参画する「ビジョン連携推進会議」等の推進体制も整備することとしています。

都としては、本戦略を、多摩振興を推進する大きな契機として活用するとともに、今後とも、ビジョンで示した方向性や多摩地域を取り巻く状況の変化等を踏まえて、都や市町村、民間等の力を結集して、多摩振興の取組を更に積み重ねていきます。

～ 目 次 ～

I 多摩地域の概況と多摩振興の取組	P. 1
1 多摩地域のこれまでの歴史と地域特性	P. 2
2 これまでの多摩振興	P. 4
3 「新たな多摩のビジョン」の策定	P. 7
II 「新たな多摩のビジョン行動戦略」－総論－	P. 11
1 戦略策定の基本的考え方	P. 12
2 本戦略のポイント	P. 13
3 目標年次と戦略の見直し	P. 15
4 本戦略の体系・施策等	P. 15
5 市町村・民間等との連携	P. 16
III 8つの方向性に即した20の行動戦略	P. 19
第1章 持続可能な暮らしやすいまちづくり	P. 21
行動戦略 1 地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進	P. 22
行動戦略 2 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興	P. 31
行動戦略 3 子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成	P. 36
行動戦略 4 高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現	P. 46
行動戦略 5 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現	P. 53
行動戦略 6 健康と安心を支える医療体制の整備	P. 56
第2章 高付加価値を生み出す企業活動の促進	P. 61
行動戦略 7 産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出	P. 62
行動戦略 8 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進	P. 68
第3章 地域資源を活かした産業の活性化	P. 71
行動戦略 9 地域の特性を踏まえた観光の振興	P. 72
行動戦略 10 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進	P. 77
第4章 地域を支える交通インフラの整備	P. 81
行動戦略 11 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備	P. 82
行動戦略 12 公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進	P. 89
第5章 災害に強いまちづくり	P. 93
行動戦略 13 耐震化の促進による地震に強い都市の実現	P. 94
行動戦略 14 自助・共助・公助の推進による防災力の向上	P.101
行動戦略 15 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進	P.109
第6章 低炭素で自立分散型エネルギーのまちづくり	P.113
行動戦略 16 低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現	P.114
第7章 豊かな自然の保全と活用	P.123
行動戦略 17 豊かな森林や多様な緑の保全と確保	P.124
行動戦略 18 美しく良質な水環境の実現	P.130
行動戦略 19 豊かな自然環境を活かした観光の推進	P.135
第8章 「成熟・持続」に対応した行政サービスの展開	P.139
行動戦略 20 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進	P.140
参考資料	P.145
「新たな多摩のビジョン行動戦略」都事業費一覧	P.146
平成25年度 ビジョン連携推進会議 開催概要	P.147
「多摩振興プロジェクト」の取組状況	P.158

I 多摩地域の概況と多摩振興の取組

I 多摩地域の概況と多摩振興の取組

1 多摩地域のこれまでの歴史と地域特性

(1) 多摩地域の地勢・自然環境等

- 東京の西部に広がる多摩地域は、最東端の狛江市から最西端の奥多摩町に至るまでの約 1,160 平方 km に及ぶ面積（都内総面積の約 53%）を有する広大な地域である。
- 地勢的には、西の雲取山（海拔 2,017m）、三頭山等の山岳地帯から、丘陵地帯、平野部までなだらかに下っており、その中を全長 130km を超える多摩川をはじめとして、秋川、浅川、野川などの多くの河川が流れている。
- 過去の多摩川の氾濫に伴う侵食と堆積によって、武蔵野台地には階段状の地形（段丘）が形成されており、こうした段丘が崖線などの特徴的な地形を作り出している。
- 多摩地域は緑豊かな地域であり、森林面積は約 53,000ha（都内の森林面積の約 67%）となっており、また、都の「東京の自然の保護と回復に関する条例」に基づき、49 か所、約 755ha の地域が、保全地域として指定されている。
- 多摩地域は、比較的強固な地盤を有する武蔵野台地部に位置しており、区部を中心とした大震災等が発生した場合には、首都中枢機能をバックアップする役割も担っている。

(2) 多摩地域の東京府移管と市町村の変遷等

- 1893 年（明治 26 年）に、多摩地域（西多摩・南多摩・北多摩の 3 郡）が、神奈川県から当時の東京府に移管された。
- 移管当時の多摩地域は、豪農層を中心に自由民権運動が盛んで、「五日市憲法草案」が誕生するなど、自治の精神にあふれた、進取の気性に富んだ地域であった。
- 東京都に移管された当時、多摩地域には 60 を超える町村があったが、その後の市町村合併等に伴い、現在では 26 市、3 町、1 村が多摩地域における基礎的自治体として存在している。
- このうち、最も早く市となったのは、1917 年の八王子市であり、最も新しい市は、2001 年に田無市と保谷市が合併して誕生した西東京市である。

(3) 多摩地域の文化・史跡

- 多摩地域には、遺跡も多く残されており、古くは旧石器時代や縄文時代の遺跡（熊ノ郷遺跡、前田耕地遺跡など）も発掘されている。多摩ニュータウンの開発に際しては、1,000 か所近くに及ぶ遺跡が確認された。

- 律令国家の時代には、武蔵国の国府が現在の府中市に置かれ、政治や文化の中心となった。また、現在の国分寺市には、七重塔などを備えた大規模な武蔵国分寺が設けられた。武蔵台遺跡からは、都内で出土した中で文字が確認できる唯一の漆紙文書など、貴重な資料が発見された。
- 鎌倉幕府成立以降の武家社会に関しては、分倍河原や関戸など合戦に関する伝説地が残されているほか、平山城址公園や八王子城址公園など、城跡も存在している。
- 江戸時代には、甲州街道、青梅街道などの街道が整備されるほか、江戸の飲料需要を満たすため、玉川上水も整備された。こうした街道や多摩川を利用して、石灰や木材、木炭などが運搬された。
- このほか、八王子に千人同心が組織されるなど、多摩地域は江戸時代においても交通の要衝であった。
- また、江戸時代中期以降は、優れた絵師が多摩から多く輩出されるほか、街道の宿場における文化交流を通じて、和歌、俳諧など様々な分野で優れた文化人も輩出された。

(4) 多摩地域の産業

- 多摩の産業の歴史は、江戸の発展と密接に結びついており、建物の漆喰しっくいに利用される石灰や建築用の木材、暖房用の木炭など、江戸の生活を支える産業が栄えていた。
- また、古くから織物業の歴史が刻まれており、絹織物や綿織物などの産業が、八王子、青梅、武蔵村山といった地域で盛んであった。
- その後、広大な工場用地などの利点に着目され、自動車工場をはじめとする工場進出が進んでいった。
- 戦時中は、飛行機工場などをはじめとする軍事工場も設置されたほか、軍事関連施設として、火薬製造所や航空技術研究所なども設置された。
- こうした歴史的な経緯から、多摩地域には、ものづくりをはじめとした産業や研究機関の集積がある。

(5) 多摩地域の交通

- 江戸時代に甲州街道、青梅街道及び五日市街道が整備されるなど、東西方向の交通網が早くから発展した。
- 国領、布田、府中、日野及び八王子に宿場町が形成されるなど、多摩は江戸と深く結びついた交通の要衝となっていった。
- 明治時代から昭和初期にかけては、甲武鉄道、青梅鉄道、横浜鉄道、京王電気軌道、西武鉄道、武蔵野鉄道などが設立され、現在の基盤となる鉄道網が形成されていった。
- また、近年は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や多摩都市モノレールなど、南北方向の交通網の充実も図られ、埼玉県や神奈川県方面との結び付きも更に強くなってきている。
- 今もなお、多摩地域は、首都機能に隣接することによる利便性と、人、物及び情報の結節点として、一層の発展の可能性を秘めている。

2 これまでの多摩振興

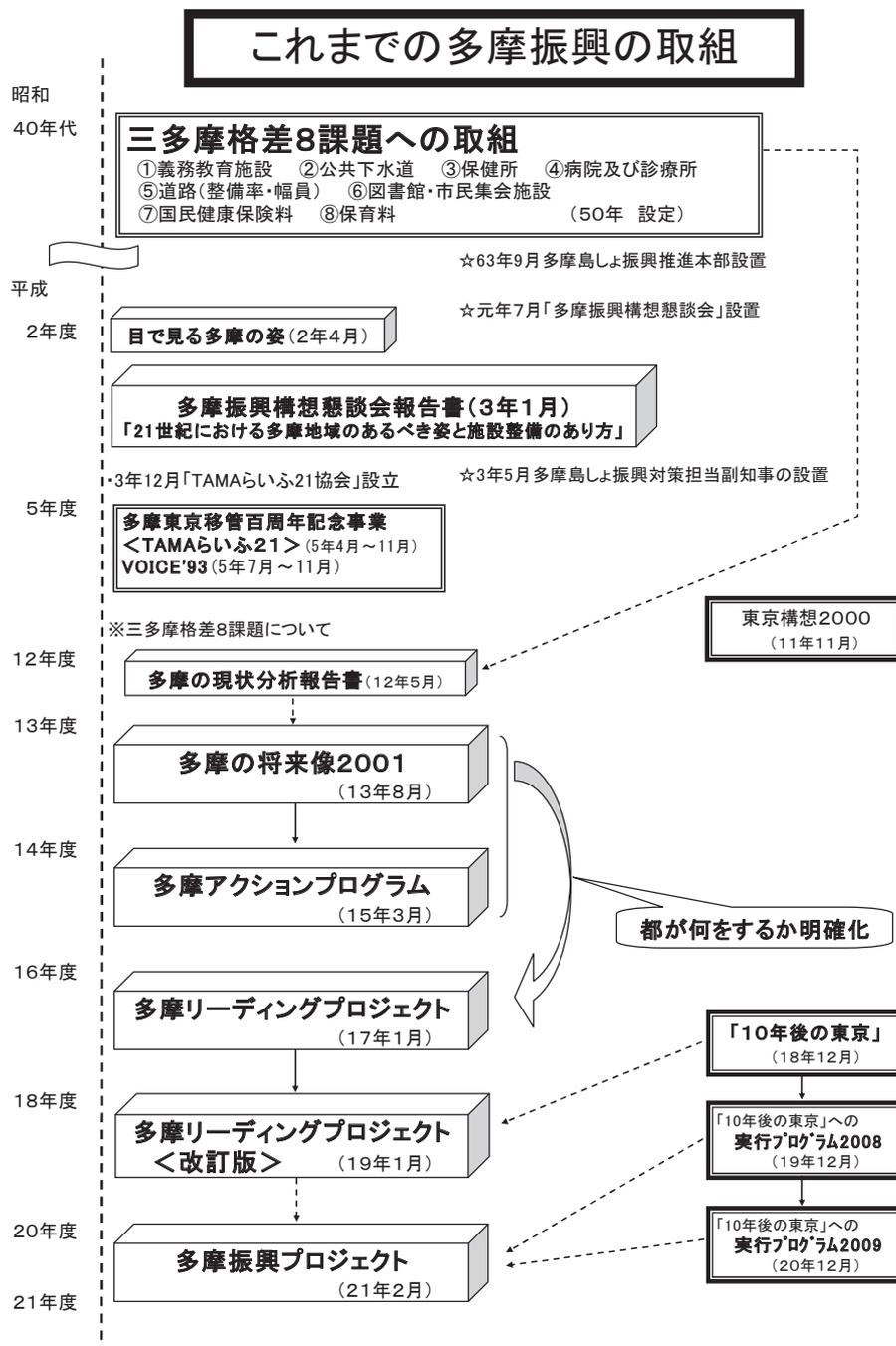
(1) 多摩地域の課題への取組と「多摩の将来像 2001」の策定

- 多摩地域では、昭和 40 年代以降、急激な人口増加と都市化の進展による、様々な都市問題が発生し、都と市町村との懸命な努力にもかかわらず、行政サービスが都市化に追いつかず、道路、下水道などの都市基盤をはじめとする住民生活の利便性の面で区部との間に様々な差が生じた。
- こうした背景から、都は、格差解消への取組を中心に、様々な施策に市町村と緊密に連携して積極的に取り組み、課題の解決に努めてきた。
- この結果、かなりの部分で格差は解消されたが、一方で、社会経済状況の変化に伴い、これまでの格差問題とは異なった IT 化の進展等に伴う行政課題も生じた。
- このため、都は、平成 13 年 8 月に多摩振興の基本構想として「多摩の将来像 2001」を策定した。
- これに基づき、区部との差が依然認められる課題には、地域的・個別的な課題として引き続き取り組むとともに、新たな課題については、多摩地域の「発展の可能性」と「多摩の特性」を活かすという視点で、課題を総合的に捉え、地域の実情や緊急性等も十分に踏まえながら、取り組んでいくこととした。

(2) 「多摩の将来像 2001」に基づく多摩振興の取組

- 「多摩の将来像 2001」では、おおむね 15 年後の多摩地域のあるべき姿（将来像）を「自立し連携する多摩」として掲げた。これを基本理念に、「活力と魅力にあふれた多摩」の創造を目指すことを明らかにし、将来像を実現するため、特に取組が必要な課題について、10 項目のチャレンジテーマを設定した。
- 平成 15 年 3 月、その将来像の一層の具体化を図るため、「多摩アクションプログラム」を策定し、チャレンジテーマを軸に、行政、住民、民間等の多様な実施主体による具体的な事業の取組手順を示した。これらにより、都、市町村をはじめとする多様な主体が多摩の活力と魅力の向上に取り組んだ。
- 平成 17 年 1 月、都は、多摩の首都圏に果たす役割を踏まえ、多摩振興の基本施策を明らかにすることを目的に、「多摩リーディングプロジェクト」を策定した。この中で、都自らが重点的に取り組む事業を「多摩重点推進事業」として明らかにし、都事業の実施と併せて、市町村、国や関係機関の事業との連携を図ることにより、効果的に振興策を展開していくこととした。
- その後、平成 18 年 12 月に「10 年後の東京」が策定されたことも踏まえ、平成 19 年 1 月には、「多摩リーディングプロジェクト（改訂版）」を策定し、「多摩重点推進事業」を 20 事業から 25 事業に拡充するなど、改訂を行い、その着実な推進に努めてきた。

- 平成 21 年 2 月には、都の緊急課題等に対応する事業や、多摩地域でも重要な課題となっている福祉・医療・教育等のソフト系事業も含めて、多摩の総合的な振興を推進していくため、ソフト・ハード両面に渡る 60 のプロジェクトを取りまとめて、「多摩振興プロジェクト」を策定し、その推進に努めてきた。



- 多摩地域は、地勢をはじめとした特性やまちづくりの歴史的な経緯などが地域ごとに異なっており、それ故に、多種多様な「顔」を持っている。
- こうした多様な「顔」が、大都市東京にありながらも、都市部とは異なる様々な魅力を多摩にもたらしている。
- また、江戸時代から現在に至るまで、都心部の生活や事業活動を支え、首都東京の発展を担う重要な役割を果たしてきた。
- 今後の多摩地域の更なる発展を図るためには、こうした地域ごとの個性や都心部との近接性等を、多摩独自の強みとして十分に発揮し、地域振興を推進していくことが重要である。

3 「新たな多摩のビジョン」の策定

平成 25 年 3 月、都は、多摩地域を取り巻く状況が今後大きく変化することを踏まえて、多摩地域のあらゆる主体を対象に、おおむね 2030 年頃を念頭に入れた、多摩の進むべき方向性を明らかにする「新たな多摩のビジョン」を策定した。

「新たな多摩のビジョン」の概要

1 多摩地域を取り巻く状況の変化

(1) 縮小に向かう社会

- 多摩地域の人口は、平成 27 年の約 419 万人をピークに減少を迎える。
- また、生産年齢人口は減少する一方、老年人口や高齢化率は増加し続けることが想定。
- 平成 13 年からの 10 年間で、製造品出荷額等は 4 割程度、製造業の事業所数は 3 割程度減少。また、地域の発展に重要な役割を果たしてきた大規模工場が今後相次いで撤退する見込み。

(2) 更新需要の増大と都市化の影響

- 高度経済成長期に集中的に整備されてきた都市インフラについて、今後、一斉に更新時期が到来することが想定。
- 多摩ニュータウンなどの大規模団地や、図書館や小中学校などの公共施設の多くが建築から 30 年以上経過。
- 宅地造成等の開発により農地や樹林などが減少し、林業、農業などは担い手不足なども課題。

(3) 安全・安心への脅威

- 平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災は、首都東京にも大きなインパクトを与え、災害に対する都市の脆弱性を露呈。多摩地域においても、多くの帰宅困難者の発生など、大きな影響。
- 山間部には、崖崩れや土石流、地すべりによる被害が発生するおそれのある箇所も多く存在。さらに、土砂の崩落等に伴う交通途絶により孤立する地域の発生も懸念。

(4) 自治体財政の悪化の懸念

- 市町村の税収は、平成 19 年度をピークに減少。一方、扶助費や都市インフラの更新需要の増大などにより、歳出は増加し続けることが想定。
- 多摩地域の市町村計の経常収支比率は平成 19 年度から連続で 90% を超えており、財政の硬直化が継続。

2 「新たな多摩のビジョン」の考え方等

(1) ビジョン策定の意義

- 多摩地域を取り巻く厳しい状況変化等を「転機」と捉え、行政、民間企業、NPOなどが一丸となって道を切り開くことが必要。
- 50年先、100年先も魅力にあふれた地域であり続けるため、これからの多摩地域の目指すべき姿や、進むべき大きな方向性を示す新たなビジョンを策定。
- 都の施策の方向性にとどまらず、多摩の市町村、地域の民間企業やNPOなど多様な主体における活動指針となることを目指し発信。

(2) ビジョンを貫く考え方

【基本認識】

「右肩上がりの成長・拡大」から「活力ある都市の成熟・持続」への発想の転換

これまで地域の未来図や将来像を描く際の基調となっていた、社会全体の右肩上がりの成長や拡大という発想を見直し、それぞれの地域に存在する多様な特性を最大限活用し、活力ある都市としての成熟を目指し、それを持続させていく。

【目指すべき姿】

魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩

「活力ある都市の成熟・持続」への発想の転換を図り、「魅力にあふれ」、「活力に満ち」、災害等にも強い「安全・安心が確保」されたまちを目指すことで、住みやすく、安らげる環境が構築され、多摩地域がこれまで以上に輝きを放ち、人々を惹きつけ続けていくことが期待される。

【3つの視点】

視点1 既存資源の再評価

これまで見過ごされていた多摩地域の既存資源を再評価した上で、そこから新たな価値を見出し、その活用を図る（発想の転換から強みを生み出す・今ある強みを十二分に活用していく。）。

視点2 企業・事業者も「主役のひとり」

企業・事業者が、これからの地域の形成・発展を担う「主役のひとり」として、その主体的な取組を通じて、地域経済の振興やまちづくりなどに積極的に関わっていくことを期待。

視点3 多様な「つながり」による共生

様々な主体が、従来の発想にとらわれず、付加価値の創出や相互補完といった観点から、多様な「つながり」を形成し、一層の効率化を図りつつ共生していく。

(3) 進むべき方向性

- 多摩地域を取り巻く状況変化等に対応し、これからの多摩の目指すべき姿の実現に向け、重要となる方向性について、3つの視点を活かしながら大きく8つに整理した。この方向性は、中長期的視点に立って、その具体的イメージを喚起できるよう、2030年を目途とする。
- この方向性を足掛かりとして、多摩地域に関わる多様な主体が、それぞれ自発的かつ主体的に、多摩の将来を見据えた取組を推進していくことを期待する。

<8つの進むべき方向性>**1 持続可能な暮らしやすいまちづくり**

- ◇ 大規模工場跡地などの活用にあたっては、地域が望むまちづくりを実現できるしくみづくりを推進
- ◇ 将来の人口減少などを見据え、都市機能の集積などが図られたまちづくりを志向
- ◇ 高齢者や子育て世帯をはじめ、あらゆる世代が安心して充実した生活を送ることができる環境の整備

2 高付加価値を生み出す企業活動の促進

- ◇ 多摩地域の技術基盤や知的資源を活用し、成長が期待される分野への参入を促進
- ◇ 製品や技術の高付加価値化に向けた産学連携・産産連携の深化
- ◇ 各種支援機関や大学、金融機関をコーディネーター役とした連携の推進や自治体による地元企業との意思疎通と企業誘致の促進

3 地域資源を活かした産業の活性化

- ◇ 地域に眠る観光資源や見逃されている地域特性を活かした魅力ある観光の確立と連携による回遊性の向上
- ◇ 特産物のブランド化や事業の多角的展開等を通じた高付加価値を生む農林水産業の推進
- ◇ 地域の多様な人材を担い手とした、新たな事業の展開

4 地域を支える交通インフラの整備

- ◇ 多摩地域の今後の発展を支える交通ネットワークの更なる充実
- ◇ リニア新駅の開業や横田基地の軍民共用化等をきっかけとした地域の発展

5 災害に強いまちづくり

- ◇ 東日本大震災の教訓を踏まえ、建築物の耐震化や地域での自助・共助のしくみづくりなど震災対策を着実に展開
- ◇ 老朽化が進行する都市インフラについて、将来の社会情勢等を見据え、必要な整備・更新などを計画的・効率的に推進
- ◇ 台風や局地的集中豪雨等に対する水害対策や土砂災害対策の推進、防災に寄与する道路ネットワークの形成

6 低炭素で自立分散型エネルギーのまちづくり

- ◇ まちごとにエネルギーの創出と活用を目指す「スマートシティ」のモデルを構築
- ◇ 省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの利用拡大により、低炭素型のまちづくりを推進
- ◇ 自立分散型エネルギーの普及による「エネルギーの地産地消」の実現

7 豊かな自然の保全と活用

- ◇ 多様な担い手が多摩地域の自然の保全・再生に向けた取組を推進していくしくみを構築
- ◇ 森林等での体験・滞在型ツーリズムの展開など、多摩の魅力ある自然を活用
- ◇ 豊かな自然をスポーツや観光に結びつけるなど、多摩の自然環境を活かして地域の魅力を発信

8 「成熟・持続」に対応した行政サービスの展開

- ◇ 行政サービス水準の低下の回避、安定的で質の高い行政サービスの提供に向け、自治体同士の競争から、相互に補完し合う関係へと転換
- ◇ 施策の特性や多摩地域の利点などを活かした、都県を越えた連携や地域内にとどまらない新たな連携の構築

Ⅱ 「新たな多摩のビジョン行動戦略」

－ 総論 －

II 「新たな多摩のビジョン行動戦略」－ 総論 －

1 戦略策定の基本的考え方

(1) 策定の趣旨

- 本戦略は、「新たな多摩のビジョン」を踏まえて、ビジョンで示した「魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩」の具体的な内容を明らかにするとともに、多摩地域の各主体の取組を体系的に取りまとめることで、目指すべき姿の実現を図るために策定するものである。

(2) 策定の基本的考え方

① 多摩地域の強みを発揮する。

- これまで述べてきたとおり、多摩地域は、地域ごとに歴史、文化、景観、自然環境などが大きく異なり、その違いがそれぞれの地域に様々な魅力を生み出している。こうした特性を、今後の発展の強みとして活かしていく必要がある。
- また、首都機能が十分に発揮できるよう、その活力を支えながら、多摩地域自身も発展してきた歴史的経緯もあり、災害時におけるバックアップ機能の発揮など、都心部に近接している強みも有している。
- 加えて、400万規模の人口集積を背景とした将来の魅力的な市場としての潜在力もあり、こうした多摩の持つ強みを、十二分に発揮していくことが重要である。

② 歴史的な契機を活かす。

- 平成25年度は、多摩東京移管120周年であり、多摩地域の魅力を再発見・発信する「多摩の魅力発信プロジェクト」を展開し、多摩フェスティバルをはじめとした様々なイベント等を多摩各地で行った。
- また、「第68回国民体育大会」と「第13回全国障害者スポーツ大会」を一つの祭典として開催した「スポーツ祭東京2013」も実施され、こうした機会も活用して、多摩の魅力を全国に発信してきた。
- こうした取組を一過性のものとせず、今後の多摩振興の機運醸成へとつなげていかなければならない。
- あわせて、平成25年9月には、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定した。今後、東京には世界中の注目が集まることとなる。世界最大のスポーツの祭典を、多摩地域の更なる発展の契機として活用していく視点も重要である。
- こうした地域にとっての重要な歴史的な契機を積極的に活用し、多摩の魅力を広める取組を進めていくことが重要である。

③ 多摩の総力を結集する。

- 「新たな多摩のビジョン」は、行政機関のみならず、民間企業やNPOなども含めて、多様な主体の活動指針を目指して策定したものである。
- 多摩地域を取り巻く厳しい状況変化を鑑みれば、多摩の更なる発展を図る上では、多様な主体を巻き込んだ取組を推進し、多摩地域の総力を結集して取組を進めていくことが重要である。

2 本戦略のポイント

本戦略では、多摩地域に関わる多様な主体の一層の連携を図るため、これらの主体の間で

- ・ 目指すべき姿の具体的な内容・イメージについて、共通認識を持ち、
- ・ それぞれの取組状況や事業内容についての相互理解を促進し、
- ・ 各主体の連携の推進や情報の共有化を図る仕組みを構築する

観点から、次の特徴的な内容を盛り込んだ。

都としては、今後も多様な主体と連携を図りながら、多摩振興を強力に推進していく。

<ポイント1> 「ビジョンが目指す多摩の姿」と多様な主体の取組を提示

- 「新たな多摩のビジョン」で掲げた目指すべき多摩の姿について、多様な主体に、より身近なものとして捉えてもらうため、住む人、訪れる人、働く人の視点から、まちづくりや高齢者、子育てなど12の分野について、「ビジョンが目指す多摩の姿」を示した。

<参考>住む人などの視点

- ・ 住む人の視点 : 住んでみたい、住み続けたい多摩
育ててみたい、育て続けたい多摩
- ・ 訪れる人の視点 : 行ってみたい、また行きたい多摩
- ・ 働く人の視点 : 働いてみたい、働き続けたい多摩

- また、本戦略には、今後3か年に実施する事業を中心に、中長期的な取組も含めて都の施策をまとめるとともに、市町村・民間等による地域特性を踏まえた先進的な取組も併せて盛り込んだ。
- 都の取組としては、都が自ら実施する事業のほか、市町村・民間等の取組を促進するための支援策を取りまとめた。また、ビジョンの方向性に合致する市町村や民間等の取組として、約60の取組を示した。

なお、市町村や民間等の取組については、多摩地域において今後の参考となり得る他県等における取組も取り上げている。

- 都としては、新たな多摩のビジョンの方向性に即した取組について広く普及するほか、必要に応じた支援を図るなど、多様な主体による積極な取組を促進していく。

＜ポイント2＞ 20の行動戦略と3つの戦略的視点

- 本戦略では、まちづくりや少子化対策、高齢者施策、産業振興など、多摩地域の持続的な発展に向けた施策を、20の行動戦略として示した。
- また、各主体の具体的な行動を促進するため、それぞれの柱において、①最大化すべき多摩の強み、②結集すべき官・民の力、③構築すべき連携やつながりを「戦略的視点」として明らかにした。

（3つの戦略的視点）

①最大化すべき多摩の強み

今後の状況変化を見据えて、発想を転換して活用すべき地域の資源や、課題克服に向けて強化すべき事項など、多摩地域で伸ばしていくべき「強み」を明らかにする。

②結集すべき官・民の力

ビジョンの具現化に向けて、多様な主体の総力を挙げた取組を推進する観点から、民間企業やNPOなども含めて、力を結集すべき官・民の主体を明らかにする。

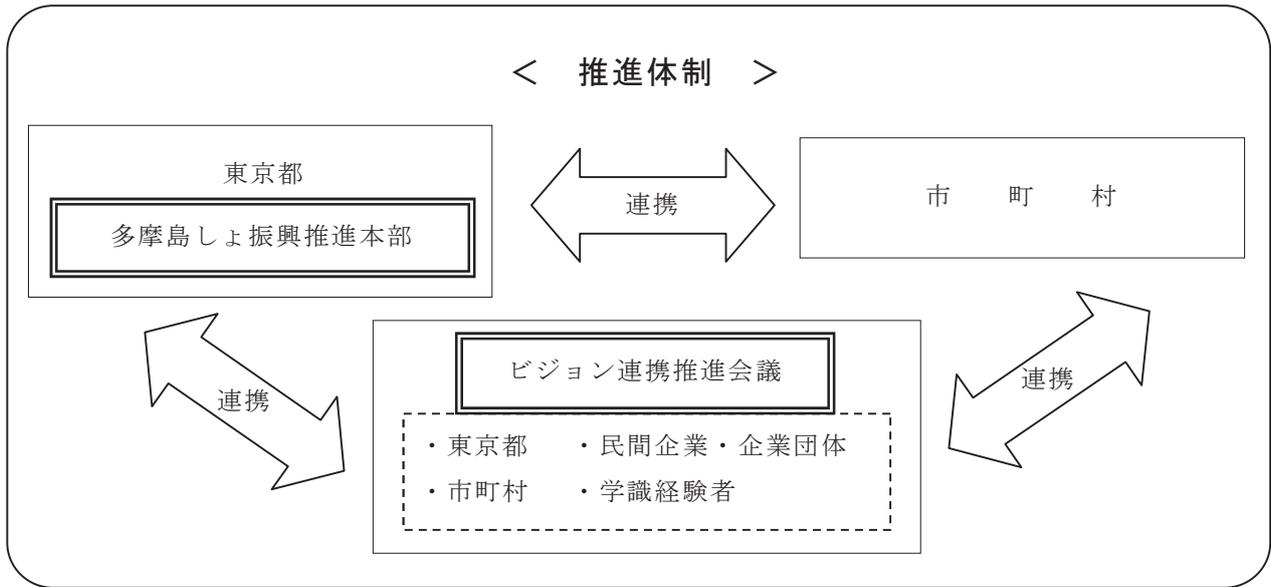
③構築すべき連携やつながり

取組の円滑な推進や、付加価値の向上、相互補完といった効果を生み出す観点から、今後、構築すべき様々な分野における連携やつながりを明らかにする。

- 20の行動戦略と3つの戦略的視点を踏まえて、行政、民間、都民の力を最大化して、目指すべき多摩の姿の実現に向けた取組を強力に進めていく。

＜ポイント3＞ 戦略の推進体制の整備

- 都はこれまで、副知事を本部長とした「多摩島しょ振興推進本部」を設置し、多摩島しょ地域の振興に係る施策を全庁的に推進してきた。
- 「新たな多摩のビジョン」の趣旨を踏まえて、学識経験者、市町村・民間団体など多摩地域に関わる様々な主体が参画する「ビジョン連携推進会議」を新たに設置した。
- また、本戦略の策定過程においては、東京都市長会や東京都町村会等を通じて、市町村からの意見を聴きながら、策定を進めてきた。
- 本戦略の策定後においても、「多摩島しょ振興推進本部」と「ビジョン連携推進会議」の2つの会議体を多摩振興の推進力として活用しつつ、市町村・民間等と連携しながら、「新たな多摩のビジョン」の具現化を図っていく。



3 目標年次と戦略の見直し

- 本戦略で掲げた「ビジョンが目指す多摩の姿」の目標年次は、「新たな多摩のビジョン」がおおむね 2030 年頃を念頭に入れて方向性を示すものであることから、2030 年とする。
- 本戦略に定める都の事業については、毎年度、その進捗状況を把握する。
また、本戦略の策定後に新たに開始された事業など、本戦略に掲載されていない市町村、民間等の取組についても、ビジョン連携推進会議等を活用して把握することとする。
- 事業の進捗状況等を踏まえた上で、本戦略の内容については、おおむね 3 年を目途に見直しを図るものとする。
- 本戦略を、多摩振興を一層推進する大きな契機として活用するとともに、今後とも、ビジョンで示した方向性や多摩地域を取り巻く状況の変化等を踏まえて、都や市町村、民間等の力を結集して、多摩振興の取組を更に積み重ねていく。

4 本戦略の体系・施策等

- 本戦略では、「新たな多摩のビジョン」で掲げた「魅力にあふれ、活力に満ち、安全・安心が確保された多摩」の実現を頂点として、その実現に向けた具体的な取組を体系的に示している。
- 目指すべき姿を、より具体化したものとして、12 の分野について「ビジョンが目指す多摩の姿」を示し、その実現に向けた施策を、ビジョンで示した 8 つの方向性に即して提示している。
- 各施策は、20 の行動戦略として構成されており、その中で、その施策に関する都の取組のほか、市町村・民間等の多様な主体による取組を、一体的に示している（18 ページ「本戦略の体系図」参照）。
- 本戦略では、20 の行動戦略の下に約 170 の都の事業を掲げており、都事業に係る平成 26 年度の予算額は、約 4,000 億円となっている。

5 市町村・民間等との連携

ビジョンで掲げた目指すべき多摩の姿を実現するには、都や市町村、民間企業等が、相互に連携を図りながら、総力を結集して取り組む必要がある。

都はこれまでも、広域的自治体の立場から、市町村への財政支援、人的支援等を行うとともに、民間等に対しては、補助金等の活用など多様な手法を用いて、施策の方向性に沿った行動を促してきた。

都としては、今後もこうした支援等を着実に実施することで、市町村・民間等と連携した効果的な事業展開を図っていく。

(1) 各種支援を通じた市町村との連携の推進

ビジョンで示した方向性や本戦略を踏まえた、市町村による自主的・主体的な取組を促進するためには、市町村の行財政基盤や政策の企画力・実行力の強化が不可欠である。

都は、平成 18 年度に市町村振興交付金及び市町村調整交付金等を統合・継承して市町村総合交付金を創設し、市町村に対する包括的な財源補完制度として拡充を図り、地域の発展に取り組む市町村を積極的に支援してきた。

<市町村総合交付金の推移>

年度	H21	H22	H23	H24	H25
予算額	425 億円	435 億円	448 億円	453 億円	465 億円

今後とも市町村の経営努力を一層反映するとともに、よりきめ細かい支援を行っていくことにより、市町村の行財政基盤を強化し、多摩地域の一層の振興を図っていく。

なお、「新たな多摩のビジョン」や本戦略に関連して、市町村が実施する重要性の高い事業などについて、強力に支援していく。

また、都はこれまで、市町村による行政サービスの向上やまちづくりの推進等を図るため、各種補助金等を活用した市町村への支援を行ってきた。

本戦略においても、福祉、環境、産業振興、道路整備等の各種政策分野における市町村への補助制度を盛り込んでおり、こうした制度も活用して、市町村との連携を図っていく。

さらに、市町村が抱える課題の解決や、市町村との相互理解を深める観点から、引き続き市町村に対する職員派遣や受入れ等の人的支援を行っていく。

< 人的支援の実績 >

年度	H21	H22	H23	H24	H25
派遣人数	46 人	42 人	39 人	34 人	35 人
受入人数	46 人	61 人	49 人	60 人	72 人

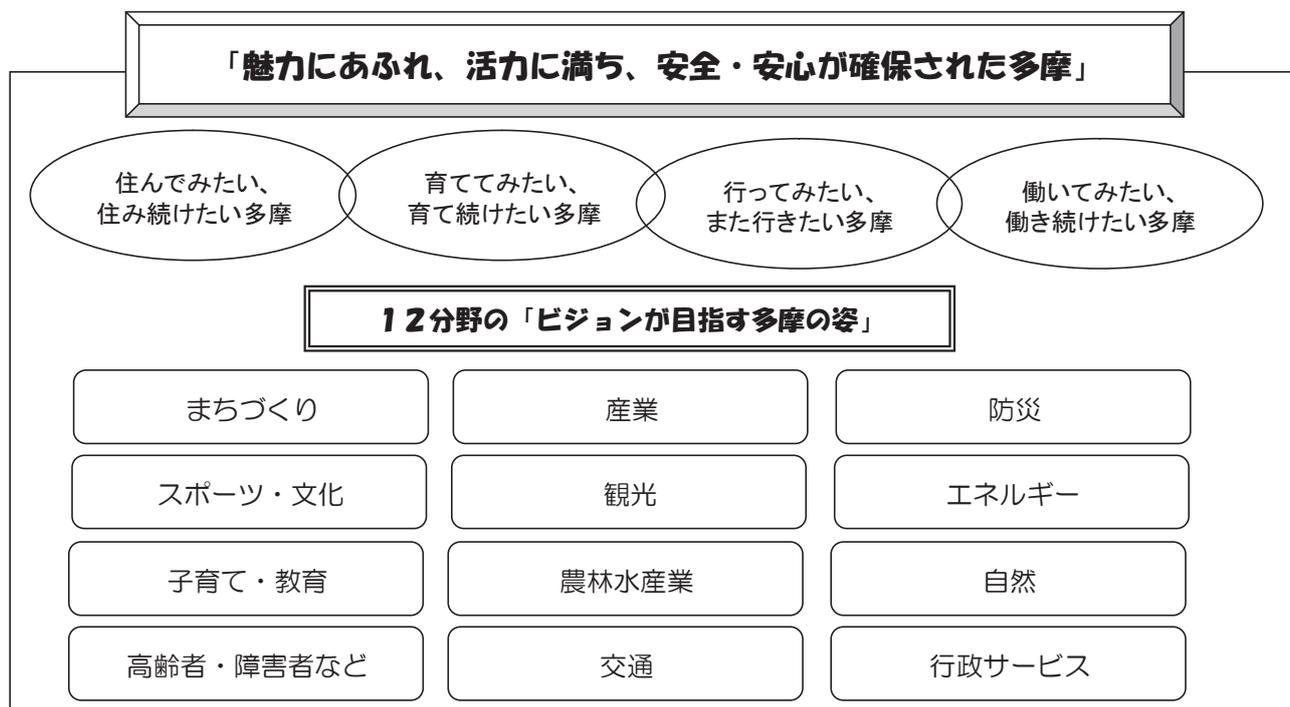
(注) 知事部局のみの延べ人数 (半年未満の短期派遣等を除く。)

(2) 民間等との連携

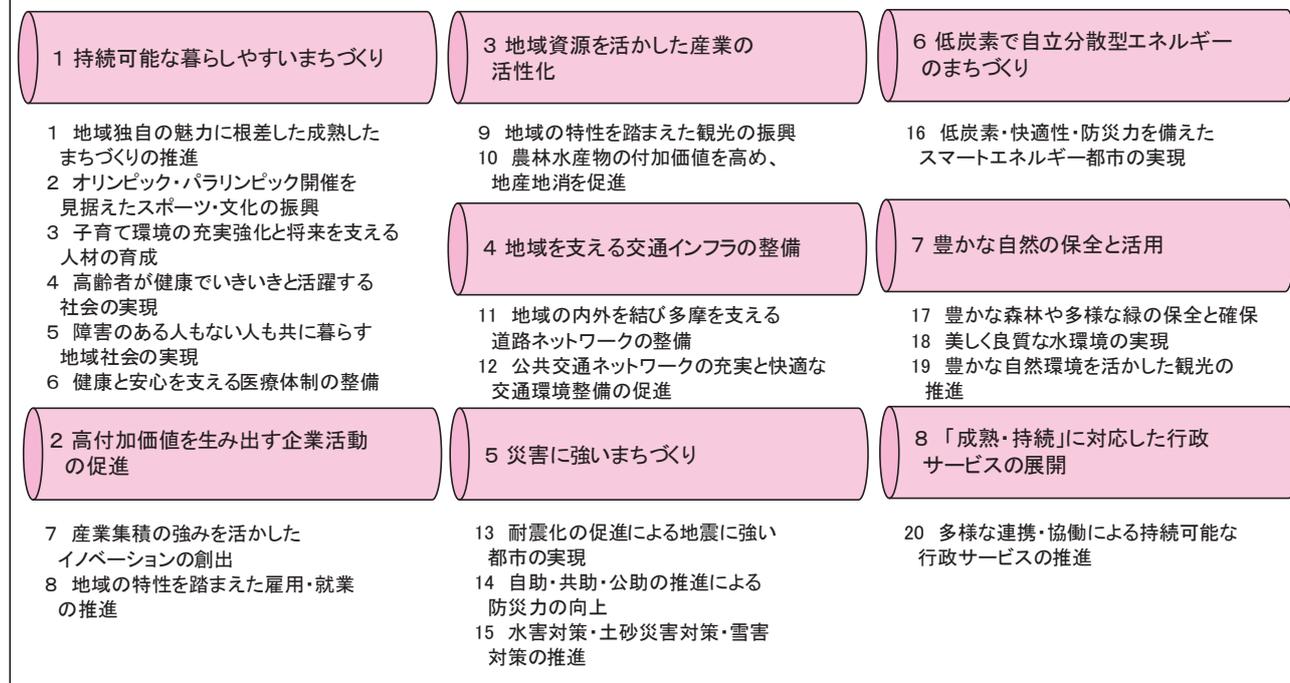
ビジョンでは、「企業・事業者も『主役のひとり』」との視点を掲げ、民間等による主体的な取組が進められることを期待している。

多摩地域においては、既に人口減少や高齢化の進展等を見据えた民間等による取組も進められており、都としては、こうした事例の普及を促進するとともに、補助金等の活用も図りながら、民間等による主体的な行動を促していく。

＜本戦略の体系図＞



＜ 8つの方向性に即した20の行動戦略 ＞



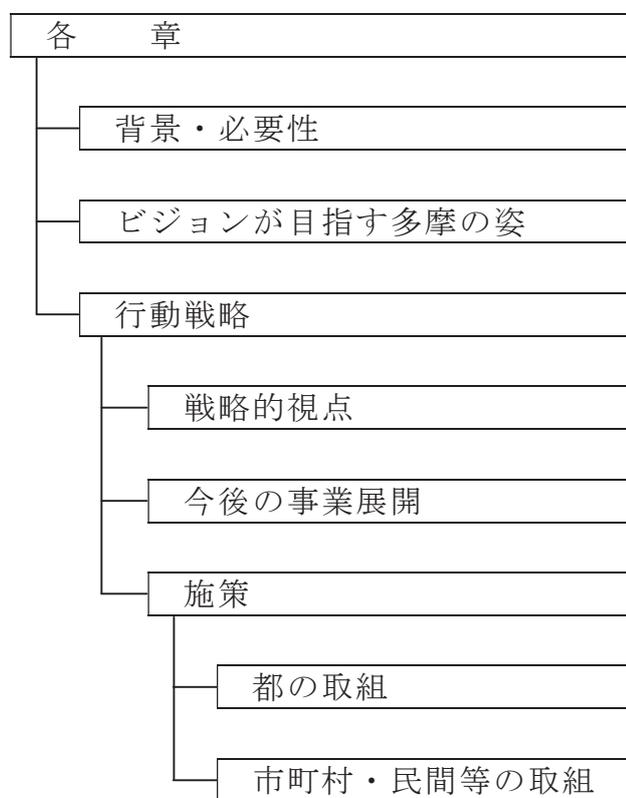
Ⅲ 8つの方向性に即した20の行動戦略

- 第1章 持続可能な暮らしやすいまちづくり
- 第2章 高付加価値を生み出す企業活動の促進
- 第3章 地域資源を活かした産業の活性化
- 第4章 地域を支える交通インフラの整備
- 第5章 災害に強いまちづくり
- 第6章 低炭素で自立分散型エネルギーのまちづくり
- 第7章 豊かな自然の保全と活用
- 第8章 「成熟・持続」に対応した行政サービスの展開

<各章の構成について>

- 本戦略では、「新たな多摩のビジョン」で示した「8つの進むべき方向性」が、それぞれ章として構成されています。
- 各章の冒頭では、取組の背景や必要性を示すとともに、それぞれの方向性に関連する分野の「ビジョンが目指す多摩の姿」とその実現に向けた行動戦略を併せて示しています。
- 各行動戦略の冒頭では、行動戦略の推進に向けた3つの戦略的視点と、その戦略を構成する施策の今後の事業展開を示しています。
- 各施策においては、その施策に係る都や市町村、民間等の取組を示しています。

【 各章の体系 】



第1章 持続可能な暮らしやすいまちづくり

< 背景・必要性 >

- 多摩地域では、今後、大規模工場の撤退等に伴って、地域において大規模な画地が発生する可能性が高く、こうした土地を将来の人口減少なども見据えた上で、適切に活用することが求められる。
- 都市の成熟が進む過程で、持続可能なまちを実現するためには、住宅、公共施設、医療・福祉施設など様々な都市機能の集積を図る必要がある。
- 地域の活力の担い手である都民が、地域の魅力に誇りを持ちながら、安心して生活できるまちづくりを進めなければならない。
- 2020年のオリンピック・パラリンピックの開催を、スポーツや文化の振興など、多摩の魅力を広める絶好の機会として活用する必要がある。

ビジョンが目指す多摩の姿と行動戦略

<まちづくり>

業務、商業、文化など多様な都市機能の集積が図られるとともに、自然と調和した良好な景観など、個々の地域の特性を活かした多様な魅力を持つ都市が形成されている。

行動戦略1 地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進

<スポーツ・文化>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を通じて、誰もがスポーツに親しんでいる「スポーツ都市東京」を実現するとともに、地域の文化などが発信され、多摩の魅力が広く普及している。

行動戦略2 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

<子育て・教育>

民間の力も活用した多様な保育サービスが提供されることで、安心して子育てできる環境を整えるとともに、確かな学力と豊かな人間性を兼ね備えた次代を担う人材が育てられている。

行動戦略3 子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成

<高齢者・障害者など>

高齢者や障害者なども含め、あらゆる人が地域のつながりの中で見守られながら、健康で安心して暮らすことのできる社会が形成されている。

行動戦略4 高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現

行動戦略5 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

行動戦略6 健康と安心を支える医療体制の整備

＜行動戦略1＞地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進

今後、成熟が進んでいく多摩地域においては、大規模団地の再生等の都市の課題解決を図るとともに、都市機能の集積や固有資源を活かしたまちづくりを進めていく必要がある。

多摩地域では、市町村による大規模な画地の活用に向けた検討や、デベロッパーが積極的に関与した団地再生などが進められている。こうした市町村の主体的な取組を支援するとともに、民間事業者の動向も踏まえて、行政・民間・地域の力を最大化して、成熟都市にふさわしいまちづくりを進めていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・工場移転などに伴う跡地や、大規模団地や空き家等の既存の住宅ストックなど、地域資源を有効に活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・民間デベロッパーなど不動産事業者の動向を踏まえて、その力を最大限に活かしていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・都市機能の集積化など、今後のまちづくりの方向性に関する都民の理解と協力を得る。

＜今後の事業展開＞

行動戦略1-1 多摩の魅力を高めるまちづくり

- 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（仮称）」（計画期間：平成28年度からおおむね10年間）を策定 等

行動戦略1-2 民間と連携した良質な住宅ストックの確保

- 多摩ニュータウンの団地再生等による良質な住宅ストックの確保 等

これまでの都の主な取組

○多摩の拠点整備基本計画の策定

平成21年8月に、従来の八王子、立川、多摩ニュータウン、青梅、町田の5つの核都市に加え、多摩各地の生活拠点を多摩の拠点として位置づけ、「多摩の拠点整備基本計画」を策定

行動戦略 1-1 多摩の魅力を高めるまちづくり

多摩地域における道路整備による良好な都市空間の創出を図るなど、多摩の魅力を高めるまちづくりを推進していく。

<都の取組>

(1) 都市計画道路の整備方針の策定

- ・ 多摩地域における都市計画道路の整備については、都はこれまで、三次にわたる事業化計画を策定して事業を推進し、約830kmの都市計画道路を整備してきた。
- ・ 都市の再生を牽引し、東京の更なる発展を実現するためには、都市活動を支える道路ネットワークの強化が不可欠であり、渋滞の解消、高度防災都市の実現、都市間の連携の強化などの様々な課題に対応する必要がある。
- ・ 今後、未着手の都市計画道路を対象として、道路ネットワークを検証した上で、優先整備路線を選定し、平成28年度からおおむね10年間を計画期間とする「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（仮称）」を策定する。
- ・ 新たな整備方針においては、交通混雑の緩和やまちづくりへの貢献等を考慮して良好な都市空間の創出を図っていく。
- ・ 路線選定に当たっては、都と市区町で構成する検討組織において指標を定め、検討していく。 [関連第4章]

(2) 東京外かく環状道路のジャンクション周辺におけるまちづくり

- ・ 東京外かく環状道路のジャンクション周辺地域の良好なまちづくりの円滑かつ効率的な進捗を図るため、必要に応じてまちづくりの支援や協力を努めていく。 [関連第4章]

<市町村・民間等の取組>

市町村等では、歴史・文化、自然環境、地域の大学生などを地域固有の資源として活用して、多種多様な魅力を持つまちづくりが進められている。

① 歴史と文化を活かしたまちづくり

・ 中町地区まちづくりの推進（八王子市）

多摩地域で唯一花街が現存する八王子市中町地区では、住民等による地区まちづくり協議会を中心に、町会、商店会とも連携を図りながら歴史と文化を活かしたまちづくりが進められている。和の風情が感じられるまちづくりを進めるため、道路を石畳風の舗装にしていくとともに美観を重視したスリット側溝の敷設を進めていく。



八王子市花街・黒堀通り

② 絆・歴史・自然を活かしたまちづくり

・ 中心市街地活性化事業（青梅市）

青梅市では、中心市街地の活性化に向けて、施策を総合的かつ一体的に推進するため、青梅駅周辺から東青梅駅周辺までの約 90ha を事業対象エリアとして、「青梅市中心市街地活性化基本計画」の策定を進めている。

3つの基本方針をもとに、青梅市で古くから培われてきた絆と歴史や自然を活かした住みやすく、訪れたいくなるまちを築いていく。

③ 貴重な財産としての自然景観の保全

・ 狭山丘陵の景観の保全（武蔵村山市）

武蔵村山市では、貴重な財産である狭山丘陵の景観を保全するため、市のまちづくり条例に基づき、青梅街道の北側のエリアを「狭山丘陵景観重点地区」と位置付け、色彩・緑化等の基準を定めたガイドラインに基づく指導等を通じて、狭山丘陵の緑の景観を保全するとともに、狭山丘陵と連続した緑豊かな市街地の景観形成を図っている。



狭山丘陵

④ 学生を活用した地域活性化の展開

・ 淡路エリアマネジメント及びワテラススチューデントハウス

（一般社団法人淡路エリアマネジメント）

千代田区神田淡路町では、大学が集積する地域の特性を活かして、市街地再開発に併せて、区域内に地域活動に貢献する学生のための居住施設（「ワテラススチューデントハウス」）を設け、地域の活性化を図っている。

入居した学生は、まちづくり組織である「一般社団法人淡路エリアマネジメント」のメンバーとして、地元の祭り、運動会への参加、地域情報誌の編集、美化活動などに参画することで、コミュニティの一員としてまちづくりに貢献している。

〔関連 149 ページ〕



地域活動を行う学生達

⑤ 地域や民間企業と連携した地域コミュニティ活性化の仕組みづくり

・多摩ニュータウンにおける移動販売の取組

(京王電鉄株式会社、多摩市)

京王電鉄株式会社は、地元自治体である多摩市と、地域の諸課題やポテンシャルについて認識を共有化するため、「地域発展の推進に関する包括連携協定」を締結し、「住んでもらえるまち・選んでもらえるまち」を目指し、既成の枠組みにとられない官民連携を進め、地域の持続的な発展に向けて取り組んでいる。



京王ほっとネットワークによる移動販売

その一環として、多摩市内のニュータウン地域を中心に、生鮮品をはじめとした食料品等の移動販売を行っている。

当該地域は、高齢化が進行し、ニュータウンをはじめ、階段が多いといった地域特性や、近隣商店の減少などを背景に、買い物する上で、不便を感じている方が増加している。移動販売を実施することで、地域住民の買い物利便性を高め、多世代にとって暮らしやすいまちづくりと地域コミュニティの活性化を図っている。

[関連 150 ページ]

行動戦略 1-2 民間と連携した良質な住宅ストックの確保

良質な住宅ストックを確保するため、市町村や民間事業者と連携を図りながら、多摩ニュータウン団地再生支援等を着実に推進していく。

<都の取組>

(1) 多摩ニュータウンの団地再生支援等

- ・ 平成24年6月に策定した「多摩ニュータウン等大規模住宅団地再生ガイドライン」を踏まえて、広域的自治体として団地再生に取り組む市の取組を技術的に支援していく。
- ・ 平成25年7月から、都の技術的支援のもと、多摩市において多摩ニュータウン再生の取組が進められている。 [関連27ページ]
- ・ 多摩ニュータウン内にある約30haの未処分宅地について、利用中の宅地等の例外を除いて、多機能複合都市の形成に向けて平成27年度末を目標に処分を図り、住と業務商業施設のバランスするまちづくりを推進する。



諏訪二丁目団地対象エリア

(2) 都営住宅の建替えの推進等

- ・ 都営住宅を良質なストックとして維持・更新していくため、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、計画的に建替えを推進する。
- ・ 「都営住宅耐震化整備プログラム」(平成24年度改定)に基づき、耐震化を推進し、都営住宅の耐震化率を、平成27年度までに90%以上、平成32年度に100%とする。
- ・ 建替えに伴い創出した用地については、高齢者施設、子育て支援施設の整備等に活用していく。

(3) 既存の住宅ストックの活用

- ・ 既存住宅ストックを有効に活用するため、その流通の活性化に向けて、「ホームインスペクション(住宅検査)」に関する標準的な検査項目を都が示し、都民の住替えを促進する。また、既存住宅の取引事例の調査結果を踏まえて、住宅履歴情報の登録や既存住宅売買瑕疵担保責任保険の普及を図り、中古住宅を安心して取得できる環境を整える。
- ・ 「住宅リフォームガイド」の活用やリフォーム事業者に関する情報提供等により、既存住宅のリフォームを促進していく。



ホームインスペクション(住宅検査)

(4) マンション建替えの円滑な推進

- ・ 市区町と連携した、都市居住再生促進事業の活用などにより、マンション建替事業の促進を図る。
- ・ 隣地との共同建替えを検討する管理組合等に対して、建替え・改修アドバイザー派遣を市区と連携して行う。 [関連第5章]
- ・ 大規模団地型マンションの建替えの先駆的事例のノウハウ等を収集し、後続する都内の大規模団地向けに紹介することにより、建替えの円滑化を図っていく。



マンション建替えガイドブック

(5) マンション管理の適正化

- ・ 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターによるマンション管理に関するアドバイザー派遣や、「マンション管理ガイドライン」の改定・普及啓発などにより、管理組合による適正なマンションの維持管理を支援する。

また、マンションの基礎情報をデータベースにまとめ、個々の状況に応じた情報提供を行うなど、市区町村と連携して、マンション管理に対する関心の向上と取組の促進を図る。

<市町村・民間等の取組>

市町村等では、コミュニティ再生なども含めたソフト・ハード両面からの団地再生や空き家を住宅ストックとして活用する取組が進められている。

① 行政と民間が連携した多摩ニュータウンの再生

・多摩ニュータウン再生の取組（多摩市）

多摩市では、今後の人口減少等の動向を見据えて、多摩ニュータウン再生に係る今後の方向性や具体的取組の検討・推進を図るため、「多摩ニュータウン再生プロジェクト」を始めている。

今後、学識経験者や関係者により構成する「多摩ニュータウン再生検討会議」での意見等を踏まえ、「多摩ニュータウン再生方針」を策定し、取組を推進する予定である。



多摩ニュータウン再生プロジェクトシンポジウム

・ **諏訪2丁目住宅の建替えに伴う団地再生**

(東京建物株式会社、株式会社シティコンサルタンツ、

株式会社松田平田設計)

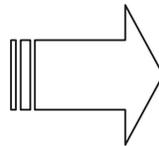
多摩市の諏訪2丁目住宅では、単なる「団地」の建替えにとどまらず、地域との共存、地域の活性化につながる「まち」の再生を目指して、都と多摩市の支援や、様々な事業関係者が合意形成への支援などに積極的に関与しながら、建替えが進められた。

建替え後の敷地内には、コミュニティカフェのほか、保育所、クリニック、高齢者支援施設などが設置され、また、お花見などの交流イベントも実施されており、多世代間、同世代間のコミュニティ形成にも配慮されている。

[関連 151 ページ]



建替え前



建替え後 (平成 25 年 7 月)

② **既存住棟を活用した団地再生と公共施設等の機能集積**

・ **多摩平の森地区 A 街区公共公益施設等整備構想 (日野市)**

日野市では、多摩平団地の再生によって生じた街区(A街区)を活用して、医療・福祉系の施設を中心とした地域に必要なサービス機能を集積する取組が進められている。医療、健康増進、児童福祉施設等を整備誘導し、近接する市立病院や既存の公共施設との機能連携も図りながら、多世代が賑わい、安心して住み続けられるまちづくりを目指している。



公共施設整備イメージ図

・ **多摩平団地における団地再生**

(独立行政法人都市再生機構、東電不動産株式会社、株式会社リビタ、
たなべ物産株式会社、株式会社コミュニティネット)

日野市の多摩平団地では、独立行政法人都市再生機構が既存の住棟を民間事業者へ賃貸することで、民間の創意工夫を活かして再生・活用する取組が行われている。

既存住棟5棟を賃借した各民間事業者では、団地型シェアハウスや、専用庭や貸し農園のある賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅などを提供している。大学生から高齢者まで幅広い世代にわたる利用者が、餅つき大会などのイベントや、編み物・着物着付けの指導を通じて、相互に交流している。

[関連 148 ページ]



再生された多摩平団地(たまむすびテラス)及び住民交流

③ 中古住宅や空き家の活用

・ 中古住宅のリノベーション（株式会社リビタ）

今後の人口減少や住宅ストックの供給状況を踏まえて、株式会社リビタでは、中古住宅のリノベーション事業を展開している。

同社では、住む方がより豊かな生活を実現できるよう、既存のマンションを一棟丸ごと買い取り、共用部分を含めてリノベーションする事業や、中古住宅の購入からリノベーションまでをワンストップでサポートするサービス、シェア型賃貸住宅の提供等を行っている。

また、同社を含め、既存住宅流通に関わる様々な企業等が参加して、「一般社団法人リノベーション住宅推進協議会」が設立されている。同協議会では、消費者が安心して既存住宅を選べる市場をつくり、既存住宅の流通を活性化することを目指して、リノベーション住宅の品質基準の設定や、「見て聞いて学ぶリノベーション」をコンセプトにしたイベント「リノベーション EXPO JAPAN」などの取組が行われている。

〔関連 152 ページ〕



リノベーション例

・ 空き家を活用した定住促進補助事業（檜原村）

檜原村では、過疎化等の影響により、村内各地の使用されなくなった空き家を活用するため、空き家の賃貸あっせんを進めている。賃貸や改修に係る費用の一部を補助することで、空き家の有効活用と定住化の促進を図っている。

＜行動戦略2＞オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えて、誰もがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」の実現を図るとともに、地域固有の文化など多摩地域の魅力を広く発信し、普及していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・スポーツ祭東京2013開催の成果と、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、更なるスポーツ振興や歴史や文化等の多摩の魅力発信の契機として活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・体育協会や競技団体等のスポーツ関係者、文化団体や観光協会、旅行者などの力を合わせて、地域の活性化へとつなげていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・地域住民と連携した取組を促進し、地域スポーツや文化発信への主体的な参画を促していく。

＜今後の事業展開＞

行動戦略2-1 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備の着実な推進
- 武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）等のスポーツクラスターの形成
- 都内全域における地域スポーツクラブの設置促進
- 障害者が身近な地域でスポーツを楽しめる環境の整備
- 自然、歴史、文化など多摩の多様な魅力の発信・普及等

これまでの都の主な取組

○地域におけるスポーツの振興

- ・地域スポーツクラブの設置 47市区町村 116クラブ（平成25年12月末現在）
- ・多摩地域におけるスポーツ教育推進校等の指定 134校

○多摩地域におけるスポーツイベントの実施

平成25年9月に、「第68回国民体育大会」と「第13回全国障害者スポーツ大会」を一体の祭典として、多摩・島しょ地域を中心に「スポーツ祭東京2013」を開催

○多摩の文化など地域の魅力を発信

- ・多摩フェスティバルの開催など多摩の魅力発信プロジェクトの推進（平成25年度）
- ・江戸東京たてもの園における万徳旅館をはじめとする建物の復元・公開

行動戦略2-1 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えて、「スポーツ都市東京」の実現に向けた取組を推進する。また、多摩地域独自の多様な文化を広く発信することで、多摩地域の持つ魅力を広く普及する。

<都の取組>

(1) オリンピック・パラリンピック開催を通じた「スポーツ都市東京」の更なる発展

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、大会開催基本計画等の策定、施設整備等の準備を、関係機関と連携して着実に推進する。
- ・ 多摩地域においては、自転車競技ロード・レース、サッカー、近代五種の3競技の実施が予定されており、来場する多くの観客等に、多摩地域の魅力を発信していく。また、多摩地域における事前合宿の誘致活動に対する支援について検討していく。



自転車競技ロード・レース

(2) 多摩地域におけるスポーツクラスターの形成

- ・ 味の素スタジアムの隣接地に、武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）を平成28年度までに整備する。国際大会等が開催できるメインアリーナのほか、サブアリーナ、屋内プールなどを整備し、多摩地域を代表するスポーツの拠点として活用していく。
- ・ パラリンピックも見据えて、東京都障害者スポーツセンター（国立市など）を改修し、バリアフリー化を推進するなど、障害者スポーツの環境を充実する。
- ・ 市区町村立スポーツ施設のバリアフリー化や競技スペースの拡大に向けた新築・改築等の取組を支援する。



味の素スタジアム周辺

(3) 地域におけるスポーツの振興

- ・ 東京都市町村総合体育大会や多摩川河川敷等を活用したウォーキング大会など、多摩の地域特性を活かしたスポーツイベントを実施する。
- ・ 都内全域における地域スポーツクラブの設置を促進するとともに、その育成を支援し、地域スポーツの活性化を図る。
- ・ 子育て世代等のスポーツ実施率の低い世代を対象とした取組を支援し、都民のスポーツ実施率70%を目指していく。



親子スポーツ教室

(4) 体力や競技力の向上に向けた取組の推進

- ・ 都の子供たちの体力向上推進に向けて、統一体力テスト、中学生「東京駅伝」大会の開催など、実効性のある総合的な対策を展開する。
- ・ オリンピック教育推進校の指定やオリンピック・パラリンピアンへの派遣等を通して、オリンピック教育を推進する。
- ・ 全国大会や関東大会等への出場を目指す都立高校を強化拠点に指定し、競技力の向上を図る。



中学生「東京駅伝」

(5) シニア世代のスポーツ振興

- ・ 誰もが、いつまでも健康な生活を送ることができるよう、シニア世代のスポーツ活動の機会を拡充する。
- ・ 高齢者を対象としたスポーツ競技会やスポーツに関する講習会等の実施を支援するほか、年齢や経験を問わず、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及を推進する。



シニアスポーツ

(6) 障害者スポーツの振興

- ・ 障害者が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう環境づくりを推進する。
- ・ 障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」や各種スポーツイベントを通じ、情報発信や普及啓発を行うことで、障害者スポーツの振興を図っていく。



障害者スポーツ

(7) 多摩の多様な魅力の発信・普及

- ・ 平成25年度に、多摩地域の東京移管120周年を記念して多摩の魅力発信プロジェクトを実施した。今後とも、市町村等と連携を図りながら、自然、文化、歴史、地域の特産物など多摩地域の有する魅力を広く発信する取組を推進する。
- ・ シンポジウムの開催等を通じて、多摩地域の魅力を多くの関係者が共有する機会を提供する。



多摩フェスティバル



残したい多摩の自然
(シンポジウム)

(8) 多摩地域から文化を広く発信

- ・ オリンピック文化プログラムの取組を通じて、地域に根付いた多摩地域の文化の魅力を広く発信していく。
- ・ 子供・青少年向けの体験プログラムやフェスティバル開催など地域資源を活かした文化イベントを推進し、多摩地域の多様な文化を広く発信する。
- ・ 江戸東京たてもの園において、歴史的建造物を保存・展示し、貴重な文化遺産を次世代に継承する。
- ・ 都立多摩図書館に創設した「東京マガジンバンク」において、時代状況を先鋭的に捉える速報性など雑誌ならではの有用性を活かした情報発信を進めていく。企画展示や講演会等を実施することで、多くの利用を促していく。
また、平成28年度に予定している国分寺市への移転改築により、開架閲覧スペースの充実などのサービス向上を図る。



東京都交響楽団による多摩・島しょ地域を中心とするコンサート



江戸東京たてもの園 万徳旅館
(青梅市から移築)



東京マガジンバンク

(9) 多摩地域における文化財の保護等

- ・ 多摩地域の国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し、後世に伝えるため、有形文化財の解体復元修理、破損修理、無形文化財の保存・伝承等の取組を支援する。
- ・ 保護した文化財は、多摩地域の各自治体による魅力的な観光資源として有効に活用していく。
- ・ 文化財を巡るコースマップの作成や外国語での情報発信を行うなど、回遊性を高め外国人観光客が訪れる魅力的な観光エリアを創出する。

[関連第3章]



多摩ニュータウン No.9 遺跡 出土土偶

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等では、地形を活かしたスポーツ振興や、貴重な戦災建造物の活用など、地域の魅力を発信する取組が進められている。

① 地形を活かしたスポーツ振興の取組

・自転車ヒルクライム大会（檜原村）

檜原村では、山間部にあるという地形を活かして、村内外から約300人の参加を募り、檜原村上川乗地区～数馬地区までの全長15kmの自転車ヒルクライムを開催している。

一般に不便だと考えられている急しゅんな地形を逆に利活用することで、村の魅力向上や観光客の増加を図るとともに、自転車というツールを利用して、環境に配慮する村の姿勢をPRしている。



自転車ヒルクライム

② 戦災建造物を活用した恒久平和祈念の取組

・戦災建造物旧日立航空機株式会社変電所を活用した「平和月間」事業

（東大和市）

東大和市では、都内に残る貴重な戦災建造物である旧日立航空機株式会社変電所を活用し、戦争の残酷さ、悲惨さを伝える取組を進めている。

毎年開催している「平和市民のつどい」の中で特別公開される旧日立航空機株式会社変電所は、航空機のエンジンを製造していた軍需工場の変電施設であり、第二次世界大戦中、3回にわたり米軍機の空襲を受けた。

外壁に残る無数の穴が、当時の攻撃の激しさを今に伝えており、建物の外観や建物内部を見学することなどを通じて、来場された方々の平和意識の醸成を図っている。



旧日立航空機株式会社変電所

＜行動戦略3＞子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成

多摩地域の活力を維持し、持続可能な発展を図っていくため、多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、安心して子を産み育てられる環境を整えるとともに、教育環境の充実を図り次代を担う子供たちを健全に育成する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・我が国の将来を担う財産である子供たちを、安心して産み育てられる社会を実現する。

②結集すべき官・民の力

- ・社会福祉法人、医療機関、NPOなど様々な力を活用して、子供たちのための環境を整備する。

③構築すべき連携やつながり

- ・都、市町村との連携に加えて、地域住民の協力も得て、子供たちの安心と安全を確保する。

＜今後の事業展開＞

行動戦略3-1 多様な保育サービス等による安心して子育てできる環境の整備

- 待機児童解消に向けた多様な保育サービスの拡充 等

行動戦略3-2 周産期・小児医療体制の充実

- 周産期母子医療センター等におけるNICU（新生児集中治療管理室）を整備 等

行動戦略3-3 次代を担う子供たちの健全育成

- 体験活動や見守り活動の推進による子供たちの健全育成 等

行動戦略3-4 優れた人材を育成する教育環境の充実

- 学力や道徳性の向上を図る教育環境の整備 等

これまでの都の主な取組

○認証保育所等の多様な保育サービスの提供

- ・多摩地域の認証保育所の定員 5,638人（平成25年4月1日現在）
- ・多摩地域の認可保育所の定員 66,026人（平成25年4月1日現在）

○周産期・小児医療体制の整備

平成22年3月に、多摩メディカルキャンパス内に多摩総合医療センター及び小児総合医療センターを開設し、スーパー総合周産期センター、東京都こども救命センター等の指定を受けるなど、周産期・小児医療体制を整備

○都立高校改革の推進

- ・南多摩中等教育学校（八王子市）
- ・三鷹中等教育学校（三鷹市）
- ・町田総合学科高校（町田市）
- ・多摩科学技術高校（小金井市） が開校

行動戦略3-1 多様な保育サービス等による安心して子育てできる環境の整備

多摩地域の待機児童数は平成25年4月1日現在、2,838人となっており、都全体の約35%を占めている。

民間等の力を活用した多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、誰もが安心して子育てができる環境を整備する。

<都の取組>

(1) 多様な保育サービスの拡充

- ・ 空き家や空き店舗など、既存の資源を活用して、0～2歳児を対象とした小規模保育を整備する市区町村を支援する。
 - ・ 保育所や複数の家庭的保育者相互間の連携も図りながら、家庭的保育事業を推進する。
 - ・ 大都市特有の保育ニーズに的確に応える都独自の認証保育所の整備を促進する。
 - ・ 賃借物件を用いた認可保育所の整備を行う社会福祉法人等を支援する。
 - ・ 定期利用保育事業制度の市区町村への普及促進を図り、パートタイム労働者等のための保育サービスを充実する。
 - ・ 病児・病後児保育の充実に向け、医療機関、保育所等におけるケア体制の整備を促進する。
- また、保護者の利便性の向上を図るため、駅前等への設置や保育所等で児童が発病した際の送迎サービス等を促進する。



小規模保育



認証保育所

(2) 送迎保育ステーションの実施支援

- ・ 近隣に入所可能な保育施設が見つからない児童が、遠距離にある保育施設にも通所できるよう、保護者にとって利便性の良い場所に送迎ステーションを設置し、送迎バスにより児童を送迎する取組を行う市区町村を支援する。

(3) 待機児童解消への取組の支援

- ・ 待機児童の解消に向け、市区町村が地域の実情に応じて実施する取組を広く柔軟に支援する。
- ・ 保育所等の開設準備や保育所等整備、認可保育所の定員の弾力化に向けた取組などを支援することで、保育サービス拡充に向けた取組を加速させていく。
- ・ 休日保育や夜間保育等の推進に向け、国の助成制度を活用し、安心して子育てができる環境を整備する。

(4) 子育て家庭を地域で支える取組の支援

- ・ 市区町村が子供家庭支援センターや子育てひろばなどにおいて実施する相談支援事業やネットワーク強化に向けた取組を支援するとともに、職員を対象とした研修等を行い、地域の子育て支援機能の強化を図る。
- ・ 保護者の心理的、肉体的な負担を軽減するため、ショートステイや一時預かり等を推進する。

(5) 学童クラブの設置等の支援

- ・ 小学校の空き教室等の活用や建物改築等により、学童クラブ事業に取り組む市区町村や社会福祉法人等を支援する。
- ・ 開所時間の延長や保育士等の配置などサービス向上を図る都型学童クラブの設置を促進する。

(6) ひとり親家庭への支援

- ・ 家庭相談や生活支援講習、学習支援ボランティアの派遣など、ひとり親家庭の地域での生活を支える取組を、市区町村への支援を通じて促進する。
- ・ 日常生活に大きな支障が生じているひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を図る。

(7) 子育て施策の充実に向けた包括的支援

- ・ 「子育て推進交付金」を活用し、市町村による保育サービスの拡充と子育て支援全般の充実を図る。
- ・ 市区町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実に資する事業を支援する。

＜市町村・民間等の取組＞

安心して子育てできる環境の整備に向け、市町村等では、NPO 等と連携した取組が行われている。

地域の支えあいによる子育てしやすい環境の整備

・ホームビジター派遣事業・赤ちゃんのチカラプロジェクト（清瀬市）

清瀬市では、子育て支援施策の一環として、1973年に英国で始まった「ホームスタート」と呼ばれる訪問型子育て支援ボランティア活動を取り入れた「ホームビジター派遣事業」を平成21年度から実施している。

外出しにくい保護者、孤立しがちなストレスの高い保護者を支援できること、子育て困難家庭になる前のグレーゾーン家庭について、早期から支援できることが特徴であり、児童虐待の一次予防対策としての効果が期待できる。

また、全市立小・中学校で「自他の生命を尊重する態度」や「生まれてきたことへの感謝の気持ち」を育む「赤ちゃんのチカラプロジェクト」を実施している。児童・生徒が、各校を訪れる赤ちゃんを抱き上げ、その笑顔や泣き顔などに直接触れることで、命の大切さを心と体で実感する機会を提供している。

いずれの取組も、市内で先駆的な取組を行っているNPOとの連携・協力の下で、実施されている。



ホームビジター



赤ちゃんのチカラプロジェクト

行動戦略3-2 周産期・小児医療体制の充実

小児総合医療センターの体制強化等により、多摩地域において、安心して子を産み、育てることができる周産期・小児医療体制の充実を図る。

<都の取組>

(1) 周産期医療体制の強化

- ・ ハイリスクの妊婦や新生児等に適切な医療を提供する周産期母子医療センター等において集中治療が必要な新生児に対応するNICU（新生児集中治療管理室）を整備する。

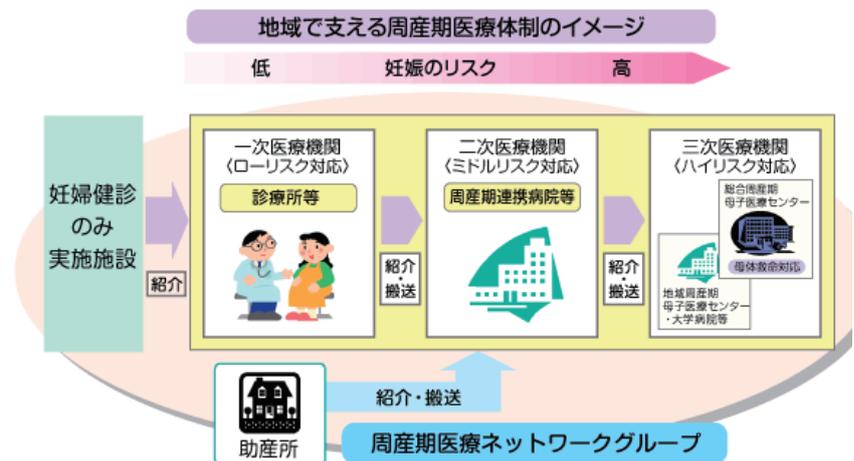
あわせて、麻酔科医師、臨床心理技術者、NICU入院児支援コーディネーターの配置促進等により、妊婦・新生児の搬送受入体制等を充実し、周産期母子医療センターの機能を強化する。



小児総合医療センターのNICU

- ・ ミドルリスク患者を受け入れる周産期連携病院を指定することにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送の集中を緩和するとともに、妊婦のリスクに応じた受入体制を確保する。
- ・ 比較的高リスクの新生児や新生児ドクターカーによる搬送を受け入れる多摩新生児連携病院を指定し、多摩地域の新生児受入体制を強化する。
- ・ 都内に8つの周産期医療ネットワークグループ（多摩地域では1グループ）を設定し、グループ内で一次・二次・三次の医療機能分化や搬送に係る連携を図ることで、限られた医療資源を有効に活用していく。
さらに、多摩地域については6つのサブグループに分け、きめ細かな連携を図っていく。
- ・ 緊急に母体救命処置を必要とする妊婦等を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」（スーパー総合周産期センター：都内4か所、多摩地域では多摩総合医療センター・小児総合医療センター）により、迅速な医療体制を確保する。

東京消防庁に周産期搬送コーディネーターを24時間体制で設置し、地域内で受入れが困難な母体・新生児について都全域の搬送調整を行う。



- ・ NICUやGCU（回復期治療室：NICUの後方病床）に長期入院している小児等のスムーズな在宅移行を支援するため、在宅移行訓練のための専用病床確保等を促進する。
- ・ 在宅療養中の小児等の介護を行う保護者の負担軽減（レスパイト）を目的とした短期入院の実施を促進することにより、在宅移行後の支援の充実を図っていく。

（２）小児医療体制の充実

- ・ 東京都こども救命センター（都内4か所、多摩地域では小児総合医療センター）を活用し、重篤な小児救急患者の救命治療に迅速な対応を行うとともに、円滑な転院搬送の調整や小児救急医療の臨床教育・研修等を実施する。
- ・ 休日及び全夜間における小児科の救急患者に対応する救急医療機関を確保する。
- ・ 地域の診療所の医師等を対象とした臨床研修や症例検討会等を実施し、小児救急医療を担う人材の養成・確保を進める。
- ・ 医療機関等で構成される小児医療協議会を設置し、初期救急から三次救急までの施設間の連携強化を促進し、小児救急医療体制の確保・充実を図る。

行動戦略 3-3 次代を担う子供たちの健全育成

多摩地域に暮らす次代を担う子供たちが、健やかに、また、安全に見守られながら育つための環境を整える。

<都の取組>

（１）子供たちの居場所づくりの推進

- ・ 子供たちが、緑豊かな環境の中、自然と触れ合いながら家庭や学校では体験できない学びの喜びを発見できるよう、「高尾の森わくわくビレッジ」を活用し、多様な体験活動等を行うプログラムを提供する。
- ・ すべての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の居場所（放課後子供教室）を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供する。



高尾の森わくわくビレッジ



放課後子供教室（小平市）

(2) スポーツ体験や遊び、生活の場の提供を通じた子供たちの健全育成

- ・ 学校や地域のイベントに様々なアスリートを派遣し、あいさつやチームワークの大切さを親子に伝えるなど、アスリートとの交流やスポーツ・芸術等の体験を通じ、「心の東京革命」に掲げる規範意識や他人を思いやる心を育む。
- ・ 子供たちに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館の整備や、保護者が就労等で昼間家にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る学童クラブ事業を行う市区町村等を支援する。



アスリートとの交流イベント

(3) 乳幼児、義務教育就学児及びひとり親家庭等に係る医療費の助成

- ・ 乳幼児、義務教育就学児やひとり親家庭等の医療費の負担を軽減し、保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援することなどを目的として、市町村が実施する子供やひとり親家庭等に対する医療費助成事業に対し補助を行う。

(4) 子供たちの安全確保

- ・ 子供を見守る防犯ボランティア活動の活性化の促進やリーダーの育成を進め、子供が犯罪に遭いにくい環境づくりを推進する。
- ・ 子供自身の犯罪被害防止能力を高める地域安全マップづくりの普及を推進し、教員やスクールサポーターを中心に、子供への指導を行う人材を育成する。



地域安全マップ

(5) 消費者教育の推進

- ・ 消費者被害の未然・拡大防止及び自立した消費者の育成のためには、消費者教育を実施していくことが必要である。その一環として、授業等で活用できる DVD などの消費者教育用教材を作成し、その活用を促進していく。
また、教員が授業を行う上で役立つ実践的な内容の講座を開催するなど、必要な支援を行う。
- ・ 夏休み期間に小学生とその保護者を対象に消費生活における必要な知識等の習得を目的とした講座等を開催するなど、地域や家庭における消費者教育を推進する。

(6) 若年者のひきこもり対策の推進

- ・ ひきこもりの本人や家族等を対象に、メール・電話による相談を行うほか、訪問相談支援（アウトリーチ）を実施する。
- ・ 東京都若者社会参加応援事業の登録 NPO 法人等と連携して、ひきこもり等の若者への相談・支援事業の実施など支援体制の整備を行う市区町村の取組を支援する。



ひきこもり対策のスキーム

行動戦略 3 - 4 優れた人材を育成する教育環境の充実

将来の日本を背負う優れた人材を育成するため、多摩地域における子供たちの教育環境の充実を図っていく。

<都の取組>

(1) 学力向上や海外で活躍する人材育成を実現する教育の推進

- ・ 児童・生徒の「確かな学力」の定着と伸長を図るため、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の分析結果に基づき、習熟度別指導を実施するなど都内各小・中学校における授業改善を推進する。
- ・ 東京都における理数教育の振興を図るため、小・中学校において、「理数フロンティア校」を指定するとともに、科学の専門家から指導を受けることのできる「東京ジュニア科学塾」を実施し、科学に高い興味・関心がある中学生の育成を図る。
都立高校においては、「理数フロンティア校」に対して、研究・開発の支援を行うとともに、「理数教育チャレンジ団体」に対しては、自然科学に関わるテーマを設定して行う生徒の研究活動を支援し、これらの成果を普及することで理数教育の一層の充実を図る。
- ・ 全都立高等学校が、「都立高校学力スタンダード」を踏まえ、具体的な学習目標を明示した自校の学力スタンダードを作成し、それに基づいた組織的・効果的な指導を行う。
- ・ 様々な分野等でリーダーとなり得る人材を育成するため、都立高校生への「次世代リーダー



次世代リーダー育成道場①
(現地校の様子)



次世代リーダー育成道場②
(特別プログラム)

育成道場」の取組内容の充実を図る。また、都立高校においてJETプログラムによる外国人の招致を拡大するとともに、外国人指導者として在京外国人の更なる活用を図り、日本人教員とネイティブによる指導を充実する。

さらに、JICAと連携し、「青年海外協力隊」の派遣前研修を基に高校生向けの体験研修を開発・実施して、国際社会に貢献する意識と行動力を持った生徒を育成する。

- ・ 私立高校による各校独自の特色ある留学プログラムに参加する生徒を対象に、長期の留学に対する留学支援制度により、意欲ある若者の留学へのチャレンジを後押しする。
- ・ 自然・生命、ごみ・資源及びエネルギー・地球温暖化等の環境について児童・生徒が学び、考え、行動する契機となるよう、環境教育カリキュラム等を活用した教育の充実を図る。
- ・ 都内小・中・高等学校全校に配置した児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士等）を活用し、いじめや不登校など児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消を図る。
- ・ 教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするスクールソーシャルワーカーの市町村配置を促進することで問題を抱える児童・生徒の支援を行う。
- ・ 不登校やいじめなどの健全育成上の課題に対して、民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OBなどの地域の人材を家庭と子供の支援員として派遣し、教員とともに家庭訪問を行い、児童・生徒への直接的な助言を行うとともに、保護者に対して子供が抱える課題の解決に向けた助言や情報提供を行うなど、保護者の不安や悩みを解消することで子供の立ち直りを支援する。
- ・ 夏の猛暑対策として市町村が行う公立小中学校の普通教室の冷房化に続き、防音性の必要から窓を開けられない音楽室など一部の特別教室の冷房化への財政支援を行う。

（2）豊かな心を育てる道徳教育の推進

- ・ 道徳授業地区公開講座の実施や、東京都道徳教育教材集の活用及び保護者向けリーフレットの配布等により、学校と家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。
- ・ 都立高校で、教科「奉仕」における体験活動を基盤として開発した人間としての在り方生き方に関する新教科により、道徳教育を充実させ、生徒の道徳性・社会性を育成していく。
- ・ 生徒の道徳的実践力の向上を図り、知・徳・体がバランスよく備わり、日本人としての誇りと自覚をもって社会で活躍する若者を、数多く輩出する。



都独自の道徳教育教材

(3) 都立学校の充実・発展

- ・ 「都立高校改革推進計画」に基づき、学力の定着・伸長や教員の資質・能力の向上などを着実に推進する。
- ・ 児童・生徒が、情報化社会の進展に対応するための情報モラルや情報活用能力を習得できるよう、最新の情報処理機器の配備など都立学校のICT環境整備を促進する。

(4) 特別支援教育の充実

- ・ 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校の再編整備を推進する。
また、知的障害のある生徒の企業就労を目指し、高等部職業学科における職業教育を進める。
- ・ 発達障害のある児童・生徒への指導・支援を充実させるため、平成28年度から小学校において特別支援教室による巡回指導を開始する。

(5) 幼児教育の充実

- ・ 私立幼稚園における教育時間終了後や長期休業期間中の預かり保育を充実し、保護者の教育ニーズに対応した質の高い幼児教育を提供する。

(6) 校庭の芝生化

- ・ 子供たちの健やかな成長を支える教育環境を整えるため、都内全域で公立小中学校、都立学校の校庭の芝生化を推進していく。
- ・ 校庭グリーンキーパーや専門家の派遣により、市区町村を支援するとともに、技術講習会の実施により芝生リーダーを育成する。
- ・ 東京芝生応援団等による普及啓発を進めるとともに、学校と地域が連携・協働して校庭の芝生を活かした活動を展開していく。



校庭芝生化(青梅市)

＜行動戦略4＞高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現

多摩地域が今後も魅力・活気に満ちあふれた地域であるため、今後増加が見込まれる高齢者の健康や安心を守るとともに、生きがいを感じながらいきいきと活躍できる社会をつくる必要がある。

高齢者が、住み慣れた地域で、健康で安心して生活できるよう、見守り体制を構築するとともに、住居やグループホームなど必要な環境整備を推進する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・元気な高齢者の豊富な知識や経験を、地域を活性化する人的資源として活用する。
- ・高齢者を支える仕組みや住居等の充実を図り、生活基盤を強化する。

②結集すべき官・民の力

- ・民間事業者、NPO、社会福祉法人などの力を活かして、高齢者の社会参画、高齢者福祉施設等の環境整備を促進する。

③構築すべき連携やつながり

- ・市町村の主体的取組に対する都の支援など行政機関の連携を図る。
- ・地域にネットワークを有する民間事業者や団体と協力体制を構築する。

＜今後の事業展開＞

行動戦略4-1 高齢者が元気にいきいきと活動する社会づくり

- 高齢者への就業支援やシニアスポーツの振興の着実な推進 等

行動戦略4-2 高齢者を地域で支える仕組みづくり

- 地域包括支援センターの機能強化、シルバー交番の設置

行動戦略4-3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 認知症高齢者グループホームの定員確保など高齢者のための環境整備の促進等
 - ・認知症高齢者グループホーム 平成26年度末までに1万人分

これまでの都の主な取組

○地域の実態にあった在宅福祉サービスの充実

訪問介護事業所数

367事業所(平成13年) ⇒ 768事業所(平成24年)

○多摩地域における認知症高齢者グループホーム等の整備

認知症高齢者グループホームの定員 2,238人(平成24年度)

シルバー交番設置市町村 5市町

行動戦略4-1 高齢者が元気にいきいきと活動する社会づくり

多摩地域において今後増加が見込まれる高齢者が、いきいきと活動できるよう、高齢者への就業支援などを展開していく。

<都の取組>

(1) 高齢者等の活躍の場の拡大

- ・ しごとセンター多摩において、定年等退職者向けのセミナーを開催するなど、高齢求職者を対象に、キャリアカウンセリング、セミナー・能力開発、求人情報の提供・職業紹介等、雇用就業に関する多様なサービスを提供する。

〔関連第2章〕

- ・ シルバー人材センターにおける会員拡大や活動拠点となる施設整備などの取組を支援し、働く意欲のある高齢者の身近な地域での就業機会の確保を促進していく。



カウンセリングの様子(しごとセンター多摩)

(2) シニア世代のスポーツ振興

- ・ 誰もが、いつまでも健康な生活をおくることができるよう、シニア世代のスポーツ活動の機会を拡充する。
- ・ 高齢者を対象としたスポーツ競技会やスポーツに関する講習会等の実施を支援するほか、年齢や経験を問わず、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの普及を推進する。〔本章再掲〕



シニアスポーツ

<市町村・民間等の取組>

市町村等では、元気な高齢者を活用して、地域の活性化を図る取組が進められている。

地域活動の担い手となるシニア向け講座

・ はちおうじ志民塾（八王子市）

八王子市では、定年退職者を含むシニア世代を対象に講座を開催している。

この講座は、これまで培ってきた自らの知識や経験を、地域に根ざした主体的な活動に活かしていただくとともに、コミュニティづくりや防犯・防災の取組主体となる町会・自治会やNPOなどの地域活動の担い手の中心となる人材の養成を目的としている。

これまで、約100名が受講し、その多くが地域のコミュニティづくりなどにおいて中心的な役割を担って活動している。

行動戦略4-2 高齢者を地域で支える仕組みづくり

介護等の様々な支援が必要となる多摩地域の高齢者が安心して生活できるよう、地域における支えあいの機能を強化していく。

<都の取組>

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- ・ 地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括しサポートする「機能強化型地域包括支援センター」を設置する市区町村を支援する。
- ・ センターの介護予防機能の向上等を図るため、介護予防に関する専門的助言及び技術的支援を行う専門職「介護予防機能強化支援員」を配置する市区町村を支援するとともに、地域包括支援センター職員研修事業を充実していく。

(2) 訪問看護による高齢者ケアの推進

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問看護ステーションによるケア体制の充実強化を図る。訪問看護ステーションの設置促進、安定的な運営の実現、人材の確保育成に向けた取組を支援する。
- ・ 訪問看護師が研修を受講する場合等に必要な代替職員の雇用を支援し、勤務環境の向上を図り、訪問看護師の資質向上及び定着を促進していく。

(3) シルバー交番の設置促進

- ・ 地域における高齢者を見守る拠点となるシルバー交番の設置を促進する。高齢者からの相談受付、緊急通報システムによる見守り等を行うことで、一人暮らしの高齢者等が、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進する。

(4) 高齢者対策等に係る包括的支援の実施

- ・ 市区町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する高齢者に対する福祉サービスの充実及び基盤整備に資する事業を支援する。

(5) 高齢者の消費者被害の防止

- ・ 高齢者の悪質商法被害を防止するため、高齢者本人や介護事業者等の高齢者を見守る立場の人などに向けた消費者教育を実施し、高齢者が被害に遭いやすい消費者トラブル事例や被害発見のポイント、対処方法などの啓発や情報提供を行う。

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等では、地域や民間企業と連携して、一人暮らしの高齢者等を見守るための取組が進められている。

地域や民間企業等と連携した高齢者を見守る仕組みづくり

・協働による見守り協定事業（八王子市）

八王子市では、社会問題の一つとなっている孤立死・孤独死を防止するため、新聞販売や電気、ガス、郵便局等のスタッフが高齢者等の異変に気付いた時に緊急連絡する「高齢者等の見守りに関する協定」を市内15の事業種と締結している。緊急時の連絡を可能にするため24時間対応の専用電話を設置するとともに、電話番号を記載したステッカーをスタッフへ配付している。また、平成26年1月に市内91店舗の規模を持つコンビニエンスストアと新たに協定を結ぶなど協力事業者を更に拡大することで、市民の安心な暮らしにつなげている。

・地域みまもりネットワーク（東村山市）

東村山市では、環境整備事業協同組合や生活協同組合、シルバー人材センター、新聞販売事業者、電気・ガス事業者など民間事業者等とみまもり協定を締結するほか、警察・消防・民生委員・児童委員等への情報提供体制を構築し、2つの仕組みを活用して高齢者等の要援護者の見守り体制を構築している。民間事業者との間では連絡会も開催し、円滑な見守りの推進に努めている。

・ささえあいネットワーク（西東京市）

西東京市では、地域住民、事業所、民生委員、地域包括支援センター及び市が、相互に連携しあう仕組みとして、「ささえあいネットワーク」を創設した。平成25年8月現在、ささえあい協力員1,057名、ささえあい訪問協力員286名、ささえあい協力団体133団体が登録しており、高齢者やその家族からの相談等に応じることで、地域で支える体制を構築している。

・**地域ケアネットワーク推進事業・見守りネットワーク事業**（三鷹市）

三鷹市では、地域で暮らす人たちがつながり、支え合うために、コミュニティ住区を基本エリアとしてその地域で活動する町会・自治会、民生・児童委員、ボランティア団体、専門機関、行政などで構成する「地域ケアネットワーク」を設立している。

地域ケアネットワークは、高齢者だけでなく障害者や子育て世帯など、地域に暮らすすべての人々を対象に、地域の様々な課題を発見・解決するために、居場所づくり事業としての地域サロン、専門窓口やサービスにつなげるお手伝いをする相談サロン、隣近所のちょっとしたお手伝いなど、「共助」による支え合い活動を展開している。

また、子供から高齢者までの「孤立死」などを防ぐため、「見守りネットワーク事業」も推進している。市民や民生・児童委員、地域包括支援センターの取組に加え、町会・自治会、地域ケアネットワーク、ボランティア団体、民間事業者等と連携して、見守りのしくみを構築している。

行動戦略4-3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

あらゆる高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、サービス付き高齢者向け住宅や認知症高齢者グループホームをはじめとした高齢者施設など、必要な環境を整備していく。

<都の取組>**(1) 高齢者向け住宅等の供給促進**

- ・ サービス付き高齢者向け住宅等についての整備や家賃に対する助成を行う市区町村への支援等により、高齢者が安心して暮らすことのできる住宅の供給を促進する。
- ・ サービス付き高齢者向け住宅については、医療・介護サービスを連携させた住宅の供給を促進するとともに、一般住宅を併設し、居住者がつながりを保ちながら生活できる住宅の供給に向け取り組む。

(2) 低所得高齢者のすまいの確保

- ・ 身体機能の低下等により、居宅生活が困難となった低所得高齢者等が安心して生活できるよう、見守りなど高齢者等の支援体制において一定の水準を満たす宿泊所（「寄りそい型宿泊所」）に対し、市区を通じて支援を行うことで、介護保険施設等を確保するまでの間の中間的居場所を提供する。
- ・ 高齢による心身の機能低下や障害などにより、日常生活に不安があり、かつ住宅に困窮している低所得高齢者等が、安心して地域で生活できるよう、居住支援協議会等の取組により住宅を確保し、見守り等の生活支援サービスを提供する市区町村を支援する。
- ・ 地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームの整備を推進する。 ※武蔵野市及び三鷹市（一部地域）が対象地域

(3) 高齢者福祉施設等の整備の促進

- ・ 都内全域で平成26年度末までに1万人の定員を確保できるよう、認知症高齢者グループホームの整備を促進する。
- ・ 市区町村及び社会福祉法人による施設整備等の費用を助成することで、特別養護老人ホームの整備を促進する。
- ・ 所有地を建替え期間中の一時的な移転用施設の設置用地として活用し、老朽化した特別養護老人ホーム等の建替えを推進する。
- ・ 所有地を活用して、高齢者福祉施設等の整備を促進する。

[本章再掲]

<市町村・民間等の取組>

市町村等では、高齢者が生きがいをもって暮らすことができるよう、地域の特性を踏まえながら、高齢者施設の整備が進められている。

高齢者を中心とした多世代交流施設の設置

・ 寄り合いハウスいこいの整備（瑞穂町）

瑞穂町では、高齢者がいつまでも生きがいを持って暮らし、社会に参加できるよう、多世代間の交流の場や機会を創出する施設の整備を進めている。

古くは冠婚葬祭を家で行っていたという町の歴史風土を踏まえて、かつての民家を再現した間取りとし、高齢者が町の歴史や物語を青少年に伝えるなど、世代を超えた交流を促進することを目指している。

施設の管理運営を、町内会や老人クラブ等と協働して行うとともに、災害時の緊急避難場所としての機能も併設する。



寄り合いハウスいこい

＜行動戦略5＞障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

障害のある人もない人も共に暮らすことのできる地域社会の実現に向けた取組を一層推進する。

障害者やその家族が安心して暮らせる社会が実現できるよう、障害者の地域における生活基盤を整備するとともに、当たり前に行ける社会の実現を目指し、障害者の就労支援等を推進していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・ 障害者の生活基盤となる地域の福祉施設等の整備を促進する。

②結集すべき官・民の力

- ・ 障害福祉サービス事業者、民間企業など、様々な主体の力を活かして、障害者の暮らしやすい社会を実現する。

③構築すべき連携やつながり

- ・ 市町村と都の相互の連携・協力や、地域の多様なつながりにより、障害者の安全・安心を確保する。

＜今後の事業展開＞

行動戦略5－1 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

- 障害者グループホームや通所施設など定員確保

(平成24年度から平成26年度末までに4,810人)

- 特別支援学校におけるキャリア教育の推進など障害者の就労促進 等

これまでの都の主な取組

○グループホームなど地域における障害者の生活基盤の整備

障害者グループホーム（定員） 5,979人(平成24年度)

通所施設等日中活動の場（定員） 38,487人(平成24年度)

○障害者の就労支援

東京障害者職業能力開発校（小平市）において公共職業訓練を実施

○多摩地域におけるスポーツイベントの実施

「第68回国民体育大会」と「第13回全国障害者スポーツ大会」を一体の祭典として、多摩・島しょ地域を中心に「スポーツ祭東京2013」を開催

行動戦略5-1 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

地域における生活基盤の整備を促進するとともに、障害者の自立した生活の実現に向けて、就労支援等の充実を図る。

<都の取組>

(1) 府中療育センターの機能強化

- ・ 府中療育センターと多摩療育園を一体的に整備し、重症心身障害児(者)の入所施設として質の高い医療・療育を提供するとともに、通園・通所機能、外来機能を兼ね備えた、乳幼児から成人までを対象に総合的な療育を行う施設とする。
- ・ 新センターは、「医療支援」「在宅支援」「人材育成・情報発信」の拠点としての機能を担っていく。

(2) 障害者に係る施設整備の促進

- ・ グループホームや通所施設など、障害者の地域における生活基盤の整備を促進するため、整備に係る経費の事業者負担を軽減する特別助成や定期借地権の一時金に対する支援などにより、平成24年度から平成26年度末までに4,810人分の基盤整備を進めていく。

(3) 障害者スポーツの振興

- ・ 障害者が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう環境づくりを推進する。
- ・ 障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO障スポ・ナビ」を活用し、イベントや公立スポーツ施設のバリアフリー情報など様々な情報を発信していく。

[本章再掲]



障害者スポーツ

(4) 障害者の就労の支援

- ・ 障害者がそれぞれの適性に応じた知識や技能を習得することで、自立した生活を送ることができるよう、東京障害者職業能力開発校において職業訓練を実施する。
- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者を対象として、求人ニーズ、訓練生ニーズに応じた訓練を行っていく。
- ・ 障害者が安心して働き続けられるよう、コーディネーターによる就労面と生活面の支援、並びに企業に対する障害者雇用へのアプローチを行う障害者就労支援センターを設置する市区町村を支援していく。



東京障害者職業能力開発校
における訓練風景

(5) 障害者に係る取組の充実

- ・ 市区町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に資する事業を支援する。

＜行動戦略6＞健康と安心を支える医療体制の整備

地域の人たちが、健康で安心して生活できるよう、適切な医療を提供できる体制を整備する。

多摩総合医療センター等を中心とした総合的な医療の提供や救急医療体制の整備などのほか、医療人材の確保などを着実に推進していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・地域の医療資源である医療機関の機能強化、医療人材の確保・育成を図っていく。

②結集すべき官・民の力

- ・都立病院等の公立の医療機関はもとより、民間の医療機関の力も最大限に発揮して、適切に医療を提供する体制を整える。

③構築すべき連携やつながり

- ・市町村、医師会等の連携を強化するとともに、医療に関する都民の理解・協力を促進する。

＜今後の事業展開＞

行動戦略6-1 多摩地域における総合的な医療の充実

- 多摩総合医療センター・小児総合医療センターの機能強化 等

行動戦略6-2 地域医療を支える人材の確保・育成

- 東京医師アカデミーによる医療人材の確保 等

これまでの都の主な取組

○多摩メディカルキャンパスの開設（平成22年3月）

- ・府中病院を多摩総合医療センターに整備
- ・清瀬・八王子小児病院、梅ヶ丘病院を小児総合医療センターに移転・統合
- ・東京ER・府中を東京ER・多摩（総合）及び東京ER・多摩（小児）に機能強化

○リハビリテーション対策の充実

- ・地域リハビリテーション支援センターの指定 5センター
武蔵野赤十字病院、多摩北部医療センター、村山医療センター、永生病院、大久野病院
- ・回復期リハビリテーション病棟病床数 1,845床（平成25年4月現在）

行動戦略6-1 多摩地域における総合的な医療の充実

誰もが地域で安心して医療を受けられるよう、多摩総合医療センター、小児総合医療センターにおける総合的な医療の充実を図る。

また、救急医療を必要とする人たちが、迅速かつ円滑に医療を受けられるよう、救急医療体制を整備する。

<都の取組>

(1) 多摩メディカルキャンパスにおける総合的な医療の提供

- ・ 多摩地域における良質な医療サービスの確保を図るため、多摩総合医療センター、小児総合医療センターの機能の強化充実を図る。
- ・ 多摩総合医療センターでは、救急医療、がん医療、周産期医療を三本柱として、高齢化の進行に伴う重症患者や合併症患者の増加を見据えた救急患者受入体制の充実など、医療機能を充実強化する。
- ・ 小児総合医療センターでは、小児の「こころ」から「からだ」に至る高度・専門的な医療及び重症の救急患者を中心とした急性期の医療を提供し、都における小児医療の拠点としての役割を果たしていく。

(2) 救急活動体制の充実強化

- ・ 救急隊の計画的な増強をはじめ、救急搬送トリアージの実施等により、円滑な救急搬送を図っていく。
- ・ 救急相談センターや東京版救急受診ガイドを普及啓発して、増大する救急需要に対応していく。



救急相談センター

(3) 救急医療体制の強化

- ・ 救急医療体制の更なる充実強化に向けて、搬送する医療機関の選定に時間を要する患者を迅速に受け入れる体制を確保するなど、都民により大きな安心を実現するための取組として「救急医療の東京ルール」を推進する。
- ・ 二次保健医療圏内において救急患者を受け入れる体制を確保するため、搬送調整や受入機能を担う「東京都地域救急医療センター」を設置している。

また、二次保健医療圏ごとにすべての二次救急医療機関が参加する「地域救急会議」を開催し、更なる連携の強化を図っていく。

- ・ 二次保健医療圏内で患者の受け入れが困難な場合、東京消防庁の司令室に365日24時間、配置している「救急患者受入コーディネーター」が、他圏域の地域救急医療センターと協力しながら、患者の受入医療機関の確保等を行う。

(4) 在宅療養への円滑な移行

- ・ 病院から在宅療養へ円滑に移行できるよう、地域における在宅医療の基盤整備を促進する。地域の在宅療養を担う人材を確保・育成するため、地域の医療人材に対する研修を実施するとともに、研修の指導者として在宅療養地域リーダーを育成していく。
また、研修を通じて、地域の病院スタッフと在宅医療に従事するスタッフとの連携体制を構築する。

(5) 医療に対する理解と参画の促進

- ・ 医療を受ける者、医療を提供する者、学識経験者等で構成する「医療情報に関する理解促進委員会」を設置し、患者が医療に関する情報を正しく理解し、活用できるよう支援する。
- ・ 患者が医療に関する制度・医療保険制度を正しく理解し、適切な受療行動の促進につなげるため、医療情報ナビを冊子やWebで提供する。

(6) 医療保健施策の充実に向けた包括的支援

- ・ 地域の実情等を踏まえたきめ細かな医療保健サービスを展開するため、身近な地域保健の実施主体である市区町村が、主体的に実施する医療保健分野にわたる事業に対し支援を行い、医療保健サービスの向上を図る。

行動戦略6-2 地域医療を支える人材の確保・育成

地域における医療を支える医師、看護師等の人材を確保・育成し、多摩地域において適切な医療を提供する体制を整える。

<都の取組>

(1) 総合診療能力を有する専門医等の確保・育成

- ・ 総合診療能力と専門性を身に付けた医師を育成するため、東京医師アカデミーにおける臨床研修等を実施する。医療環境の変化やレジデントのニーズ等に応じたコースを設定するとともに、豊富な臨床症例の活用や指導体制の強化を図り、有為な医師を育成する。
また、多様な研修体系の構築に向けて、大学病院や研究機関等との連携を図るとともに、将来の都立病院の中核を担う人材をクリニカル・フェロー制度によって確保する。
- ・ 都内の救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、より高度な小児救急医療に関する研修を実施する。

(2) 地域医療の人材確保

- ・ 地域医療の支援に意欲を持つ医師を「東京都地域医療支援ドクター」として採用・派遣するほか、へき地等への医師の派遣に協力する医療機関を支援することで、医師不足が深刻な地域における医師の確保を図る。
- ・ 都内で医師の確保が必要な地域や診療科等において、医師の業務に従事する意志を有する医学生に対し奨学金を貸与し、医師の確保等を図る。
- ・ 病院勤務医の離職防止と定着を図るため、医師、医療クランク、助産師、看護師等とのチーム医療を促進するとともに、女性医師の復職に向けた研修実施等の取組を行う医療機関を支援する。

(3) 看護師の人材確保

- ・ 看護職員の確保、資質の向上等を図るため、就労あっせんや相談等を実施するナースバンク事業を行うほか、看護職の定着促進に向けた研修、看護体験学習等の普及啓発を実施する。
- ・ 医療機関における新人看護職員の研修体制の整備等を推進し、医療現場と基礎教育とのギャップ解消を図り、離職防止と定着を進める。
- ・ 医療機関における看護職員の確保を図るため、都が任命する看護師等就業協力員が中小病院を巡回訪問し、勤務環境改善や研修体制構築に向けた取組に対して助言・指導等を実施する。
- ・ 潜在看護師の再就職の促進に向け、看護職員地域就業支援病院を設置し、地域に密着した復職支援研修や再就業支援相談を、看護師等就業協力員と連携して実施する。

<市町村・民間等の取組>

市町村等では、都等と連携を図りながら、看護師確保に向けた取組が行われている。

再就職支援等を通じた看護師の確保

・ 潜在看護師再教育・就職支援事業（立川市）

立川市では、潜在看護師の人材活用を目的とした再教育・就職支援事業を東京都ナースプラザや立川市医師会と協働して実施している。

看護師再就職相談フェアの開催や、潜在看護師が市内指定医療機関に再就職する場合における再教育への支援などを行うことで、潜在看護師の再就職を促進し、市内の看護人材の確保を図っている。

第2章 高付加価値を生み出す企業活動の促進

< 背景・必要性 >

- 多摩地域においても、地域の発展に大きく貢献してきた大規模工場の撤退、事業所数や製品出荷額の減少が進み、地域における就業機会の喪失などの影響が懸念されている。
- 一方、多摩地域には高い技術力を有する企業が集積するほか、研究機関や大学も数多く存在しており、これらの資源やポテンシャルを活用し、新たなイノベーションの活性化を促し、高付加価値の製品やサービスを生み出すことで、産業の競争力を高めていくことが必要である。

ビジョンが目指す多摩の姿と行動戦略

< 産業 >

高い技術力を持つ中小企業や大学・研究機関が集積する多摩地域の強みが十分に発揮されることで、成長が期待される分野をはじめとした産業が活性化している。

行動戦略7 産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出

行動戦略8 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

＜行動戦略7＞産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出

多摩地域においても、大規模工場の撤退、事業所数や製品出荷額の減少など、産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

一方で、圏央道の整備により、多摩地域を含め4千万人の人口を有する首都圏内のつながりは、これまで以上に強くなることが見込まれる。

また、多摩地域には、長年培われた高い技術力を持った中小企業が多数存在するほか、大学や学術・研究機関が集積しており、新たなイノベーションの苗床として期待できる。

今後の多摩地域の経済の活性化を図るためには、こうした優位性を最大限活かし、付加価値の高い製品や新たなサービスを生み出すとともに、産業集積の維持・発展を図り、産業力を高めていくことが必要である。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・高い技術力を有する中小企業や大学・研究機関が集積する利点を活かす。
- ・首都圏一帯との接続性の高さを活かす。

②結集すべき官・民の力

- ・産業支援機関のノウハウなどを活用しながら、中小企業等の高度な技術力や研究機関の知見等を結び付け、新たな製品・サービスの創出につなげる。

③構築すべき連携やつながり

- ・イノベーション創出の基盤となる、中小企業同士や大企業、大学、研究機関、金融機関などの広域的なネットワークの構築を促進する。

＜今後の事業展開＞

行動戦略7-1 多様な主体の連携を通じた企業活動の促進

- 産業基盤の構築と社外の知見等を活用した中小企業の製品開発の支援
- 産業集積の効果が発揮できるような広域的な産業交流の促進

行動戦略7-2 産業集積の維持・発展に向けた産業競争力の強化

- 中小企業の立地・操業環境の整備や成長に向けた設備投資の促進

これまでの都の主な取組

- 産業サポートスクエア・TAMAの整備（平成22年2月開設）
 - ・中小企業の事業ニーズに即したきめ細かい技術支援などを実施
- 都市機能活用型産業振興プロジェクト推進事業
 - ・計測分析器、半導体・電子デバイス、ロボットの3分野でものづくりのコミュニティを形成し、連携プロジェクトを創出（平成25年12月末現在：37プロジェクト）
- 多摩の世界発信・進出企業発掘事業（平成26年2月末現在：登録391）
 - ・多摩のマーケットとしての魅力などを国内外に情報発信

行動戦略 7-1 多様な主体の連携を通じた企業活動の促進

多摩地域に数多く存在する研究開発型や基盤技術型の中小企業をはじめ、大学や研究機関の広域的な連携・交流を促進し、産業の競争力向上につなげる。

<都の取組>

(1) 産産・産学公の交流・連携による新製品・サービスの創出

- ・ 多摩地域に多く集まる高度な技術を有する中小企業と、大企業や大学、研究機関との交流・連携を深めるプラットフォームを構築する。このプラットフォームのもと、中小企業の技術と大学の研究成果や大企業等の開発ニーズを的確にマッチングすることで、数多くの取引機会と新たな製品・サービスの創出を促進する。
- ・ 多摩地域の企業や大学などの交流・連携から生まれる様々なネットワークによる共同開発の取組を促すため、環境や健康といった今後成長が見込まれる産業分野において、社外の知見や技術を活用して行う高度な技術・製品開発を重点的に支援する。 [関連第6章]



成長産業分野における開発事例：
観光案内サービスロボット

(2) 多摩地域における産学公連携事業の推進

- ・ 公立大学法人首都大学東京に設置された産学公連携センターにおいて、研究成果の発信や企業ニーズの収集を行い、産学公コーディネーターにより大学・自治体・企業等との連携・交流を促すことで、地域産業の振興を図る。



多摩地域の新たな産業振興の提案を
目的として開催している「多摩の魅力
発信講座」の様子

(3) 産業交流拠点の整備・活性化

- ・ 多摩地域の持つ産業集積の強みを活かし、広域的産業交流の中核機能を担い、都城を越えた産学・産産連携を促進する交流拠点を八王子市に整備する。 [関連 67 ページ]

行動戦略 7-2 産業集積の維持・発展に向けた産業競争力の強化

半導体や電子デバイス、ロボットなどの産業分野をはじめ、イノベーションの創出に不可欠な高い技術やノウハウなどの高度な技術基盤を持つ多摩地域の産業集積を守り育てるため、中小企業の立地・操業に係る環境整備や成長に向けた設備投資への支援などを展開し、産業競争力の強化を図る。

<都の取組>

(1) ものづくり産業の集積維持・発展に向けた環境整備

- 多摩地域におけるものづくりの基盤を強固なものにするため、ものづくり産業の集積強化に主体的に取り組む市町村を支援するとともに、都内での工場や生産施設の立地・移転や、操業環境の改善に向けた防音・防臭対策に取り組む中小企業に対し、市町村と連携した支援を行う。

(2) 設備投資への支援

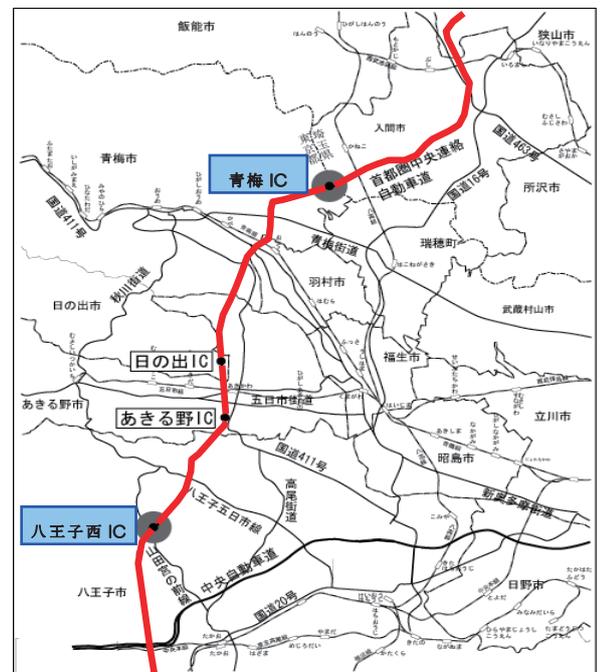
- 成長分野への参入や付加価値の高いものづくりを目指す中小企業の設備投資を支援する。

また、工場の新増設や生産設備の更新など中小企業の設備投資を後押しする金融支援を拡充する。こうした多面的な取組により、多摩地域の中小企業の更なる成長と競争力の強化を図り、産業集積の維持にもつなげていく。

(3) 西南部物流拠点の整備促進

- 物流拠点のあり方を検討した「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」(平成20年)に基づき、西南部物流拠点整備検討協議会において八王子市及び青梅市と連携し、物流拠点整備に向けた取組を推進することで、多摩地域における物流機能の強化を図る。

(八王子市においては八王子西 IC 周辺(川口地区)、青梅市においては青梅 IC 周辺(今井地区)について、それぞれ検討を行い、物流拠点の整備を推進している。)



西南部物流拠点候補地

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等においても、様々な主体との連携により、産業の活性化や人材育成を図っている。

① 金融機関と協働した地域振興に向けた取組

・多摩信用金庫の地域活性化の取組（多摩信用金庫）

多摩信用金庫は、多摩地域の地方自治体、大学と包括協定等を結び、互いのノウハウを活かしながら、創業・コミュニティビジネス支援や事業承継などを柱に協働を行っている。

平成25年度末現在、都内5市町との連携協定などを締結しており、各市町の実情に応じたきめ細かな支援を行うとともに、職員相互の人材交流を行っている。



創業支援センターTAMA
連携機関情報交換会

〔関連 153 ページ〕

・多摩信用金庫との「中小企業等支援に関する包括協定」事業（調布市）

調布市は、市内中小企業の振興及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等に対するきめ細やかな支援ノウハウを有する多摩信用金庫と「中小企業等支援に関する包括協定」を締結している。

特に市内の中小企業経営者の50%以上が60歳以上という現状を踏まえ、今後起こりうる事業承継の課題解決に向けて、事業承継セミナーや後継者育成のための「調布市後継者塾」を開催するほか、多摩信用金庫職員と連携した個別相談を実施するなど、円滑な事業承継を支援している。

② 市町村が行う企業立地促進の取組

・企業立地促進事業（八王子市）

八王子市では、企業立地を促進するため、一定のエリアで工場などを新設又は拡張する企業に対し、固定資産税・都市計画税・事業所税相当額を奨励金として交付する制度を設けている。

また、工場等为新設又は拡張する際に、市内の建設業者を活用した場合や市内居住者を雇用した場合、奨励金を加算する制度を設け、積極的な誘致活動に併せて市内産業の活性化や雇用の増加も図っている。



八王子ニュータウン(みなみ野)

・ **町田市創業支援事業**（町田市）

町田市は、町田商工会議所、八千代銀行と共同で、創業支援施設「町田新産業創造センター」を開設し、各機関が有するノウハウやネットワークを活かして、意欲的な成長を目指す事業者に、販路拡大、経営相談等の多面的な支援を行うことで、全国で活躍できる独創的・個性的な企業の創出を目指している。

具体的には、常駐するインキュベーションマネージャーが起業初期における各種相談を受けるほか、起業家同士や地域の既存企業をつなげるセミナーやイベントを開催し、販路拡大や産学公連携を支援している。

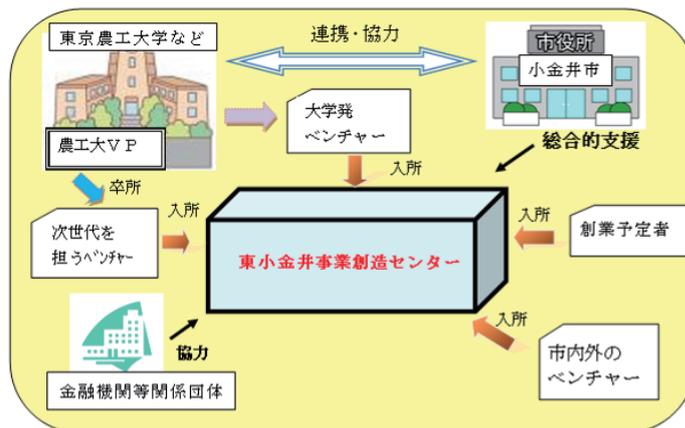


町田新産業創造センター

・ **高付加価値型企業集積事業**（小金井市）

小金井市は、市内外のベンチャー企業や市内にある農工大・多摩小金井ベンチャーポートの卒所企業の受入れのためのインキュベーション施設（東小金井事業創造センター）を、JR 中央本線東小金井駅東側の高架下敷地を利用して、平成 26 年 4 月に開設する予定である。

企業の相談受付やセミナー開催などを行い、企業の育成・集積を図るとともに、既存事業とのマッチングを行うことによって、市全体の産業振興を図ることを目指している。



③ 地元企業等と連携した新たな事業化の取組

・ 活・西東京 みんなで産業を育ち・育てよう（西東京市）

西東京市では、市内の産業を活性化するため、商工会、JA、金融機関及び大手事業者からなる懇談会を設置している。

懇談会では、民間の視点を活かし、市の強みについて意見交換を行い、共通認識を醸成するとともに、具体的な事業を提案し、平成 25 年度時点で4事業が「活・西東京プロジェクト」として実施され、商品化や情報発信を実現している。

具体化した事業については、市が積極的にPRを行い、相互の連携を図ることで市内産業の発展につなげている。

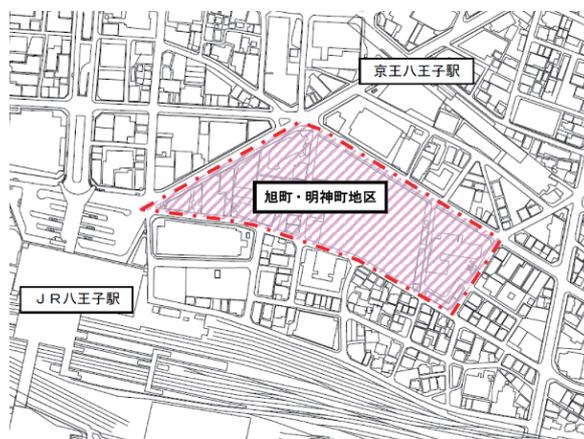


「行政と大手事業者との懇談会」の様子

④ 産業の交流拠点を核としたまちづくり

・ 旭町・明神町地区のまちづくりの推進（八王子市）

八王子市においては、都の産業交流拠点の整備効果を活かし、JR 八王子駅と京王八王子駅間を結ぶ好立地である旭町・明神町地区の一体的なまちづくりを進めることにより、中心市街地の活性化に資する新たな拠点の形成のための検討が進められている。



旭町・明神町地区（八王子市）

＜行動戦略8＞地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

多摩地域では、区部に先行して生産年齢人口の減少が見込まれ、産業振興を図る観点からも、効果的な雇用就業施策を実施することが急務となっている。

一方で、多摩地域には、高い技術力を持った中小企業が多数存在するほか、大学や学術・研究機関が集積し、優秀な人材も豊富である。

また、これまでの経験等を活かして働く意欲のある団塊世代も潜在しており、これらの人材の活用を進めていく必要がある。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・これまでの経験等を活かして働く意欲のある高齢者など豊富な人材を有効活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・企業のニーズに応じて能力開発をするとともに、幅広い人材へのマッチングを行う。

③構築すべき連携やつながり

- ・大学と連携した学生の活用や企業間や自治体間での合同での人材発掘・育成を行う。

＜今後の事業展開＞

行動戦略8-1 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

- しごとセンター多摩の就業支援機能拡充と移転

これまでの都の主な取組

○しごとセンター多摩の展開

しごとセンター多摩の開設（平成19年8月）

- ・センター利用者（平成24年度末現在：延べ105,877人）就職者数（同：延べ10,075人）
- ・市町村の就業支援担当者向けに、就業支援における課題について検討する事例検討会の開催
- ・合同就職面接会（平成24年度実績4回、80社、315人）、地域就職面接会（同12回、143社、679人）

行動戦略 8-1 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

多摩地域の特性を踏まえ、住民の希望や能力に応じたきめ細かい就業を支援し、多摩の産業の成長を支え、多様な人材が活躍できる雇用就業の仕組みづくりを着実に進める。

<都の取組>

(1) 多摩地域における雇用就業対策の拠点整備

- 多摩地域の求人求職ニーズに的確に対応するため、しごとセンター多摩を立川に移転し、就業支援機能を強化する。
また、同時に労働相談情報センターの再編整備を行うことで、労働相談事業などのサービスを強化する。
こうした取組により、多摩地域の雇用就業施策の充実を図る。

(2) 多摩地域における就業支援の展開

- しごとセンター多摩において、若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者を対象に、キャリアカウンセリング、セミナー・能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、雇用就業に関する一貫したサービスをワンストップで提供する。
また、多摩地域の自治体・行政機関・中小企業団体等と連携し、地域に出向いた就職面接会、セミナーを実施することにより、利用者の利便性向上と効果的なサービスの推進を図る。

[関連第1章]



セミナーの様子(しごとセンター多摩)

(3) 多摩地域における公共職業訓練の実施

- 多摩職業能力開発センターなどにおいて、離転職者等を対象として、公共職業訓練を実施し、新たな職業に必要な基礎的スキル等を実践的に習得させる。
- 地域の産業ニーズや成長が期待される産業分野などの求人ニーズを捉えながら、多様な訓練科目の設定や訓練内容の充実を図る。



多摩職業能力開発センター

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等においても、多様な主体と連携した産業振興が行われている。

① 地元企業等と連携した産業振興・人材育成

・羽村市と杏林大学との連携事業（羽村市）

羽村市では、杏林大学と包括的な連携協定を締結し、福祉健康・生涯学習・地域活性化についての施策の充実や研究、学生等の交流を促進している。

具体的には、学生の教育・実習の場の提供や市役所へのインターンシップ、小・中学校の授業サポートや各種イベントへの参加を行うことで、人材育成・活力ある地域社会の創造に取り組んでいる。

また、市における多様な課題について、杏林大学と「新しい都市型高齢社会における地域と大学の統合知の拠点整備事業」を進め、両者の発展に寄与している。



若者フォーラム

② 地域活性化に取り組む企業

・地域資源を活用する地域商社の展開（株式会社 MNH）

株式会社 MNH は、地域活性化や若者の雇用拡大、社会起業家支援などの社会的な課題解決を目標として活動している。

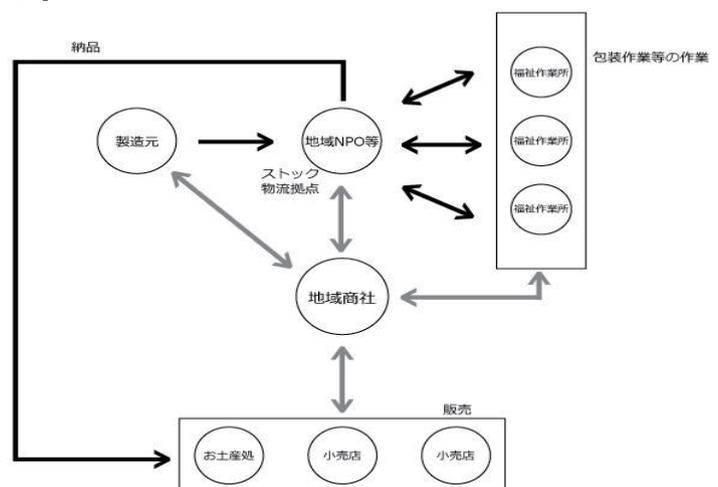
地域資源を活用した商品を開発し、新たな付加価値を加えるとともに、地元企業、大学、金融機関、NPO、福祉作業所などと連携した販売などを通じて、「地域の課題解決をお金と雇用に変えるモデルとノウハウ」を構築している。構築したビジネスモデルを、社会起業家を志す人に提供することで、起業の第一歩を支援している。

＊取組例＊

多摩地域にある工場で作られている食品をベースにして、各地域の特産物を取り入れて商品を製造している。

商品の包装作業は、複数の福祉作業所に依頼することで、従来、大量受注が困難であった福祉作業所での受注を可能とし、障害者支援の側面を担っている。

また、配送作業や一部販売をNPOが行うなど、地域の様々な団体と連携して事業を進めている。



〔関連 154 ページ〕

事業スキーム

第3章 地域資源を活かした産業の活性化

< 背景・必要性 >

- 多摩地域には、歴史的建造物や自然が多く存在し、これらの歴史・伝統や潜在的な魅力を有する既存資源への回帰・着目を図ることは、他の地域からの人々を呼び込む上で重要な要素である。
- また、多摩地域では、多様な農産物や多摩産材などが生産されており、大消費地である有利な立地環境を活かし付加価値を高めていくとともに、消費者の認知度を向上させることが必要である。

ビジョンが目指す多摩の姿と行動戦略

<観光>

地域に埋もれている魅力や地域固有の特性を活かした観光の振興により、旅行者の回遊性が高まり、地域が活性化している。

行動戦略9 地域の特性を踏まえた観光の振興

<農林水産業>

限られた農地などの資源を有効に活用し、大消費地である地域の強みを活かして、安全・安心が確保された、付加価値の高い農林水産物が、地域で生産・消費される社会が実現し、東京の農林水産業の産業力が強化されている。

行動戦略10 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

＜行動戦略9＞地域の特性を踏まえた観光の振興

地域に埋もれている特色ある資源を地域自らが主体的に活用し、発信していくことによって、魅力あふれる地域となるとともに、各地域で旅行者が回遊する取組を促進する。

＜戦略的視点＞

- ①最大化すべき多摩の強み
 - ・歴史・文化、自然・地形など、地域にある資源を観光に活用する。
- ②結集すべき官・民の力
 - ・地域の観光協会等が持つアイデアと民間事業者のノウハウとを結び付けることで、観光資源の掘り起こしや活用につなげていく。
- ③構築すべき連携やつながり
 - ・地域の自由な発想を具体化するため、多様な主体による協働を促すなど、地域内の連携を図る。

＜今後の事業展開＞

行動戦略9-1 地域の特性を踏まえた観光の振興

- 多摩地域に潜在する観光資源の発掘と魅力の発信

これまでの都の主な取組

- 観光ルート整備
 - ・多摩・島しょ地域観光施設整備等補助（平成21年度～25年度 累計27市町村）
 - ・産業を活かした観光ルート整備支援事業（平成21年度～25年度 累計15市）
- 観光まちづくり支援
 - ・アドバイザー派遣（平成21年度～25年度 累計10団体）

※実績は、平成25年12月末時点

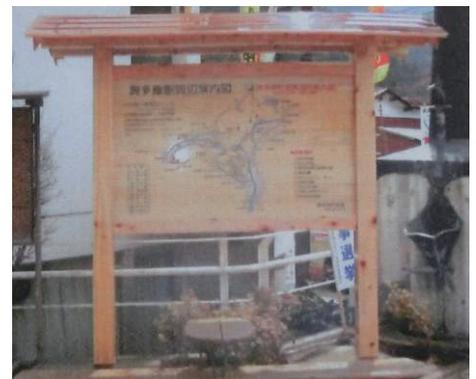
行動戦略9-1 地域の特性を踏まえた観光の振興

多摩地域の特性を活かした資源を発掘し、産業や食といった新たな観光ニーズを捉えるなど、より一層の創意工夫を行うことで、地域の多様な魅力を創出し、地域経済の活性化を図っていく。

<都の取組>

(1) 多様な観光まちづくりを推進

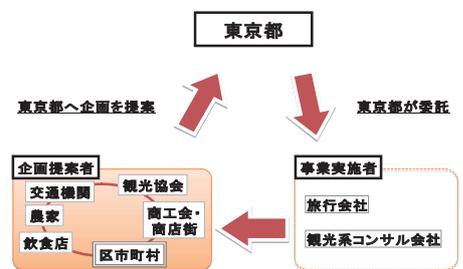
- 東京ならではの多様性を活かした観光まちづくりを推進するため、「伝統・文化」、「産業」、「食」など各地域特有の資源を活かした新たな観光ルートの整備などを実施する市区に対して支援を行う。
- 西多摩地域の観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う案内板や標識などの整備及び観光パンフレットやホームページ作成などの情報発信の充実等を支援することで、観光需要を創出し、旅行者の誘致を進める。〔関連第7章〕
- 多摩地域における森林などの自然を活用し、観光ルートを整備するとともに、PRすることで地域活性化を促進する。〔関連第7章〕



案内板(奥多摩町)

(2) 地域ならではの観光資源の発掘

- 地域に埋もれた資源を発掘し、観光資源としての活用を図るため、地域で活動する観光協会や民間企業、大学などから企画案を募集する。募集した企画案を民間事業者の事業化ノウハウに結び付けることで、新たな着地型旅行商品や特産品の企画・開発などを行い、旅行者誘致に向けた事業化を図っていく。



地域資源発掘型実証事業スキーム図

- 自然豊かな西多摩地域において、モニター旅行者が体験した各地域の魅力や楽しみ方などを SNS 等により発信することで、新たな旅行者の誘致につなげていく。
- 地域住民が主体となり、地域が持つ観光資源を活用した観光まちづくりを展開できるよう、観光まちづくり専門家などをアドバイザーとして派遣し、地域資源の掘り起こしや実施体制の構築について支援する。

また、都内の特色ある観光まちづくりの先進的な取組を広く周知するため、事例集を作成するとともに、シンポジウムを開催し、普及・啓発を図るなど、観光まちづくりの機運を醸成する。

(3) 多摩地域の文化財保存・整備

- 多摩地域にある国や都指定文化財について解体復元修理、破損修理、防災設備及び無形文化財の保存伝承などを支援することで、各自治体が文化財を観光まちづくりに有効に活用する。
また、文化財を巡るコースマップの作成や外国語での情報発信を行うなど、回遊性を高め外国人観光客が訪れる魅力的な観光エリアを創出する。
〔関連第1章〕



多摩ニュータウン No.57 遺跡

(4) 観光情報の発信

- 都内での撮影の円滑化を図ることで、映像作品を通じて東京の魅力を国内外に発信し、旅行者の誘致を促進するため、東京ロケーションボックスの運営を行う。
また、各自治体等における撮影を受け入れる窓口担当者を育成する講習会を開催するとともに、フィルムコミッション等窓口の設立・運営支援のためのアドバイザーを派遣する。



ロケーションボックスを活用した撮影

(平成25年12月末現在：9市1町においてフィルムコミッション設立)

撮影支援をした映像作品を活用し、地域への誘客を図るため、東京のロケ地を巡るアプリケーションを開発する。

- 東京の観光公式サイト「GO TOKYO」で東京の基本情報をはじめ、魅力ある観光スポット、イベント、外国人旅行者向けの観光ガイドサービスなど様々な情報を発信し、東京への来訪を促進する。

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等では、地域の歴史・自然などの資源を活かした観光振興の取組が進められている。

① 高尾山周辺の活用

・高尾の里拠点施設及び高尾山口駅前観光案内所の整備（八王子市）

八王子市では、高尾地域の特性を生かし、観光客の誘致、地域住民・観光客を含めた地域の活力、カルチャーを創出する観光まちづくりの拠点として、高尾の里拠点施設の整備を推進している。

拠点施設の展示設計及び運営計画等に当たっては、学識経験者、地元住民及び関係団体からなる「高尾の里拠点施設整備あり方検討会」を設置し、取りまとめられた報告書を基に整備を進めている。

また、麓にある観光案内所を機能拡充した上で、京王高尾山口駅舎内に移設し、多くの観光客に対して、高尾山のみならず市内の様々な観光資源について案内・紹介することにより、近隣への周遊観光を促進し、観光産業の活性化を進める。



高尾の里拠点施設(イメージ図)

② 歴史的観光資源の活用

・日野宿通り地域活性化事業 新選組と和モダンテイストによるまちづくり（日野市）

日野市では、宿場町として栄えた日野宿及び新選組などの歴史的観光資源を活かしたシティセールスを進めており、地元商店会・自治会とともに幕末を再現したイベント等を開催するなど、「新選組のふるさと」として地域活性化を推進している。

また、地元女子大学生から、日野市の歴史的資源や自然、利便性や現代的な要素を活かした「和モダンテイスト」をコンセプトとしたまちづくりの提案を受けて、地元商店会等と連携して駅周辺の環境整備のために、学生が和装で清掃を行う「和装女子大生お掃除隊☆」など地域資源と融合した新たな取組が行われている。



和装女子大生による清掃活動

③ まちなか周遊の仕組み

・ **武蔵野市トレジャーハンティング**（武蔵野市）

武蔵野市では、市外から来街者を呼び込み、参加者を楽しませながら市内の観光スポット他商店街を回遊させることを目的とした、体験型謎解き宝探しイベントを実施している。

市内全域を、謎解きをしながらまち歩きをすることで、市の歴史や文化、自然を学ぶことができるほか、謎解きのヒントを商店に掲示することで、来街者と市民の交流や地元商店街の活性化を図っている。



トレジャーハンティング

・ **まちなかおもてなし事業**（福生市）

福生市では、観光案内所「まちなかおもてなしステーションくるみるふっさ」を設置し、来訪者に対して市内の観光情報のみならず、近隣自治体と連携して広域的な観光情報の提供や誘客事業を展開している。

また、まちなかおもてなしステーションや福生駅などで電動アシスト自転車を活用したサイクルシェアリング事業（こぐまる）を展開し、来訪者の回遊性の向上を図るほか、市民のコミュニティサイクルとして活用することで、エコなまちづくりも同時に展開している。



サイクルシェアリング事業(こぐまる)

＜行動戦略 10＞ 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

農地の減少や農林水産物の価格低迷、担い手の減少や高齢化など、農林水産業を取り巻く環境は極めて厳しくなっている。

一方、多摩地域には全国に誇れる価値の高い農林水産物もあり、ブランド化を進めることや、第一次産業にとどまらず加工品の生産や観光農園の開設など、多角的な経営への取組を進めるとともに、大消費地である有利性を活かし、消費者ニーズを戦略的に取り入れた経営を展開することが重要である。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・大消費地である首都圏に位置する地の利を最大限に活かす。

② 結集すべき官・民の力

- ・市場ニーズに即した付加価値の高い農林水産物及び加工品を供給・開発できるように、農林水産業事業者の経営力を強化する。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・農地等の有する多面的機能や森林の循環の重要性などへの理解促進を通じて、農林水産業の振興を図る。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 10-1 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

- 販路開拓・経営の多角化など農業経営力の向上、地産地消と食育の推進
- 林業者の育成、多摩産材の普及促進

これまでの都の主な取組

○都市の優位性を発揮した新しい農業経営の育成

- ・都市農業経営パワーアップ事業（平成 22 年度～26 年度）
- ・東京エコファーマー認証制度（平成 25 年 4 月現在：553 名）

○意欲ある後継者の育成・支援

- ・フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー開催（平成 21 年度～ 累計 379 名）

○多摩産材の利用拡大

- ・都立学校（平成 25 年度末：計 37 校 366.02 m³）
- ・木とのふれあい推進事業（平成 25 年 12 月現在：21 件）
- ・とうきょう森づくり貢献認証制度（平成 25 年 12 月現在：106 件）

○江戸前アユ^{*}の復活・奥多摩やまめの普及

- ・江戸前アユ復活事業（平成 18 年度～平成 25 年度 産卵場造成マニュアル作成等）
- ・奥多摩やまめの普及（平成 18 年度～ 冷凍フィレなど加工品の開発）

^{*}春先に東京湾から多摩川などに遡上するアユ

行動戦略 10-1 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

多摩地域には、全国に誇れる農林水産物があり、ブランド化や加工品の生産などの経営の多角化を進めることや、大消費地である有利性を活かした消費者ニーズを戦略的に取り入れた経営の展開を支援していく。

<都の取組>

(1) 多摩地域の農業の強化

- ・ 多様な販路の開拓や農業と加工・サービス業の組合せによる経営の多角化を目指す農業者に対して「チャレンジ農業支援センター」を設置し、相談内容に応じて経営コンサルタントや食品加工などの専門家を派遣するとともに、農業者の抱える課題の解決に向けた指導助言を行うことで農業の産業力の強化を図る。
- ・ 経営力の向上に向けて、生産流通の施設整備等を支援することで生産や販売の拡大を図る。
- ・ 自らの農業経営を発展させようとする意欲ある農業者やグループ団体等が、農業経営の多角化・向上に向けて販売促進、商品開発やブランド化などを行う取組を支援することで、新たな農業経営にチャレンジしやすい環境を整える。



専門家による相談事業



ファーマーズセンターみののれ立川の様子

(2) 農地と農産物への理解促進

- ・ 防災や地域の環境保全、レクリエーションなどの多面的な機能を有する農地を維持するため、農地防災マップの作成、地域環境に配慮した簡易な基盤整備、農業体験農園の整備、情報発信など、農地保全に積極的に取り組む市区を支援し、身近な都市農業への理解を促し、農地保全と農業の振興を図る。
- ・ 「とうきょう特産食材使用店」や「とうきょう元気農場」を活用して東京産農産物を積極的にPRするとともに、食育フェアなどの様々な食育活動も行い、農業や東京産農林水産物への認知や理解促進を図り、地産地消を拡大する。
- ・ 都独自に農薬や化学肥料を削減した農産物を「東京都エコ農産物」として認証することで、環境負荷の軽減を進め、都民に新鮮で安全安心な農産物の供給及び普及を促進する。



食育フェアの様子

(3) 林業の振興と多摩産材の利用拡大

- ・ スギ林等を伐採し、花粉の少ないスギ等への植替えを行うことで、森林における伐採、利用、植栽、保育という循環を維持するとともに、多摩産材の安定供給を図りつつ、健全な森林の育成と林業の振興を図る。

都内流通に多摩産材が占める割合：

平成 18 年度約 3 割(約 2,900 m³)

→平成 24 年度約 8 割超(約 15,000 m³)

- ・ 森林の循環維持に不可欠な森林作業道の作設や伐採搬出などの技術者を育成するために、実践的な研修を実施する。
- ・ 多摩産材の利用拡大のため、保育園の内装の木質化等に対する支援や、多摩産材に関する情報提供窓口を設置することにより、公共施設や住宅等への利用を促進する。
- ・ 都内児童などが森林や木材に関する授業や体験を通じて、多摩産材や地域の森林への理解を得る「木育活動」を行うことで、普及啓発活動の充実を進めていく。



高性能林業機械による造林作業



多摩産材を利用した内装
(写真提供：東京おもちゃ博物館)

(4) 豊かな川づくり

- ・ 多摩川全域で天然アユが釣れる川を目指すため、中下流域で滞留する江戸前アユを採捕し、上流域に放流する手法を確立するなど、地域振興に結び付けた取組を展開する。
- ・ 「奥多摩やまめ」種苗を安定的に供給するとともに、養殖業者に対し、生産技術や防疫対策を指導する。

また、生産者や行政、関係機関が協力し、くん製や冷凍フィレなどの加工品を活用した「奥多摩やまめ」の普及に取り組んでいく。



中下流域で滞留する江戸前アユ

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等では、農産物などの特産品について地域ブランドを確立するなどの取組が進められている。

① 地域ブランドの確立

・国分寺ブランド事業（国分寺市）

国分寺市では、市内で生産されたもの、製品化されたもので、他地域の生産品等との差別化になる地域特性を有し広く認知されるものに相応しいものを「国分寺ブランド」として認定している。

認定に当たっては商工会、観光協会、JAなどと連携し行っており、認定されたものについては、市内イベントなどでPRをしており、市民からも好評を得ている。



国分寺ブランド販売風景

・地域ブランド「稲城の太鼓判」認証事業（稲城市）

稲城市では、市の特産品や歴史、自然をもとにイメージし製造された商品を市民や学識経験者が毎年審査をし、地域ブランド「稲城の太鼓判」として認証し、市内外に発信することで市内産業の活性化を推進している。

認証に当たっては、「稲城らしさ」「独自性」「信頼性」「市場性」「優位性」の5つの項目で審査を行い、認証された商品は店頭販売のほか、市と商工会が連携して市内外の各種イベントで販売するなど積極的にPRを行っている。



「稲城の太鼓判」認定商品

② 新たな農業生産システム

・植物工場の展開（玉川大学、西松建設株式会社）

玉川大学と西松建設株式会社は産学連携協定を締結し、LED農園「Sci Tech Farm（サイテックファーム）」においてLED光源を利用したリーフレタス等の水耕栽培を行っている。

この方法により、衛生的で鮮度が長持ちし、栄養価や風味などがコントロールされた、安心・安全な野菜を安定的な供給量・価格で出荷でき、製造業としての機能を備えた新しい農業生産システムの確立を目指している。

また、これら野菜生産販売を行うほか、新規事業者への経営指導など人材育成を行っている。



LED光源を利用した水耕栽培

[関連 155 ページ]

第4章 地域を支える交通インフラの整備

< 背景・必要性 >

- 多摩地域には、地勢をはじめとした地域特性や、まちの発展の歴史的な背景などが異なる多様な都市が点在している。
- 多摩地域が更なる発展を遂げるためには、多摩地域内部での連携に加え、首都圏の各都市との広域連携を強めることが重要であり、地域内部、区部、隣接県間の道路ネットワークを整備し、人・モノの流れを確保していく必要がある。
- また、今後の高齢化率の上昇などの状況変化を鑑みれば、公共交通ネットワークの充実や、無電柱化、バリアフリー化など快適な交通環境の整備を更に進め、魅力あるまちづくりを推進することが求められる。

ビジョンが目指す多摩の姿と行動戦略

<交通>

東西方向、南北方向への道路整備や公共交通機関の充実により、多摩地域内はもとより、区部や隣接県を結ぶ交通アクセスが円滑化し、人やモノが自由・活発に移動できる社会が形成されている。

行動戦略 11 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備

行動戦略 12 公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進

＜行動戦略 11＞ 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備

多摩地域内の各都市を結ぶ東西・南北方向への道路整備を行うとともに、首都圏の各拠点都市や港湾、空港等の国際旅客・物流施設と多摩を結ぶ環状道路及び関連道路の整備等を進めていく。

また、道路と鉄道の連続立体交差化や地域内の駅周辺・交差点など渋滞が発生しやすい場所の交通の円滑化、災害発生時を視野に入れた道路の整備などを行い、多摩地域内・周辺地域への交通アクセスを円滑化する。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・多摩地域内外の各拠点を結ぶ道路ネットワークの整備により、首都圏の各都市との連携を強化する。

② 結集すべき官・民の力

- ・道路整備による渋滞の解消などにより、地域の物流や人の流れを円滑化し、企業や商業施設が力を発揮できる環境づくりを行う。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・隣接縣市や都内市区町村と連携し、一体的な道路整備を進める。
- ・市町村と連携し、まちづくりと連動した道路整備を行い、魅力ある都市を作る。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 11-1 幹線道路ネットワークの整備

- 多摩南北道路の整備状況：74%（平成 24 年度）→84%（平成 27 年度）

行動戦略 11-2 円滑な域内交通の実現に向けた道路整備の推進

- 渋滞緩和に資する第 2 次交差点すいすいプランの推進

行動戦略 11-3 道路整備による防災性の向上

- 防災性の向上に資する道路整備の推進

これまでの都の主な取組

○幹線道路ネットワークの整備

- ・多摩南北主要 5 路線の整備
 - 八王子村山線（平成 20 年度全線開通）、府中清瀬線（平成 24 年度全線開通）
- ・圏央道アクセス道路の整備 新滝山街道（平成 24 年度全線開通）
- ・首都圏中央連絡自動車道 八王子 JCT～高尾山 IC（平成 23 年度開通）

○連続立体交差事業

- ・JR 中央線（三鷹駅～立川駅間）平成 22 年度高架化完了（踏切 18 か所除却）
- ・京王京王線・相模原線（調布駅付近）平成 24 年度地下化完了（踏切 18 か所除却）
- ・JR 南武線（稲田堤駅～府中本町駅間）平成 25 年度高架化完了（踏切 15 か所除却）
- ・西武新宿線ほか 2 路線（東村山駅付近）平成 25 年度事業化

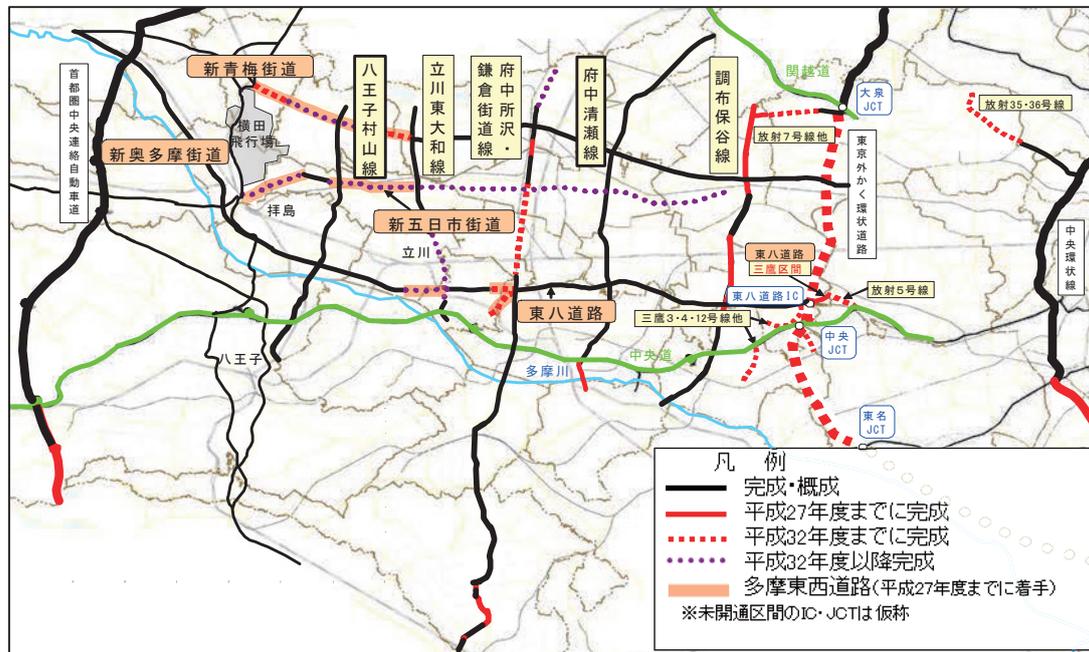
○交差点すいすいプラン 主な完成箇所

- 晴見町二丁目交差点（府中市）、堀向北交差点（昭島市）、前原坂上交差点（小金井市）

行動戦略 11-1 幹線道路ネットワークの整備

多摩南北道路、多摩東西道路、圏央道等の整備を着実に推進する。

<多摩地域の主要道路>



<都の取組>

(1) 多摩南北主要5路線の整備

- 多摩地域の交通を円滑化するとともに、区部及び他県との都市間連携を強化するため、多摩南北主要5路線（八王子村山線、立川東大和線、府中所沢・鎌倉街道線、府中清瀬線、調布保谷線）の整備を推進し、おおむね完成させる。
- 調布保谷線について、平成26年度に三鷹～武蔵野区間と西東京3・4・11～都道24号線の交通開放を行い、全線開通させる。
- 府中所沢・鎌倉街道線について、平成26年度に小平3・2・8（小川東）区間を完成させ、町田3・3・8（旭町）区間を交通開放する。



調布保谷線
西東京市保谷町一丁目付近

(2) 多摩東西主要4路線の整備

- 多摩地域の交通を円滑化し、区部との連携を強化するため、多摩東西主要4路線（新青梅街道、新五日市街道、東八道路、新奥多摩街道）の整備を推進する。

(3) 三環状道路の整備の推進

- 多摩地域と首都圏の各都市、京浜三港及び空港などの国際旅客・物流拠点を結び、広域での人の流れと物流を円滑化させることを目指し、外環や圏央道など三環状道路の整備を一層推進し、広域的な道路ネットワークを完成させる。



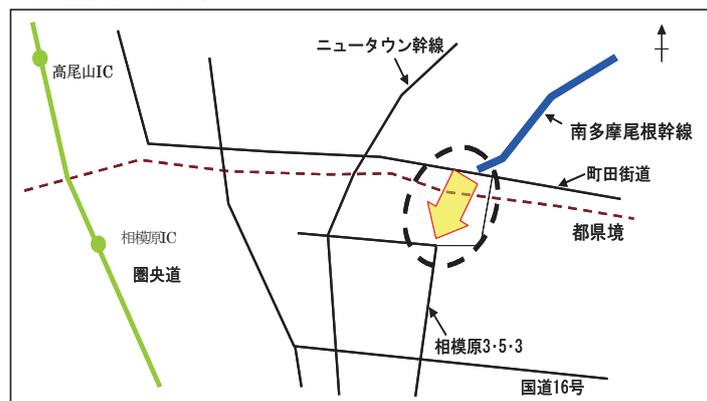
三環状道路ネットワーク図

(4) 外かく環状道路に関連する道路の整備

- 外環の高速道路としての機能を最大限に発揮することに加え、周辺生活道路への通過交通の流入を極力抑えるため、外環の完成を見据え、関連する道路の整備に重点的に取り組んでいく。
- 東八道路の放射5号線への接続部分である三鷹3・2・2、中央ジャンクション付近の三鷹3・4・12他5路線について整備を行うとともに、大泉インターチェンジと調布保谷線を放射7号線を経由して結ぶ西東京3・3・14を平成26年度に交通開放する。

(5) 都県境を越えた道路網の拡充

- ・ 都県境を越えた道路網の拡充を図るため、南多摩尾根幹線など隣接する各県と接続する都市計画道路について、都市計画の整合性等について調査するとともに、計画の見直し、都市計画変更手続を実施する。
- ・ 東村山市と埼玉県所沢市を結ぶ東村山3・4・35（飯能所沢線）の事業化時期の調整を行う。



南多摩尾根幹線

(6) 都市計画道路の整備方針の策定

- ・ 多摩地域における都市計画道路の整備については、都はこれまで、三次にわたる事業化計画を策定して事業を推進し、約830kmの都市計画道路を整備してきた。
- ・ 都市の再生を牽引し、東京の更なる発展を実現するためには、都市活動を支える道路ネットワークの強化が不可欠であり、渋滞の解消、高度防災都市の実現、都市間の連携の強化などの様々な課題に対応する必要がある。
- ・ 今後、未着手の都市計画道路を対象として、道路ネットワークを検証した上で、優先整備路線を選定し、平成28年度からおおむね10年間を計画期間とする「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（仮称）」を策定する。
- ・ 新たな整備方針においては、交通混雑の緩和やまちづくりへの貢献等を考慮して良好な都市空間の創出を図っていく。
- ・ 路線選定に当たっては、都と市区町で構成する検討組織において指標を定め、検討していく。

〔関連第1章〕

(7) 東京外かく環状道路のジャンクション周辺におけるまちづくり

- ・ 東京外かく環状道路のジャンクション周辺地域の良好なまちづくりの円滑かつ効率的な進捗を図るため、必要に応じてまちづくりの支援や協力を努めていく。

〔関連第1章〕

(8) 高速道路網の有効活用

- ・ 三環状道路の完成時期を見据え、首都圏中央連絡自動車道内側エリアにおいて、環状道路の利用促進など、高速道路の合理的な料金体系の実現に向け取り組む。
- ・ 中央自動車道の調布付近及び小仏トンネル付近等の恒常的な交通渋滞に対し、早期に渋滞低減を図るための対策を促進する。

(9) 連続立体交差事業の推進

- ・ 数多くの踏切を同時に除却することにより、道路ネットワークの形成を促進するとともに、交通渋滞や地域分断を解消し、地域の活性化や都市の防災性の向上を図る。
- ・ 京王京王線・相模原線（調布駅付近）、JR南武線（稲田堤駅～府中本町駅間）で、交差道路や側道等を整備し、事業を完了する。
- ・ 西武新宿線ほか2路線（東村山駅付近）では、5か所の踏切除却に向けて、事業を着実に推進する。



JR南武線（稲田堤駅～府中本町駅）
高架化後の状況（多摩3・3・7）



西武新宿線ほか2路線（東村山駅付近）
現在（高架化前）の状況
（東村山3・3・8（府中街道））

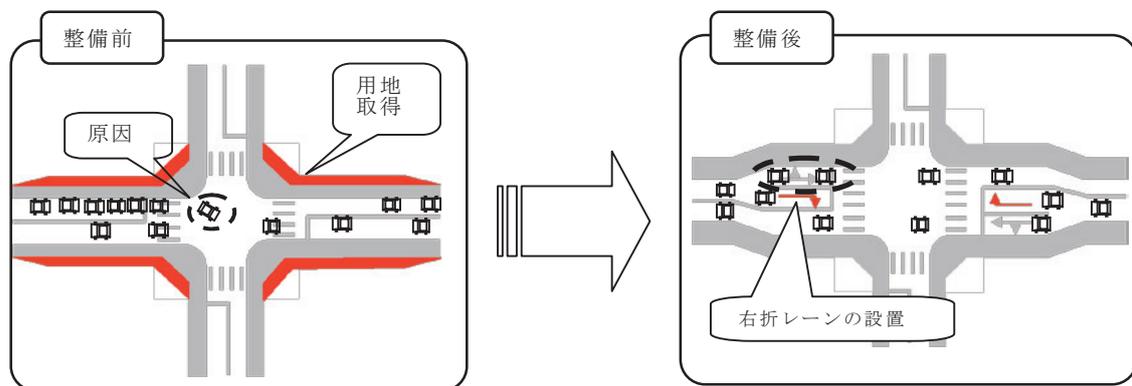
行動戦略 11-2 円滑な域内交通の実現に向けた道路整備の推進

地域内で発生する渋滞等を解消し円滑な移動を可能とするため、道路整備を推進していく。

<都の取組>

(1) 第2次交差点すいすいプランの推進

- ・ 右折待ち車両により、渋滞が発生している100か所(うち多摩地域95か所)の交差点において、用地を取得し、渋滞緩和を図るため、右折レーンの整備を推進する。

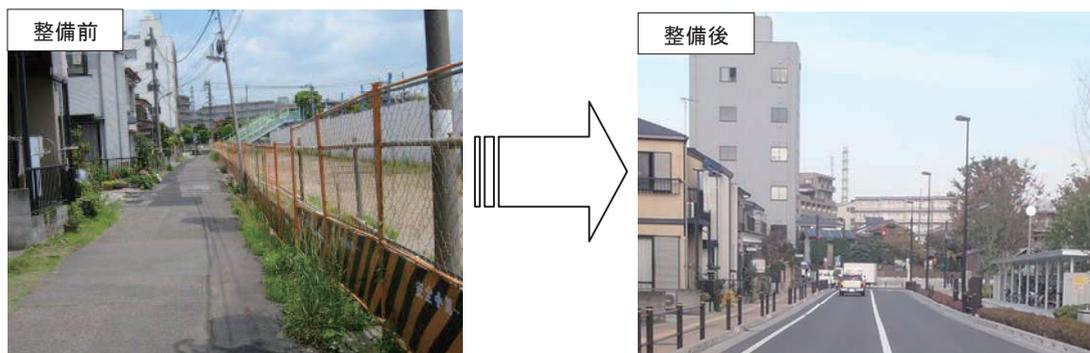


(2) まちづくりに寄与する道路への支援

- ・ 地域のまちづくりにとって重要な役割を果たす都道のうち、地元市町村からの整備要望が強い路線について、市町村と連携・協力して整備することにより、地域のまちづくりを促進する(新みちづくり・まちづくりパートナー事業)。
- ・ 地域に密着した市町村道の新設・改築や橋梁の架け替えなどに対し、市町村へ財政的・技術的支援を行うことで、市町村道の整備とまちづくりを促進する(市町村土木補助事業)。



新みちづくり・まちづくりパートナー事業
整備例(一般都道 120 号線 調布市
小島町二丁目付近)



市町村土木補助事業 整備例
(町田市道市役所西通り 町田市森野二丁目付近)

行動戦略 11-3 道路整備による防災性の向上

緊急輸送道路の拡幅整備や山間部の道路整備により、多摩地域の防災性の向上を図る。

<都の取組>

(1) 防災に寄与する道路ネットワークの整備

- ・ 災害時の救援・救助活動や消火活動の迅速化を図り、緊急物資を確実に輸送するため、緊急車両が通行できる広幅員の幹線道路である多摩南北5路線・多摩東西主要4路線を整備する。
- ・ 川崎街道、北野街道、町田街道など緊急輸送道路において、より幅員を確保することが望ましい区間を拡幅整備することにより、震災時の道路閉塞を防止する。

[関連第5章]

(2) 山間部の防災性向上を図る道路整備

- ・ 多摩川南岸道路や秋川南岸道路の整備など、山間地域において、災害時における集落の孤立化防止や緊急輸送路の確保、休日・観光シーズンの交通渋滞の解消などを目的として現道拡幅や線形改良、代替道路の整備を推進する。

[関連第5章]



多摩川南岸道路(城山トンネル)
整備イメージ図

＜行動戦略12＞公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進

公共交通ネットワークの充実を図るとともに、無電柱化、バリアフリー化など快適な交通環境の整備を進め、魅力ある都市を創っていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・公共交通や歩行空間等の充実により、生活都市としての利便性を向上する。

②結集すべき官・民の力

- ・鉄道等の運輸関係事業者、電力事業者等の力を活かした取組を推進する。

③構築すべき連携やつながり

- ・横田基地の軍民共用化に当たっては、都と市町村が相互に連携・協力し、国や関係機関との協力により実現を目指す。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 12-1 公共交通ネットワークの充実

- 多摩地域における公共交通ネットワークの充実に取り組む。

行動戦略 12-2 快適な交通環境の実現

- 無電柱化の推進
- 自転車走行空間の整備推進
- 道路のバリアフリー化の推進

これまでの都の主な取組

○無電柱化の推進

都市防災機能の強化、良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保を図るため、都道の無電柱化を進めてきた。

- ・野猿街道（八王子市子安町）、多摩ニュータウン通り（多摩市乞田）等で実施

○自転車走行空間の整備

歩行者、自転車、自動車の安全・安心を確保するため、広い歩道を活用した自転車走行空間等の整備を行ってきた。

- ・東八道路（三鷹市野崎）等で実施

○道路のバリアフリー化

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障害者等誰もが安心して自由に活動できる歩行空間を確保するため、都道のバリアフリー化を進めてきた。

- ・秋川駅周辺（五日市街道）、羽村駅周辺（西多摩産業道路）、高幡不動駅周辺（川崎街道）等で実施

行動戦略 12-1 公共交通ネットワークの充実

多摩地域の今後の発展を支える交通ネットワークの更なる充実を目指す。

<都の取組>

(1) 横田基地の軍民共用化

- 多摩地域の航空利便性の向上に資する横田基地の軍民共用化について、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として早期に実現するよう国に求めている。



(2) 鉄軌道ネットワークの充実

- 都市間の連携を強化する鉄軌道ネットワークを更に充実強化するため、多摩都市モノレールの延伸やJR中央線の複々線化などが、平成12年の運輸政策審議会答申（以下「答申」という。）に位置付けられている。これらの路線については、答申の目標年次が近づいていることから、将来の輸送需要の動向などを見据えながら、基本的事項の検証が必要な路線については調査を実施するなど、国や関係自治体等と検討していく。

<市町村・民間等の取組>

市町村等では、市民との協働による地域内の交通ネットワークの充実に向けた取組が行われている。

地域住民を主体とした市民協働による地域交通対策事業

・ 盆堀地域交通対策事業（あきる野市）

あきる野市では、交通空白地域である盆堀地域で、地域住民の要望による交通弱者対策として、市が車両を提供し、住民が運行する盆堀地域交通対策事業を実施している。

事業の実施に当たり、費用負担については、市と住民でそれぞれ分担を定めるとともに、安全な運行体制を整備するための運行計画書の作成をはじめとする運行管理について住民が主体となって実施している。



地域交通対策事業使用車両

行動戦略 12-2 快適な交通環境の実現

無電柱化の推進・自転車走行空間の整備・道路のバリアフリー化などを実施することで、快適な交通環境の整備を推進する。

<都の取組>

(1) 無電柱化の推進

- ・ 主要駅周辺（立川駅等）や緊急輸送道路等での無電柱化に重点的に取り組む。
- ・ 主要駅周辺等の無電柱化に取り組む市町村への財政支援や技術支援を行い、市町村と連携して面的な無電柱化を推進する。

〔関連第5章〕



野猿街道（八王子市子安町）

(2) 自転車走行空間の整備

- ・ 「東京都自転車走行空間整備推進計画」（平成24年10月策定）に基づき、優先整備区間（東八道路、新奥多摩街道等）などについて、自転車レーン等の自転車走行空間の整備を進めていく。



東八道路（三鷹市野崎）

(3) 道路のバリアフリー化

- ・ 高齢者や障害者などが日常生活で利用する主要な施設（駅、公共施設、病院等）を結ぶ都道（日野駅周辺、町田駅周辺等）について、段差の解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を推進する。



都道のバリアフリー化
（川崎街道・高幡不動駅周辺）

(4) 鉄道駅のバリアフリー化

- ・ 高齢者や障害者を含めたすべての人の円滑な移動を促進するため、必要な駅すべてにおいて、エレベーター等の整備による段差解消を行うよう、鉄道事業者や市区町村へ働きかけるとともに支援をするなど、公共交通施設のバリアフリー化を図っていく。



鉄道駅エレベーター
（西武新宿線久米川駅）

(5) ITS等を活用した交通の円滑化と安全の促進

- ・ 交通安全対策・渋滞対策のため、ITS技術の更なる活用を検討していく。
- ・ 震災時における運転者への効果的な交通情報等の提供の仕組みについて、平成26年度中の実用化を目指して検討を進め、広域的な展開を図っていく。

<市町村・民間等の取組>

市町村等では、身近な緑などの地域特性を活かして快適な交通環境を実現する取組が進められている。

地域の身近な自然を生かした道路環境の整備

・ けやき並木周辺整備事業（府中市）

府中市では、国指定天然記念物でもあり、市の歴史と文化の象徴的存在である「馬場大門のけやき並木」の歩行者専用道路化の早期実現を目指し、電線類の地中化や周辺道路の拡幅等の整備を進めている。

けやき並木周辺の道路整備等を進めることで、けやき並木の衰退を防ぐとともに、美しい街並みや市民の憩いの場となる空間の創出、にぎわいのあるまちづくりの実現を図っている。



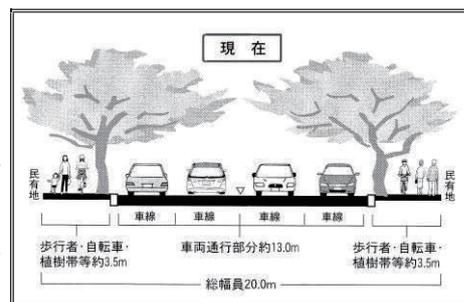
馬場大門のけやき並木

・ 人にやさしい道路づくり事業（国立市）

国立市では、市内を東西に通る通称「さくら通り」の片側2車線の車道を片側1車線に減線し、歩道を拡幅し、緑地帯を広く取るとともに、自転車道を新設する道路改良事業を実施している。

整備に当たっては、通りの特徴である桜の植樹環境を保全するとともに、これからの高齢社会、成熟社会を見据え、歩行者と自転車を優先した人にやさしい道を目指している。

自転車道を新たに整備し、歩行環境を改善することにより、既に自転車レーンがあり、歩行環境の整っている「大学通り」と一体となったまちづくりの推進と市内回遊性の向上を図っている。



さくら通り整備予定図

第5章 災害に強いまちづくり

< 背景・必要性 >

- 多摩直下地震等が発生した場合、多摩地域でも大きな被害が想定される。また、多くの帰宅困難者への対応が必要であることや、都心等への通勤者が自宅に戻れないことを考慮して、地域の備えを行うことが必要である。
- 高度経済成長期に集中的に整備された都市インフラが、間もなく一斉に更新時期を迎え、補修や改良、更新が必要となる。
- 近年頻発している局地的集中豪雨等による水害や、がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害への備えも大きな課題であり、対応を進めなければならない。
- 平成26年2月に、2度にわたる記録的な大雪により、交通機関の麻痺や西多摩の一部地域では孤立する集落も発生した。こうした事態への対応が求められている。

ビジョンが目指す多摩の姿と行動戦略

< 防災 >

都民、事業者、公的機関のそれぞれにおいて、自助・共助・公助のすべてにわたる防災対策の推進により、大震災をはじめとする災害に対する都市の防災性が向上し、多摩地域の住民の安全・安心が確保されるとともに、首都中枢機能のバックアップ体制が強化されている。

- 行動戦略 13 耐震化の促進による地震に強い都市の実現
- 行動戦略 14 自助・共助・公助の推進による防災力の向上
- 行動戦略 15 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

＜行動戦略 13＞耐震化の促進による地震に強い都市の実現

地震による災害から都民の生命や財産を守るには、都市そのものの防災性を高めていくことが必要である。

想定される人的・物的被害の減少を目指し、公共施設や住宅などの建築物や都市インフラの耐震化を進めるとともに、災害時における交通ネットワークや各種ライフラインの機能を確保する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・耐震化を強力に推進し、公共施設や都市インフラなど、地震に強い社会資本ストックを確保する。

②結集すべき官・民の力

- ・アセットマネジメントによる予防保全型管理など、民間企業や学識経験者等の持つ最新の技術や知見を取り入れる。

③構築すべき連携やつながり

- ・都と市町村が連携して耐震化の普及啓発や、様々な負担軽減策を行うことにより、建築物の所有者等が行う主体的な耐震化を加速する。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 13-1 防災上重要な公共建築物の耐震化

- 災害拠点病院、小中学校等の防災上重要な建築物の耐震化

行動戦略 13-2 民間建築物の耐震化の促進

- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断：平成 26 年度までに完了

行動戦略 13-3 都市基盤の防災性の向上

- 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化：22 橋を平成 27 年度末までに完了（累計 125 橋）
- 無電柱化の推進

これまでの都の主な取組

○公立小中学校施設の耐震化

- ・耐震化率 98.2%（平成 25 年 4 月 1 日）都全域

○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- ・助成実施自治体：26 市 2 町 1 村（平成 26 年 1 月現在）

○橋梁の耐震化・長寿命化

- ・緊急輸送道路等の橋梁耐震化完了：平成 24 年度末 86 橋 平成 25 年度末 17 橋（予定）
- ・橋梁の長寿命化：峰谷橋（奥多摩町）平成 22 年度完了

○都道の無電柱化の推進

- ・都市防災機能の強化、良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保を図る。
- ・野猿街道（八王子市子安町）、多摩ニュータウン通り（多摩市乞田）等で実施

行動戦略 13-1 防災上重要な公共建築物の耐震化

多数の都民に利用されるとともに災害時の活動拠点・避難施設等として重要な役割を担う公共建築物について、積極的に耐震化を図る。

○災害拠点病院：青梅市立病院など、多摩地域で19施設指定（平成25年6月現在）

<都の取組>**（1）医療施設の耐震化**

- ・ 医療施設の安全性と災害時における医療提供体制を確保するため、都内医療機関の耐震診断を促進し、未耐震の医療施設の耐震化を支援する。
- ・ 災害拠点病院や災害拠点連携病院等の耐震補強や建替え費用を助成する。

（2）都立学校における耐震化

- ・ 災害発生時に、避難所や帰宅支援ステーションとして活用される都立学校の体育館について、天井材や照明器具等の非構造部材の落下防止対策を、平成27年度中に完了する。

（3）学校耐震化への支援

- ・ 市区町村が行う、公立小中学校・幼稚園校舎等の耐震補強を引き続き財政支援していくとともに、体育館のつり天井等の非構造部材の落下防止対策についても財政支援を行い、平成27年度中に完了させる。
- ・ 私立学校の耐震診断や耐震改修等の費用を助成するとともに、建築士を未耐震の学校に派遣し、各学校の実情に応じた耐震化へのアドバイスをすることなどにより、早期の耐震化を支援する。
また、天井材等の非構造部材の耐震対策を支援する。

（4）社会福祉施設等の耐震化

- ・ 高齢者・障害者・子供など自力での避難が難しい者の利用や、災害時の被災者受入れを鑑み、民間社会福祉施設等が実施する耐震診断・耐震改修の費用を支援し、耐震化を促進する。

行動戦略 13-2 民間建築物の耐震化の促進

震災時の沿道建築物倒壊による緊急輸送道路の閉塞防止や、住宅倒壊による被害軽減に向け、市区町村と連携し、建築物所有者の理解と協力を得ることにより、民間建築物の耐震化を促進する。

○特定緊急輸送道路：

小金井街道、府中街道、芋窪街道、甲州街道、東八道路、多摩ニュータウン通り、町田街道、新青梅街道、奥多摩街道、檜原街道 等

<都の取組>

(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- ・ 耐震化推進条例に基づく特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断（平成24年4月条例により義務化）を、平成26年度までに完了する。
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する、耐震診断や耐震改修等に係る費用の助成や耐震化の相談、建築士等の派遣などにより耐震化を促進する。



特定緊急輸送道路



倒壊したビルが道路を遮断

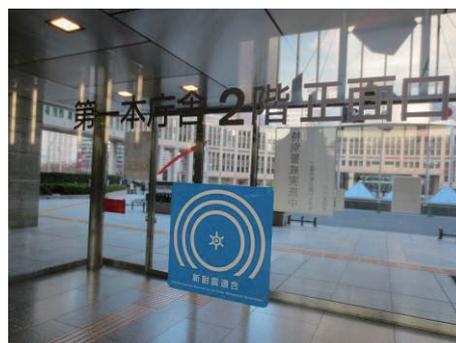
(写真提供：一般社団法人消防科学総合センター)

(2) 耐震化促進普及啓発活動の支援

- ・ 建物所有者への戸別訪問など、市区町村が行う耐震化の普及啓発活動を支援する。

(3) 耐震マーク表示制度

- ・ 平成24年4月に創設した「東京都耐震マーク」の交付対象を、特定緊急輸送道路に敷地が接する建築物・公共建築物から都内すべての建築物に拡大し、利用者等が建築物の耐震性を確認できるようにするとともに、耐震化の気運を高めていく。



耐震マーク

(4) マンションの耐震化

- 旧耐震基準分譲マンションについて、耐震化への合意形成を図るため、「マンション啓発隊」による管理組合への助言のほか、市区と連携し、耐震アドバイザー派遣や耐震診断・改修を支援する。
また、隣地との共同建替えを検討する管理組合等に対して、建替え・改修アドバイザー派遣を市区と連携して行う。 [関連第1章]



マンション啓発隊



マンションの耐震化の事例

行動戦略 13-3 都市基盤の防災性の向上

震災時に迅速な救助活動や緊急物資輸送を可能にする道路・橋梁等や、安全・安心な生活を支える上下水道など、都市インフラの耐震化や、施設の適切な維持管理・更新を行う。

<都の取組>

(1) 地震に強い橋梁の整備

- 睦橋、立日橋など、緊急輸送道路等の橋梁22橋（累計125橋）の耐震化を、平成27年度末までに完了する。
- 幹線道路ネットワークや緊急輸送道路の一部をなす是政橋、関戸橋などの新設・架け替えを推進し、災害時の輸送・避難ルートを強化する。



是政橋（主要地方道川崎府中線）
平成 24 年 6 月に交通開放

(2) 橋梁の長寿命化

- 予防保全型管理手法を導入し、著名橋、長大橋、鉄道・道路をまたぐ橋梁、主要な幹線道路の橋梁について、適切な補修・補強を施すことにより、100年以上の延命を図る。
多摩地域では、中福生陸橋、和田橋などについて長寿命化する。



峰谷橋（奥多摩町留浦地内）
長寿命化 平成 22 年度完了

(3) 防災に寄与する道路ネットワークの整備

- ・ 災害時の救援・救助活動や消火活動の迅速化を図り、緊急物資を確実に輸送するため、緊急車両が通行できる広幅員の幹線道路である多摩南北5路線・多摩東西主要4路線を整備する。
- ・ 川崎街道、北野街道、町田街道など緊急輸送道路において、より幅員を確保することが望ましい区間を拡幅整備することにより、震災時の道路閉塞を防止する。

[関連第4章]

(4) 無電柱化の推進

- ・ 主要駅周辺（立川駅等）や緊急輸送道路等での無電柱化に重点的に取り組む。
- ・ 主要駅周辺等の無電柱化に取り組む市町村への財政支援や技術支援を行い、市町村と連携して面的な無電柱化を推進する。

[関連第4章]



都道の無電柱化
多摩ニュータウン通り(多摩市乞田)

(5) 鉄道施設の耐震化

- ・ 震災時の鉄道被害を最小限に抑えるため、乗降客1日1万人以上の駅や、駅間の高架橋等、鉄道事業者による耐震補強の取組を支援する。



鋼板巻きによる高架橋柱耐震補強

(6) 安定給水に向けた水道施設の構築

- ・ 震災時においても給水を可能な限り確保するため、取水から給水に至る水道施設の耐震化を推進する。
- ・ 震災時の断水被害を最小限にとどめるため、水道管路の耐震継手化を進める。
また、私道内や避難所等への給水管の耐震化を推進する。
- ・ 施設更新時等における給水の安定性を確保するため、大規模浄水場である東村山浄水場の更新に向け、境浄水場に代替浄水施設を整備していくとともに、境浄水場への導水管となる第一村山線の二重化を行う。



耐震継手を有するダクタイル鋳鉄管
(クレーンによるデモンストレーション)

また、朝霞東村山原水連絡管の二重化、多摩丘陵幹線・多摩南北幹線等送水管のネットワーク化を進め、バックアップ機能を強化する。

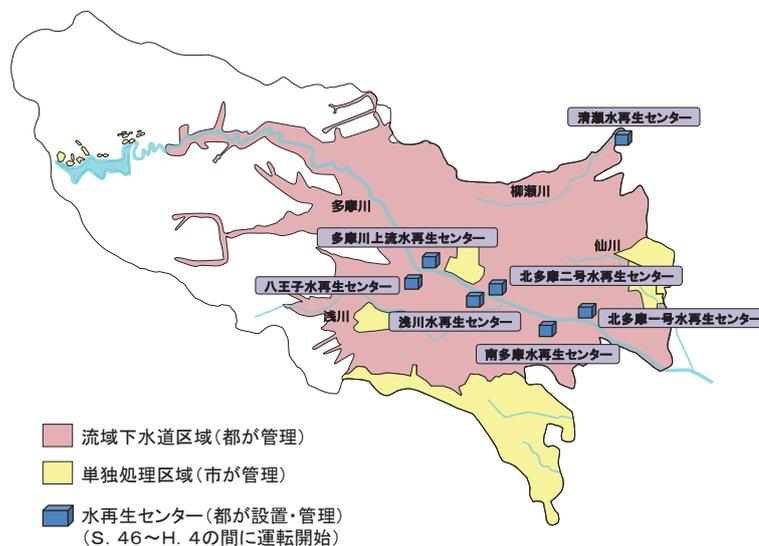
- 多摩地域における給水所等の地域的な偏在や、配水池容量の不足等を解消するとともに、震災時や事故時等の給水拠点となる給水所等（幸町浄水所、柴崎浄水所等）の整備を進める。
- 奥多摩町（平成22年度に都営水道に統合）の老朽化した水道施設について、取水施設、浄水施設等基幹施設及び送配水施設の整備を進める。



多摩平浄水所（日野市）

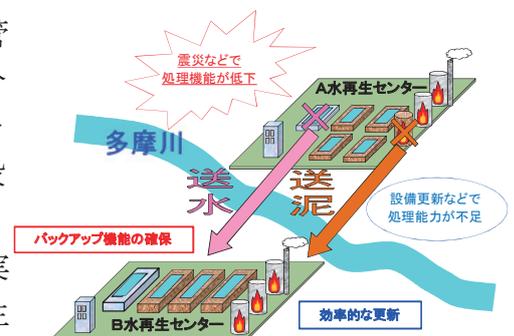
（7）下水道機能の確保

- 流域下水道の7つの水再生センターにおいて、震災時においても必ず確保すべき機能を担う施設の耐震化を平成31年度までにおおむね完了させる。



多摩地域の下水道の状況

- 多摩川を挟む2つの水再生センターを連絡管で結び、一方の水再生センターが被災した場合にも、下水や汚泥を処理することができるバックアップ機能を確保するとともに、効率的な設備更新や維持管理に活用する。
- 震災時に情報連絡や復旧対応などを円滑に実施するために、流域下水道本部と7つの水再生センター、区部のネットワークとを結ぶ光ファイバー通信網を整備する。



連絡管の整備効果

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等では、実情に合わせ、地元企業などと連携した防災の取組を進めている。

都においても、都が主催する道路施設の管理等に係る連絡会等を通じて、自治体の先進的な取組について、市区町村間での情報共有を図っている。

地元企業と連携した災害対策商品の開発

・災害・停電時 LED 街路灯「消えないまちだ君」の開発・整備（町田市）

東日本大震災発生時の停電を教訓に、町田市は、災害停電時に自動点灯する道路照明「消えないまちだ君」を、市内民間企業と共同で研究・開発し、特許を取得した。

本製品は、既設街路灯柱内にバッテリーユニットを設置するだけの簡便さ、低コスト、景観や安全性への配慮などの特徴を備えている。

市では、市地域防災計画に基づき、避難道路の安全性確保に向けて、町田駅前通りなど、市内への設置を進めている。

また、都内自治体間の連絡会等を活用し製品の情報を提供するなど、他自治体への PR を積極的に行うことで、全国的に類のない製品の普及を目指している。



＜行動戦略 14＞ 自助・共助・公助の推進による防災力の向上

災害発生時に一人でも多くの命を救うためには、都や市町村の迅速な対応や自衛隊・警察・消防などによる救出救助活動などの公助の取組に加えて、一人ひとりが自分で自分を守り、身近な者同士が助け合うことが不可欠である。

東日本大震災の経験や教訓を踏まえるとともに、被害想定や帰宅困難者の発生、昼間発災の場合の地域における救出救助の担い手不足などの地域特性を十分考慮の上、防災力を向上する取組を進めていく。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・都民、町会・自治会、行政、消防など、自助・共助・公助それぞれの担い手の防災力を最大化する。

② 結集すべき官・民の力

- ・帰宅困難者の一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの確保など、民間事業者の力を活用した体制を整備する。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・救出救助機関、都、市町村、民間協力事業者、防災市民組織^{*}等の緊密な連携により、的確な災害対策を実行する。
- ・多摩地域にとどまらず、東京都全体・首都圏を見据えた広域的な視点による防災体制を構築していく。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 14-1 初動体制等の強化による防災力の向上

- 災害発生直後の初動対応を迅速かつ確実に実施する体制を構築

行動戦略 14-2 帰宅困難者対策の推進

- 災害時の一斉帰宅の抑制や3日分の備蓄・10%余分の備蓄の浸透

行動戦略 14-3 地域における共助の仕組みづくり

- 消防団の存在と意義への理解を深めるための普及啓発活動

行動戦略 14-4 住民の防災力の向上

- 多摩地域の防災力強化に向けた広報

これまでの都の主な取組

- 帰宅困難者対策 都立一時滞在施設：多摩地域で62箇所指定（平成25年4月現在）
- 東京防災隣組の認定：多摩地域で39団体認定（平成23・24年度）
- 防火防災訓練参加人員：約39万人（平成24年度 東京消防庁管轄区域内）

^{*}防災市民組織：地域の防災活動を効果的に行うための、住民による自発的な組織。
町内会や自治会などを活用する場合や、新しく組織する場合がある。

行動戦略 14-1 初動体制等の強化による防災力の向上

都はもとより、防災機関などの関係機関・市区町村等との連携により、災害発生直後の初動対応を迅速かつ確実に実施する体制を構築する。

<都の取組>

(1) 防災計画の実効性の確保

- 平成24年11月に修正した「東京都地域防災計画（震災編）」における施策を推進するため、庁内・関係機関・市区町村等との間で顔の見える関係を築き、互いの理解を深めるなど、一層の連携体制を構築するとともに、国や専門家等の動きを踏まえ、防災施策をブラッシュアップ・スピードアップする。



東京都防災会議

(2) 初動対応力の強化

- 「首都直下地震等対処要領」（平成26年3月策定）に基づき、発災後72時間における的確な初動対応体制を構築する。
- 救出救助活動拠点と本部との通信手段や情報収集のための設備整備を行うとともに、自衛隊等の応援部隊や警察・消防、市区町村との連携強化を図り、即座に災害対応できる体制を整える。



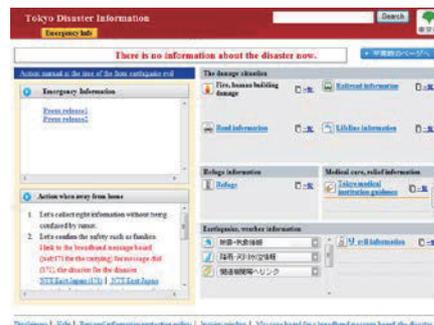
関連部署との連携(訓練の様子)

(3) 都政のBCP（東京都事業継続計画）

- 東京都地域防災計画や首都直下地震等対処要領などを踏まえて「都政のBCP<地震編>」を見直す。
また、市区町村や監理団体のBCP策定等への働きかけを行う。

(4) 住民等への情報伝達の強化

- 東京に来訪する外国人に対し、発災時の災害情報をインターネット等を通じて多言語で適宜発信する仕組みや、高齢者・障害者など災害時要援護者へ迅速に避難情報等を伝達する仕組みを構築する。



多言語による災害情報の提供イメージ

(5) 救出救助におけるヘリコプターの機動的な活用

- ・ 都立学校・災害拠点病院・大規模団地・都立公園など都立施設等にヘリサインを整備するとともに、市区町村等の施設や、河川・鉄道・高速道路などへの整備を働きかける。
- ・ 消防ヘリコプターの機動性を活かすとともに、航空隊本隊（立川基地）と江東航空センター（東京ヘリポート）の2拠点での常時運航体制を確保することで、都内全域をカバーする航空消防体制を強化する。



ヘリサイン

(6) 消防救助機動部隊等の整備

- ・ 平成25年3月に発隊した第九消防方面本部消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー隊）の本隊舎等を八王子市鎌水に整備し、併せて大規模災害時の受援施設や消防部隊の訓練施設を整備することで、災害対応能力の向上を図る。



航空消防隊

(7) 多機能な消防庁舎の整備及び耐震化

- ・ 多機能な消防庁舎の整備を推進するとともに、庁舎の耐震化を平成27年度までに完了する庁舎整備に合わせて、自家発電設備を拡充するなど防災拠点としての機能向上を図り、また、太陽光発電設備等の導入や屋上緑化など、環境負荷の低減を進める。

庁舎整備：武蔵野、八王子、町田、奥多摩の各消防署など



第九消防方面本部消防救助機動部隊

(8) 震災復興体制の基盤整備

- ・ 市区町村における生活再建支援システムの普及に向け、り災証明発行研修などの支援を行う。また、市区町村システムとの連携を図る被災者台帳システムの整備に向けた検討を進めていく。
- ・ 「大規模災害からの復興に関する法律」の制定（平成25年6月）を受け、「東京都震災復興マニュアル」を改訂する。



り災証明発行システムの実証実験

行動戦略 14-2 帰宅困難者対策の推進

首都直下地震等の発生時には、多摩地域で約 92 万人の帰宅困難者が発生することが想定されている。災害時に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を都民一人ひとりが理解するとともに、個人・事業者による自助・共助の取組が浸透するよう、帰宅困難者対策を推進する。

○首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月） 駅周辺屋外滞留者
八王子駅 9,787 人 町田駅 12,268 人 立川駅 17,239 人

<都の取組>

（1）一斉帰宅抑制の周知徹底

- 平成25年4月施行の「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、事業者に対し、一斉帰宅の抑制や3日分の備蓄、外部の帰宅困難者のための10%余分の備蓄などを浸透させる普及啓発を行う。



都施設における備蓄品

（2）帰宅困難者の保護と帰宅支援

- 一時滞在施設に指定された都施設への備蓄品や特設公衆電話・Wi-Fiなどの整備を進める。
- 備蓄品購入経費の補助やアドバイザー派遣などの支援策により、国とも連携し、民間一時滞在施設の確保を進める。
- 帰宅困難者対策ポータルサイトや防災ツイッターなどのSNSにより、帰宅困難者等が必要とする情報提供を行う。
- 九都県市と連携し、災害時帰宅支援ステーションの拡充と周知を図る。



（3）事業所における帰宅困難者対策の推進

- 事業所における帰宅困難者対策の実効性を高めるために、都内の全事業所に義務付けられている「事業所防災計画」について、作成や一斉帰宅抑制に関する見直しを指導する。



帰宅困難者対策訓練

行動戦略 14-3 地域における共助の仕組みづくり

災害発生時に多くの命を救うには、近隣の住民同士の助け合いが欠かせない。「自らの命は自分が守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本に、地域における災害への備えを進める仕組みを構築する。

○市町村の消防団員数：平成 15 年 10,070 人 → 平成 25 年 9,467 人まで減少

<都の取組>

(1) 防災隣組の構築

- ・ 地域で意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として認定する。活動を広く紹介し、他地域へ取組を広げていく。
- ・ 地域における防災リーダーを育成するための研修会や、防災専門家による地域防災学習交流会を実施する。



防災隣組認定式

(2) 多様な主体による応急給水への対応

- ・ 応急給水拠点に指定された浄水場・給水所などにおいて発災時に職員が対応できない場合でも、市町や町会、自治会などの多様な主体が容易に応急給水活動できるよう、施設の改造を行う。
- ・ 地域等と連携して消火栓・排水栓から応急給水を行えるよう、スタンドパイプなどの応急給水用資器材を市町に貸与する。
- ・ 市町が地域で訓練を円滑に実施できるよう、市町職員を対象とした訓練を行う。



消火栓等を活用した応急給水(イメージ)



市町職員を対象とした応急給水訓練

(3) 地域住民による初期消火体制の強化

- ・ 訓練を行う住民が住む街区において、実災害における共助体制の強化と総合的な対応力の向上を目的として、当該街区に配置された資器材等を活用して主として初期消火訓練を行う「まちかど防災訓練」を推進する。



まちかど防災訓練

(4) 災害時要援護者の安全対策

- ・ 災害時要援護者情報を市区町村と共有化して効果的な消防活動を展開するとともに、啓発資料「地震から命を守る『7つの問いかけ』」を活用するなど、市区町村や地域で行う訓練を通して災害時要援護者の安心安全を確保する。
また、総合的な防火防災診断等を通して住環境の安全対策を進める。
- ・ 民間事業者とも連携して高齢者等の緊急通報システムを運用する。聴覚障害者等の緊急メール通報を拡充し、登録者数を増加させる。



実際のまちかどを使った避難支援訓練の様子

(地域住民が協力して、近所に住む災害時要援護者を避難所まで搬送)

(5) 消防団活動の支援

- ・ 消防団の認知度向上や団員確保、団員訓練の充実、資機材整備など地域防災力の要である消防団の災害対応力向上を図る。



消防団の活動

(6) 災害時のボランティア活動支援機能

- ・ 大規模災害に備え、災害ボランティア活動の支援体制づくりを進めるため、災害ボランティアコーディネーターの養成や災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行う。

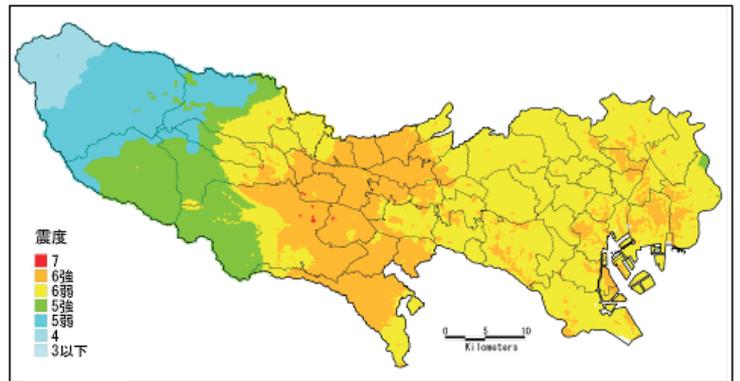
行動戦略 14-4 住民の防災力の向上

都民一人ひとりが、地震をはじめとする災害に対する知識や技能を修得することにより、災害による被害を最小限に抑える。

<都の取組>

(1) 多摩地域の防災力強化に向けた広報

- 多摩地域の都民が、地震を正しく知り、正しく恐れ、被害を最小限に抑える備えを行うきっかけとするために、多摩直下地震などの大地震に関する被害想定や最新の調査結果などの情報を提供するとともに、防災対策を着実に実施するように普及啓発を実施する。



多摩直下地震の被害想定

(2) 防災教育の充実

- 地域に貢献できる人材を育成するために、全都立高校で災害発生時を想定した避難生活の疑似体験等の一泊二日の宿泊防災訓練を行う。
また、東京消防庁消防学校等と連携した宿泊防災訓練を行う。
- 幼稚園・保育所、小・中・高校等において、発達段階に応じた総合防災教育を行う。
- 同年代の防災リーダーとなる消防少年団を育成する。



小学生への防災教育

(3) 防災訓練の推進

- 地域のイベント等あらゆる機会を捉えた防災訓練の実施により、各世代の多くの都民に防災訓練への参加機会を提供する。平成28年度に、防火防災訓練の参加者を多摩^{*}で約57万人にする。
- 都民防災教育センター（立川防災館）を活用し、防災体験学習を推進する。



防火防災訓練

^{*}東京消防庁管轄区域

(4) 応急手当の普及促進

- 平成28年度末までに東京都の15歳から69歳までの昼間人口の20%に当たる224万人に対し、AED（自動体外式除細動器）の使用法を含む救命講習を実施し、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の実施率を向上させる。
- 総合防災教育の一環として、小学校高学年から高校生に対して学年に応じた各種救命講習等を行う。
- 事業所・商店街・町会等に救命講習受講優良証及び優良マークを交付する応急手当奨励制度により、自らが実効性のある応急救護体制づくりができるよう支援する。



救命講習



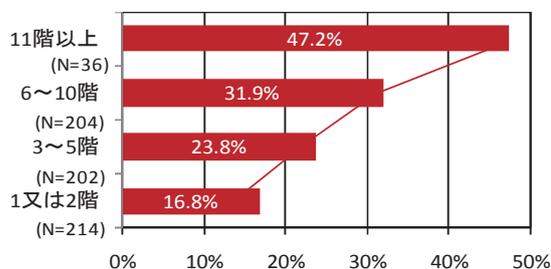
救命講習受講優良証



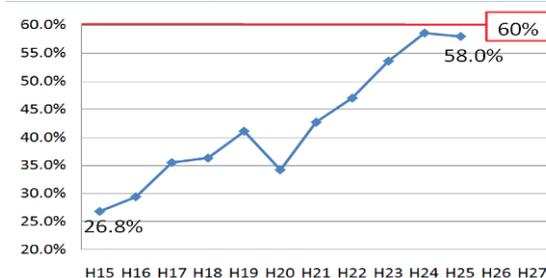
優良マーク（左：事業所、右：町会）

(5) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

- 家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率を平成27年度末までに60%とする。
- 実施率の低い年代等の対象層に応じた指導を、総合防災教育、災害時要援護者対策、防火防災指導等と連携し展開していく。



東日本大震災における都内一般住宅の階層別家具類の転倒・落下・移動の発生割合



家具類の転倒・落下・移動防止対策実施率（世論調査）

＜行動戦略 15＞水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

河川や下水道など治水施設が整備された地域では、浸水被害は減少しているものの、河川の目標整備水準を超える台風や局地的集中豪雨の発生は近年増加傾向にあり、これらへの対応が課題となっている。また、多摩地域には、がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害のおそれや、交通途絶により孤立のおそれがある地域が存在している。さらに、平成 26 年 2 月の記録的な大雪の際には、集落の孤立等の事態が発生した。

水害や土砂災害を防止する対策を実施するとともに、雪害への備えを講じることにより、災害に対する安全性の向上を図る。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・多摩地域の特色の一つである河川周辺や山間部について、水害・土砂災害・雪害からの安全性を高めることによって、一層魅力的な地域とする。

②結集すべき官・民の力

- ・雨水浸透施設の普及、開発行為の規制、緑地の確保、除雪への協力など、都民や民間事業者も水害対策・土砂災害対策・雪害対策を担う重要な主体であることを踏まえ、自治体と一体となって取組を進めていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・土砂災害対策・雪害対策の推進に向け、都と市町村の連携を強化する。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 15－1 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

- 中小河川の整備
- 土砂災害対策の推進
- 雪害対策の推進

これまでの都の主な取組

○調節池の整備

- ・野川大沢調節池（野川）、霞川調節池（霞川）、黒目橋調節池 I 期（黒目川）

○河川の護岸整備

- ・133.5km（平成 24 年度末）谷地川、空堀川、鶴見川、平井川などで実施

○土砂災害警戒区域等の指定（平成 25 年 6 月末現在 都内全域）

- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 5,826 か所
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） 3,280 か所

行動戦略 15-1 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

局地的集中豪雨に伴う水害に対応する治水対策や土砂災害を防止する対策を実施するとともに、雪害への備えを講じることにより、災害に対する安全性の向上を図る。

<都の取組>

(1) 豪雨対策の推進

- ・ 時間100ミリを超える豪雨による浸水被害の発生など、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況を考慮し、「東京都豪雨対策基本方針」（平成19年8月策定）について、地域の特性や中小河川の新たな整備方針を踏まえ、見直しを行う。
- ・ 個人住宅等における雨水浸透施設の設置について、市区と連携し、助成を実施するとともに、各自治体に対し条例や要綱の制定等を働きかけるなど貯留浸透施設の設置促進を図り、平成29年までに、対策促進流域において、時間5ミリ相当の流出抑制の実現を目指す。

(2) 中小河川の整備

- ・ 「中小河川における都の整備方針」（平成24年11月策定）により、中小河川の目標整備水準をこれまでの時間50ミリから多摩部では時間最大65ミリに引き上げ、野川など優先流域において調節池の整備を行う。

境川など都県にまたがる河川で下流側他県の河川整備が進まない場合、流域の安全性を早期に向上させる調節池の先行整備を推進する。

- ・ 空堀川、谷地川、黒目川などで、引き続き、護岸及び調節池の整備を行う。
- ・ 整備に当たっては、うるおいのある水辺の形成、生態系の保全・再生などの多自然川づくりを推進し、魅力ある多摩地域の河川環境と都市景観を形成していく。



都県にまたがる河川における調節池先行整備のイメージ

(3) 土砂災害対策の推進

- ・ 土砂災害から都民の生命と財産を保全するため、土石流危険区域や地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等において、砂防堰堤や地すべり防止施設、急傾斜地斜面崩壊防止施設等の土砂災害対策施設の整備を実施する。
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所を明らかにする基礎調査を推進し、平成32年度までに都内全域で約15,000か所を「土砂災害警戒区域」に指定する。



砂防堰堤 中の沢
(八王子市 裏高尾町)

- ・ 市区町村による土砂災害ハザードマップの作成を技術的に支援する。

(4) 山間部の防災性向上を図る道路整備

- ・ 日常的な巡回点検に加え、5年に一度の定期点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、緊急度の高い箇所から計画的に擁壁や落石防護柵の設置など多様な対策を実施する。

さらに、既設グラウンドアンカーの経年劣化対策として、詳細な調査を行う。

- ・ 多摩川南岸道路や秋川南岸道路の整備など、山間地域において、災害時における集落の孤立化防止や緊急輸送路の確保、休日・観光シーズンの交通渋滞の解消などを目的として現道拡幅や線形改良、代替道路の整備を推進する。

[関連第4章]



対策工(法枠)

(5) 雪害対策の推進

- ・ 大雪により交通機関の麻痺等の影響が生じる場合には、ホームページやツイッター等を活用し、気象情報や交通情報等を都民等にきめ細かく情報発信する。また、鉄道事業者に対し利用者保護を促す。
- ・ 地元自治体とも連携し備蓄を促すなど地域の対応力向上に取り組むとともに、除雪体制の充実等を図る。

第6章 低炭素で自立分散型エネルギーのまちづくり

< 背景・必要性 >

- 深刻化する地球温暖化問題への対応に加え、東日本大震災等を契機とした電力需給バランスの安定化といったエネルギー問題の解決が重要となっている。
- 二酸化炭素削減と電力需給バランスの安定化の解決に向け、需要側から省エネの取組を一層進めていくとともに、供給側から再生可能エネルギーなどの低炭素で自立分散型電源の普及を促進する両面からの取組が必要である。
- あわせて、緊急時においても、首都機能を維持していくためにも、エネルギーの多元化により、防災力を高めていくことが課題となっている。
- 多摩地域の持続性や安全性を担保するためにも、低炭素・快適性・防災力の三つを同時に備えたスマートエネルギー都市の実現に向けて、創エネルギーやエネルギー利用の効率化・最適化を促進することが必要である。

ビジョンが目指す多摩の姿と行動戦略

< エネルギー >

地域特性を活かした分散型エネルギーの普及が図られるとともに、省エネとエネルギーマネジメントをさらに促進することで、低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市が実現され、環境への負荷の最小化が図られている。

行動戦略 16 低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現

＜行動戦略 16＞ 低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現

多摩地域の持続性や安全性を担保していくため、低炭素、快適性、防災力の三つを備えたスマートエネルギー都市の実現に向けて、あらゆる主体による省エネ・エネルギーマネジメントや低炭素化の取組を進める。

また、多摩地域の地域特性を活かした再生可能エネルギーの利用促進や、分散型エネルギーの推進を行う。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・豊かな森林等の自然資源や大規模な空間などを利用した、低炭素化・再生エネルギーの活用を行う。

② 結集すべき官・民の力

- ・エネルギー事業者のみならず、金融機関、不動産事業者等と連携したまち全体のスマート化を展開する。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・企業間、企業と住民、都域を超えた自治体間などの多様な連携による環境負荷の低減を図る

＜今後の事業展開＞

行動戦略 16-1 省エネとエネルギーマネジメントの推進等

- 省エネの推進：都内エネルギー消費量 2000 年比 20%削減（2020 年）

行動戦略 16-2 分散型エネルギーの普及

- 都施設における太陽光発電の導入

これまでの都の主な取組

○太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト

- ・住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成 21・22 年度）
- ・住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成 23・24 年度）
（平成 21～24 年度：累計補助数約 4 万 8 千件、約 18.8 万 kW）
- ・集合住宅等太陽熱導入対策事業（平成 23～27 年度）
（平成 25 年 12 月末現在：申請数 28 件 1,509 戸）

○多摩地域の汚泥焼却における温室効果ガスの削減

- ・多摩川上流水再生センター：下水汚泥・木質バイオマスの混合焼却施設（平成 21 年度～）など

行動戦略 16-1 省エネとエネルギーマネジメントの推進等

2020年までに、都内のエネルギー消費量の2000年比20%削減に向けて、家庭、企業、産業のあらゆる主体によるエネルギー利用の効率化及び最適化とあわせて低炭素化を促進し、スマートエネルギー都市の実現を図る。

<都の取組>

(1) エネルギーマネジメントの推進

- 家庭における創エネ・エネルギーマネジメントを促進させるため、家庭のエネルギー管理システム(HEMS^{*})とコージェネレーションシステム^{*}や蓄電池等を併せた設置を支援し、スマートハウス化を図る。

また、オフィスビル等の事業所においても、ビルのエネルギー管理システム(BEMS^{*})とコージェネレーションシステムを併せた設置を後押しし、創エネ・エネルギーマネジメントを促進する。

- 集合住宅に対する省エネの取組を促すため、潜在需要の高いマンション等へマンションエネルギー管理システム(MEMS^{*})の導入を支援し、スマートマンションの普及を図る。
- 中小医療・福祉施設へのコージェネレーションシステム等の創エネ機器や省エネ機器の導入を推進するため、ESCO事業^{*}者を介して、機器の導入を支援する。
- 自社ビル等に比べ省エネが進んでいないテナントビルにおいて、ビルのエネルギー管理システム(BEMS)の運用及び専門のエネルギー管理サービスを提供する事業者のサポートによる省エネ効果を広く発信し、省エネの取組を促進する。
- オフィスビル集積地におけるエネルギーの有効活用の実現に向けて、実践的な活用モデルの提示・普及を行う。
- 建築物を新築・増築する場合の環境配慮を求める「建築物環境計画書制度」の再構築等により、更なる省エネ性能の向上を促進するなど、建築物へのエネルギー利用の効率化・最適化を推進する。

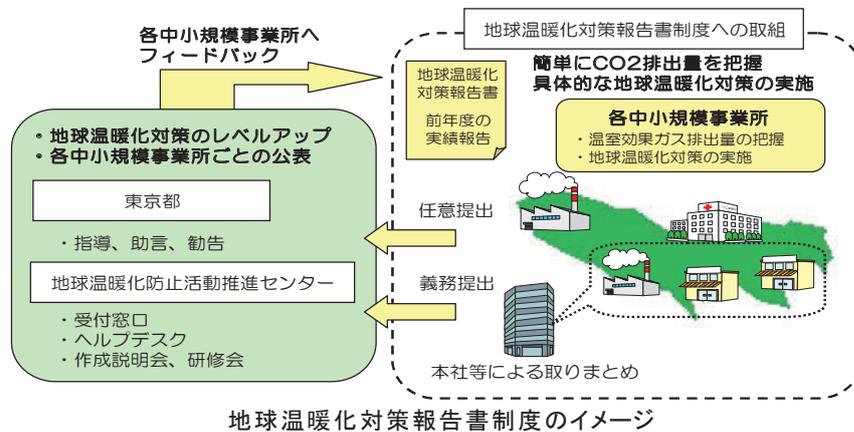


家庭用燃料電池システム(エネファーム)

HEMS:Home Energy Management System の略称。家庭の電力抑制や家電製品等の効率的な運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るシステム
 コージェネレーションシステム:発電とともに、発生した熱を冷暖房や給湯などに有効利用するシステム
 BEMS:Building and Energy Management System の略称。ビルの機器・設備等の効率的な運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るシステム
 MEMS:Mansion Energy Management System の略称。マンション全体の機器・設備等の効率的な運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るシステム
 ESCO事業:省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業

(2) 事業所における地球温暖化対策の推進

- ・ 都内の産業・業務部門の温室効果ガス排出量の約6割を占めている中小規模事業所の地球温暖化対策を効果的に推進するため、個々の事業実態に即した省エネ診断や市区町村や業界団体と連携した研修会を実施するほか、省エネビジネス事業者の登録・紹介、資金負担を必要としない「初期投資ゼロ省エネ支援モデル」を定着させていくなど、中小規模事業所の省エネ対策の推進策を総合的に実施する。
- ・ 省エネ設備導入推奨機器を指定し、省エネ促進税制と連携した取組を進めることで普及促進を図る。
- ・ 地球温暖化対策報告書制度を活用し、中小規模事業所の自主的な二酸化炭素削減の取組を促進するとともに、セミナーの開催などにより制度の周知を進める（25年度：多摩地域における報告書提出実績約7,000件）。



地球温暖化対策報告書制度のイメージ

- ・ 報告書を提出する事業者が、自己評価指標（ベンチマーク）に基づき、目標の設定や達成状況を確認できるようにするとともに、テナントビル等については、取組や達成状況を示す「カーボンレポート制度」を導入し、テナント入居者等に提示する仕組みを設ける。

また、「カーボンレポート制度」の普及・活用を促すため、民間事業者等と低炭素ビル普及促進パートナーシップを立ち上げる。

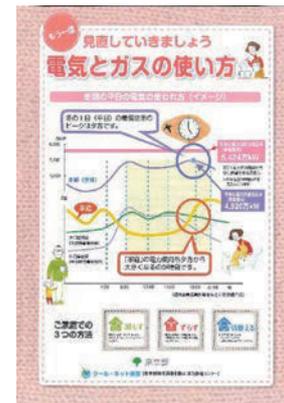
- ・ 低炭素型の建築物が市場で高い評価を受けるよう、中小テナントビルにおける省エネ改修の効果を見える化し、分かりやすく示す仕組みを構築する。
- ・ 事業者が自己の取組を積極的にアピールできるよう、各店舗等に対する省エネマネジメントを評価し、認定店舗にラベルを交付する「省エネ店舗ラベリング制度(仮称)」を導入し、事業者の取組を促す。



カーボンレポート

(3) 家庭部門における省エネ・節電行動の推進

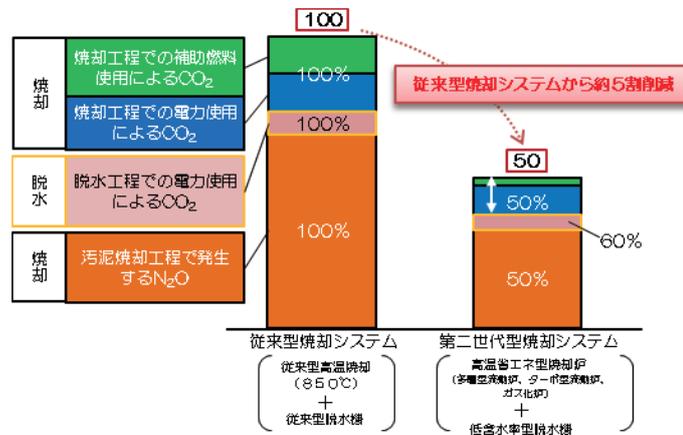
- 家庭における省エネ・節電の取組を進めるため、世帯構成別等の特徴を踏まえた家庭用の省エネツール「家庭の省エネベンチマーク」を策定することで、自らの省エネ程度を把握できるようにするとともに、省エネアドバイザーによる家庭への個別訪問時や講習会等において積極的な取組を促す。



省エネ・節電パンフレット

(4) 都有施設での低炭素化の取組

- 都有施設の省エネ性能を更に向上させるため、都有施設の整備に当たっては、最新の省エネ設備や多様な再生可能エネルギー設備を盛り込んだ「省エネ・再エネ東京仕様」(平成23年7月策定)を適用し、設備導入を全面展開するとともに、都有施設での温室効果ガス削減を推進する。
- 下水汚泥の焼却施設において、補助燃料や電力の使用量を削減する新たな汚泥焼却システム(第二世代型焼却システム)の導入を図り、従来型焼却システムに比べ温室効果ガスの排出量を約5割削減する。



汚泥焼却炉のレベルアップに伴う温室効果ガスの削減効果

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等では、他地域との連携によるカーボン・オフセットや地域にある資源を活用した低炭素化の取組を進めている。

① 自治体間の連携を活かしたカーボン・オフセットの取組

・カーボン・オフセット事業（府中市）

府中市では、姉妹都市である長野県佐久穂町と「地球環境保全のための連携に関する協定」を、また、佐久穂町及び長野県と「森林の里親促進事業森林整備協定」を締結し、平成23年度から市内で家庭ごみ有料袋を焼却した際に排出されるCO₂相当量の一部を、佐久穂町において間伐などの森林整備を実施することで得たCO₂吸収量と相殺させるカーボン・オフセット事業を行っている。

また、市内の子供を対象に佐久穂町内で森林間伐体験学習を実施するなど、低炭素化への理解促進を図っている。



森林間伐体験学習

・昭島市と岩泉町との森林保全のための連携事業（昭島市）

昭島市では、平成5年のウォーターサミットが縁となり、岩手県岩泉町と様々な面で友好的な交流を行っている。

環境面の交流では、昭島市の対策では削減しきれない温室効果ガスの一部を、岩泉町の森林整備を支援することにより、その森林のCO₂吸収量と相殺するカーボン・オフセットを行っている。

森林整備の支援においては、相互に協力して、環境保全の理解を深め自ら行動できる人材の育成に努め、市民参加のもと、事業の推進を図っていく。

この他にも、間伐に寄与するコピー用紙「森の町内会」を使用することで、岩泉町を含め岩手県の森林の間伐促進による再生活動に貢献している。



市民参加による森林整備支援

② 地域資源を活用した低炭素の取組

・薪燃料推進事業（檜原村）

檜原村では、これまで利活用されていなかった間伐材などを薪燃料として利用するため、原木の買取りと薪燃料製造を進め、「檜原温泉センター数馬の湯」に薪ボイラーを導入し、灯油の代わりに薪を使うことで二酸化炭素の排出量を削減している。今後、削減した二酸化炭素についてオフセットクレジット制度を利用して都内の自治体等に販売していく。

また、一般家庭についても、薪燃料の利用拡大を図るため、薪ストーブのモニター調査を実施し、効果検証とともに普及を進めている。



薪燃料製造施設

行動戦略 16-2 分散型エネルギーの普及

都府施設や事業所・家庭での太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの普及導入を促進し、多摩地域のエネルギーの安定供給体制を構築する。

<都の取組>

(1) 太陽エネルギーの利用拡大

- 固定価格買取制度の導入を踏まえ、市場の自立的な拡大のための取組として「屋根ちから」ソーラープロジェクトを展開する。「ソーラー屋根台帳」を活用しながら、市区町村や金融機関等と連携して都内の建物への太陽光発電の設置を促進する。

また、「屋根貸し」事業については、市区町村と連携した地域の「屋根貸し」セミナーを開催することで、「屋根貸し」事業の認知度向上を図り、事業所等における太陽光発電の設置を促進する。

（平成 25 年度は、多摩市と共催して地域の屋根貸しセミナーを実施）

- 集合住宅を中心とした新築住宅に設置可能な太陽熱利用の新たな施工技術を公募・採択し、採択された技術等を集合住宅等の新築住宅へ導入する事業者を支援する。



本プロジェクトメインキャラクター
「やねぢからくん」



地域の屋根貸しセミナー（多摩市）の様子
（H25.12.16 開催）

太陽熱利用システム導入補助申請実績

戸建住宅：114戸 集合住宅：1,395戸 合計：1,509戸（平成25年12月現在）

- ・ 太陽熱に関する新たな技術等の情報共有を図るほか、セミナーやキャンペーンにより太陽熱利用拡大に向けた普及促進を図る。
- ・ 中小医療・高齢者福祉施設など、給湯などの熱利用の多い施設について、事業用太陽熱利用システムの利用の支援を行う。

（2）分散型電源として活用可能な次世代自動車の普及促進

- ・ 外部への給電が可能な次世代自動車（EV・PHV）は、災害時における避難所等での分散型電源装置としての活用のほか、住宅との間で電気を融通し合うビークル・トゥ・ホームシステムによる電力のピークカットなど家庭のエネルギーマネジメント実現の手段としても期待されるため、事業者と共同して普及啓発を進め、家庭・中小事業者等への導入を支援する。



ビークル・トゥ・ホームシステム

（3）環境課題の解決に向けた中小企業の技術・製品開発支援

- ・ 優れた技術を有する中小企業が社外の知見や技術を活用し、自立・分散型エネルギー源の確保やエネルギー利用の高効率化など、大都市東京が抱える課題の解決に役立つ高度な技術・製品を開発する取組を重点的に支援する。
〔関連第2章〕

（4）都有施設等の再生可能エネルギーの活用と電力の自立化

- ・ 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定的な給水を可能とするため、浄水場の自家発電設備等の増強・新設や配水本管テレメータ等の電源確保を行う。
- ・ 浄水場や給水所の配水池上部等を有効利用して、太陽光発電の導入を推進しており、平成28年度までに多摩地域で980kWを新たに確保する。
- ・ 都立学校や都営住宅への太陽光発電の導入により環境負荷低減や、環境教育の推進を図るほか、私立学校などに対して、省エネ診断に基づく太陽光発電設備や省エネ設備の導入を支援する。
都立学校：平成28年度までに19校導入予定（平成25年度末現在54校）
- ・ 公衆浴場において、太陽光発電設備やコージェネレーションシステムの導入などを支援することにより、クリーンエネルギー化を促進する。
- ・ 再生可能エネルギー発電事業等の採算性を検証することにより、民間資金を活用した再エネ導入手法を検討する。



太陽光発電設備（小作浄水場）

＜市町村・民間等の取組＞

他県においては、民間企業や大学等と協働したスマートシティに向けた先進的なまちづくりや再生可能エネルギーを活用したまちづくりが行われている。

環境配慮型のまちづくり

・ 柏の葉スマートシティプロジェクト（三井不動産株式会社ほか）

千葉県柏市にある「柏の葉キャンパス」駅を中心とした柏北部地区は、273ha という広大な敷地に、千葉県を事業主体とする土地区画整理事業によって様々な都市機能の整備が進められている。三井不動産株式会社、柏市、千葉県、東京大学、千葉大学ほか多くの企業などが連携し、「環境共生都市」「健康長寿都市」「新産業創造都市」の三つの取組により、安心・安全・サステイナブルなスマートシティの実現を目指して取り組んでいる。

エネルギーについては、「柏の葉スマートシティプロジェクト」として、エネルギーの複線化、未利用エネルギーの徹底活用と効率的な運用でCO₂排出量の大幅な削減を図っている。

また、発電電量、消費電力量などエネルギー利用を可視化し、地域のエネルギー利用最適化を実現するため、「エリアエネルギー管理システム(AEMS)」を新たに構築し、エリア拡張と機能の充実を図りながら、将来的には柏の葉全域で「スマートグリッド」機能を備えたネットワークの構築を行うことを目指している。

〔関連 156 ページ〕



街区を越えて異なる用途の施設間で **電力融通** を行う本格的なスマートグリッド
自営送電網 を敷設することで系統電力網の負荷をかけずにスマートシティ化をいち早く実現

柏の葉キャンパスにおけるネットワーク

• 工業団地の屋根借りビジネス

(株式会社三菱総合研究所(事業体への助言)ほか)

鹿児島県いちき串木野市の西薩中核工業団地では、地元企業、関係団体及び市などが中心となり、スマートコミュニティによる地域づくりに取り組んでいる。

平成 24 年 4 月に合同会社を設立、上記関係者による出資のほか、市民ファンド、地元金融機関からの資金調達により、団地内工場の屋根などに大規模太陽光発電(メガソーラー)を設置した。固定価格買取制度施行初日(平成 24 年 7 月 1 日)より売電を開始し、「屋根借りビジネス」を全国に先駆けて展開している。

太陽光発電による地産地消型スマートコミュニティを呼び水に、観光と組み合わせた交流人口の拡大により地域経済を活性化させ、地方都市が抱える①「少子超高齢化」、②「地域活性化」、③「財政健全化」の課題解決を目指している。

[関連 157 ページ]



団地内工場の屋根借りビジネス例
(写真提供: 合同会社さつま自然エネルギー)

第7章 豊かな自然の保全と活用

< 背景・必要性 >

- 多摩地域は、都心部と地理的に近接していながらも、豊かで多様な自然環境を有しており、それが地域の大きな魅力となっている。しかし、その豊かな自然環境は、市街化の中で徐々に失われつつあり、今後の多摩地域においては、豊かな自然が有する役割や機能を再認識し、確実な保全・再生を図っていくことが重要である。
- また、自然環境については、単なる保全にとどまらず、自然を有効活用した観光の創出を図るなど、都心に近い立地を活かし、地域の魅力として外部へ発信し、活用していくことも必要となる。
- 多摩地域の宝である豊かな自然環境を守り、活かす取組を都、市町村、民間企業など、多様な担い手により推進する。

ビジョンが目指す多摩の姿と行動戦略

<自然>

都民にうるおいとやすらぎを与える豊かな自然が、都心部に近接する立地を活かしつつ、保全との調和を図りながら適切に活用され、自然と共生する社会が実現している。

行動戦略 17 豊かな森林や多様な緑の保全と確保

行動戦略 18 美しく良質な水環境の実現

行動戦略 19 豊かな自然環境を活かした観光の推進

＜行動戦略 17＞豊かな森林や多様な緑の保全と確保

多摩地域には森林をはじめ、市街地にも雑木林、公園、里山など、豊かで多様な緑が存在している。

これら地域ごとの個性ある緑が、多摩地域の大きな魅力となっており、それらを保全・確保していくため、森林の保全、都立公園等の整備などを行い、緑あふれる魅力あるまちづくりを進めていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・森林や地域内の身近な緑など多様な緑を守り、暮らしの中でのやすらぎを感じられる魅力的なまちをつくる。

②結集すべき官・民の力

- ・森林所有者や NPO、民間企業など多様な民間の力を緑の保全に活用する。

③構築すべき連携やつながり

- ・市町村が行う地域に根ざした緑保全・確保の取組と連携し、支援していく。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 17-1 多摩の豊かな森林の保全

- 間伐、スギ花粉発生源対策、シカ等への対策などを行い、森林を保全

行動戦略 17-2 多様な緑の確保

- 都立公園の整備：武蔵野の森公園、東伏見公園、野山北・六道山公園などを整備

これまでの都の主な取組

○多摩の森林再生事業

多摩地域の森林再生のため間伐を行い、林内に光を入れることで下層植生を再生し、土砂流出の防止などの森林の公益的機能の改善を図っている。

○スギ花粉発生源対策事業

平成 18 年度から人工林を対象に、花粉の少ないスギ等への植替えを行っている。

- ・制度の開始から平成 24 年度までに、470ha で主伐を行い、花粉の少ないスギ等の植栽を実施
- ・企業等が森林整備に係る費用を負担するとともに、社員が森林ボランティアとして活動する「企業の森」を実施

（平成 25 年 12 月現在 20 か所で企業（団体）と協定を締結）

行動戦略 17-1 多摩の豊かな森林の保全

多摩地域の豊かな森林環境について、適度な伐採と植栽、間伐等により管理と再生を図る。

<都の取組>

(1) 多摩の森林再生

- ・ 林業採算性の悪化等により管理がされず、荒廃したスギ・ヒノキの人工林について、森林所有者と協定を締結して間伐を行い、針広混交林化を目指すことによって、森林の公益的機能の改善を図る。
- ・ 間伐の実施からおおむね3～5年後の森林を対象に、樹冠の長さ（枝が付いている木の部分の高さ）の下半分の枝を切り落とす強度の枝打ちを実施することで、花粉の発生量を削減するとともに、林内に光を入れることで下層植生を再生し、森林の公益的機能の改善を図る。



下草が復活したスギ・ヒノキ人工林

(2) スギ花粉発生源対策

- ・ 多摩地域のスギ林等を伐採し、花粉の少ないスギ等に植え替えることで、花粉飛散量を削減する。
- ・ 貯木場の管理・運営や作業道の整備など、林業の基盤整備を行う。
- ・ 森林の循環を継続することで、多摩産材の安定供給を図りつつ、健全な森林の育成と林業の振興を推進する。
- ・ また、植栽や下刈等の森林整備について、「企業の森」に加え、都民参加の仕組みを検討していく。



スギ林の植栽

(3) 森林環境の保全

- ・ 森林法に定める保安林や入山者の多い森林等を対象に、無許可伐採や盗掘などの森林法違反行為に対する監視や指導、山火事防止の普及啓発活動を実施する。
- ・ 保健休養など公益的機能が高い松林について、市町村が実施する予防事業等の支援等を行う。

(4) シカの食害対策

- ・ 平成24年3月に策定した「第3期シカ保護管理計画」に基づきシカの保護管理を実施する。
- ・ シカの食害等による森林の荒廃を防ぐため、シカの管理捕獲、防護ネット等の設置による森林の植生回復、土砂流出防止事業等を実施する。
- ・ シカ対策を総合的に推進するため、関係機関、市町村と連携した検討会を開催する。



シカの食害の様子



防護ネット

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等では、協働による森林保全、自然を活かした体験学校、森林活用の取組などが進められている。

豊かな森林を活かした森づくりの取組

・ 郷土の恵みの森づくり事業、小宮ふるさと自然体験学校、あきる野市菅生の森づくり事業(あきる野市)

あきる野市では、豊かな森林資源を活かした様々な取組を行っている。

郷土の恵みの森づくり事業として、地域住民による昔道・尾根道補修等事業、景観整備・維持管理事業、ホテルの里づくり推進事業に対する支援を行っている。

廃校を活用した小宮ふるさと自然体験学校では、森の子コレンジャーや市内外の小学生等を対象に、自然体験プログラムを実施している。

地域住民と連携し、森の多面的機能や重要性、郷土の歴史、文化などを学び、次代を担う人材の育成・地域の活性化を図っている。

あきる野市菅生の森づくり事業においては、里地里山の保全や担い手育成などの活性化事業を、市、明星大学、NEC フィールディング株式会社、菅生町内会、青年会議所及びNPO 法人ふるさとの森づくりセンターによる協議会で実施している。



郷土の恵みの森づくり事業

行動戦略 17-2 多様な緑の確保

都立公園・里山・自然公園、農地等の多様な緑を整備・保全・再生する。

<都の取組>

(1) 多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上

- ・ 豊かな自然環境を保全し、良好な里山環境を維持するため、多摩地域の丘陵地に位置する野山北・六道山公園、大戸緑地などの都立公園を整備し、多摩の魅力を伝える観光拠点として、多くの利用者を呼び込む。



大戸緑地 山桜のおかからの眺め

(2) 都立公園の整備

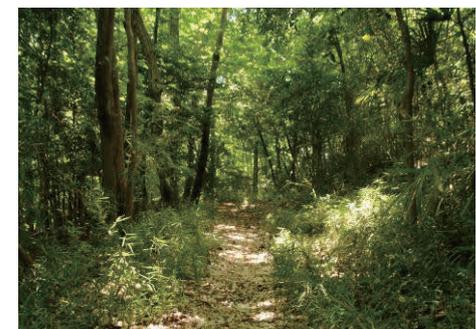
- ・ 小金井公園や武蔵野の森公園等、緑の拠点になるとともに、震災時には避難場所や防災拠点となる都立公園の整備を推進する。
- ・ 東伏見公園、六仙公園、小山田緑地、八国山緑地等、良好な自然の保全や緑の骨格を形成する都立公園の整備を推進する。
- ・ 身近な緑の拠点となる市町立公園の整備推進と支援の強化を行う。



小金井公園の芝生広場

(3) 自然公園や都民の森の活用

- ・ 自然公園において、増加する利用者対策として、人止柵や制札板を設置し、生態系や生物多様性を保全するとともに、転落防止柵・トイレの設置などを行い安全性・利便性を高める。
- ・ ビジターセンターで生物多様性保全・自然公園の適正利用について情報発信を行い、利用者の理解を深め、保全活動への協力意欲を醸成する。
- ・ 都民の森において、転落防止柵の更新などを行い、様々な利用者が安全に、かつ、安心して、希少種が生息する自然環境を楽しめる環境を整える。



八国山緑地の散策路



御岳ビジターセンター

(4) 緑確保の取組の推進

- ・ 平成22年5月に策定した「緑確保の総合的な方針」において、確保すべき緑として位置付けた丘陵地や崖線などの緑の保全と、まちづくりの中での緑の創出を、市区町村と連携して推進する。
- ・ 街なかに残された屋敷林などの貴重な緑の保全のため、市区町村と連携して特別緑地保全地区の指定を推進する。
- ・ 民間基金と連携した「東京の緑を守ろうプロジェクト」により、市民団体が行う緑の保全活動を支援する。
- ・ 都市部において比較的まとまった農地や屋敷林等が残り、特色ある風景を形成している地域を市区町村と連携して「農の風景育成地区」として指定し、都市計画制度を活用して農の風景を保全・育成する。
- ・ 緑の創出を一層重視した総合的なまちづくりを進めるため、公開空地等のみどりづくり指針を活用するとともに、より実効性を高めるための具体的なスキームの検討を市区町村と合同で進めていく。



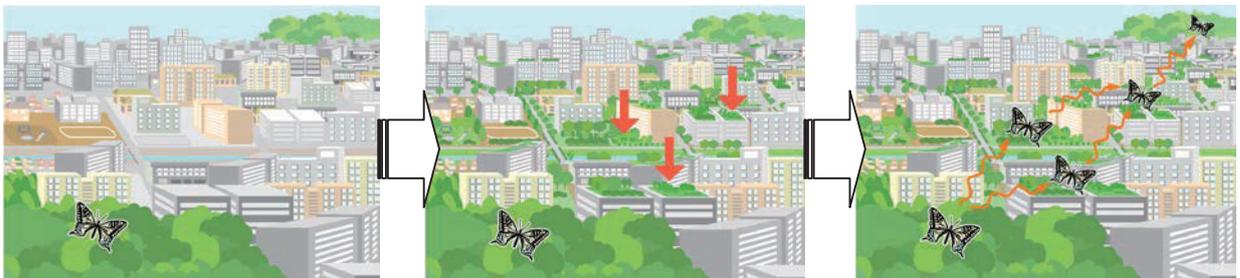
屋敷林
(下保谷四丁目特別緑地保全地区)



農の風景育成地区

(5) 在来種植栽の推進による生きものの生息空間の創出

- ・ 在来植物及び在来動物に配慮した植栽等を行う市区町村の先導的な取組を支援することにより、生きものの生息空間の拡大に寄与する緑化を展開する。



チョウの餌となる在来種を植栽することで、生息空間を拡大

(6) 希少な動植物の保全や安全性の強化による保全地域の魅力向上

- ・ 行政、市民、NPO、企業、専門家等の多様な主体が協働し、生物多様性に配慮した適切な緑地保全活動を促進することで、保全地域内の希少動植物の保全を図っていく。
- ・ 倒木等によって人や隣接する建物等へ被害を及ぼすおそれのある危険木については伐採等を行い、保全地域における安全安心を確保していく。



希少種が生息する里山

<市町村・民間等の取組>

市町村等では、地域にある身近な緑を活かした特色ある公園の整備や、住民・大学と協力した市内の緑保全のためのボランティア養成の取組を行っている。

① 複層的な緑を有する公園の整備

・「学園野鳥公園」の複層的樹林構造再生事業（小平市）

小平市では、市のシンボル道路で、「みどりの骨格」としても位置付けている「あかしあ通り」の近隣に位置する学園野鳥公園の整備を行っている。

高木化した樹木の剪定、伐採と中・低木の植栽により複層的な樹木構造を再生するほか、林床の土壌改良や不陸化を図るための朽木積みなどを行うことで、生物や野草の生育機能の拡充を図っている。

これらの取組により、本来この公園が有している野鳥の休息場所としての機能を向上させ、野鳥が休息しに下りてくることで、より多くの野鳥観察を可能とし、市民が地域の自然に親しむことができる環境の創出を目指している。



学園野鳥公園

② 市と市民が連携した地域の緑保全のための講座の開催

・グリーンボランティア講座（多摩市）

多摩市では、市民有志（多摩グリーンボランティア森木会）と協働し、公園・緑地の剪定、伐採といった樹木の育成管理活動に参加するグリーンボランティアを養成する講座を開催している。

基本的なことを学ぶ「初級講座」のほか、ステップアップと地域活動の核となる人材育成を目指す「中級講座」も設置している。今後「上級講座」の設置も検討しており、体系的なボランティア育成を図っていく。

現在の修了生は300名を超え、市内の公園緑地を中心に活発に活動している。



グリーンボランティア講座

＜行動戦略 18＞美しく良質な水環境の実現

多摩地域は、河川や上水路等の水辺環境が豊富で、その多くは地域の緑とも結び付き、魅力ある景観にも寄与している。

水源地の森林や水環境の保全・管理を行い、良質な水の供給を維持していくとともに、緑化の推進、下水や生活排水への対策等により、美しい水環境の実現を図っていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・都民の貴重な水源である多摩地域の水源林を守るとともに、歴史的な水辺空間である多摩地域の上水路・用水路などを活用していく。

②結集すべき官・民の力

- ・ボランティアなど民間団体の協力を得て、水資源の適切な管理を推進する。

③構築すべき連携やつながり

- ・河川等の性質を踏まえて、流域の自治体の広域的な連携・つながりを構築する。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 18-1 水源林等の適正管理

- 水源地の森林保全、シカ食害対策等により、水源林等の管理を推進

行動戦略 18-2 良好な水辺環境の実現

- 水辺空間における緑化を推進し、平成 28 年度までに 3 ha の緑地を創出

これまでの都の主な取組

○多摩地域の水環境の維持・向上

- ・昭和 40 年代前半から、都と市町村が連携して下水道の普及に取り組んできた結果、平成 24 年度末の下水道普及率は 99% まで向上
- ・流域下水道では、多摩川などの水質改善と東京湾の富栄養化防止を図るため、ちっ素及びりんを多く除去できる高度処理を、平成 12 年度から順次導入
平成 16 年度には、流域下水道の 7 つすべての水再生センターにおいて高度処理が可能となり、平成 24 年度末で 1 日当たりの処理能力約 71 万 m³ の施設が稼働し、高度処理施設の施設能力の割合は約 5 割となっている。

行動戦略 18-1 水源林等の適正管理

水源地の森林保全、シカ食害対策等を行い、多摩の水源を保全する。

<都の取組>

(1) 多摩川水源森林隊

- 都民の貴重な水源である多摩川の上流域において、手入れが行き届かない民有人工林をボランティア（多摩川水源森林隊）の協力を得て、間伐、枝打等の森林保全活動を実施し、水源地にふさわしい緑豊かな森林に再生させる。

また、森林保全活動の見学や作業体験などを行う学習活動を実施し、森づくりの大切さについて理解を得る。



多摩川水源森林隊による間伐作業

(2) 民有林の購入による水源林の適正管理

- 管理が十分にできず、土地所有者が手放す意向のある多摩川上流域の民有林を購入し、水道水源林として適正管理することで、森林が本来持つ機能を発揮させ、多摩川の安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図る。



荒廃した民有林

(3) 水道水源林におけるシカの食害対策

- 奥多摩地域の多摩川上流部の森林を荒廃させているシカの食害対策として、モニタリング調査、侵入防止柵の設置、捕獲を継続して実施し、被害を受けている森林を保全・回復させる。



適正管理されている水道水源林

(4) 小河内貯水池周辺のサクラ景観保全

- 小河内貯水池周辺の桜について、植栽など適切な対策を行い、かつてのように満開の桜が楽しめる色彩豊かな水辺景観の保全と再生に引き続き取り組む。



小河内貯水池周辺のサクラ

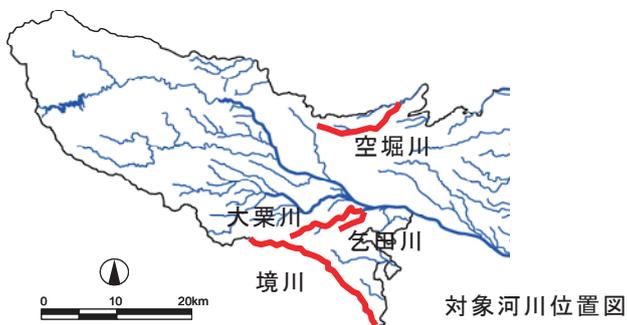
行動戦略 18-2 良好な水辺環境の実現

水辺の緑化、玉川上水などの整備保全により、多摩地域の良好な水辺空間を確保する。

<都の取組>

(1) 水辺空間における緑化の推進

- ・ 大栗川・乞田川・境川・空堀川の計4河川を対象に改修済河川の護岸や河川管理用通路に芝生、低木・高木等の植物を植える緑化事業を進め、河川空間における緑地を創出する。



大栗川(大栗橋上流)

(2) 玉川上水の整備保全

- ・ 江戸・東京の水道事業に重要な役割を果たしてきた水道施設であり、貴重な土木施設・遺構である史跡玉川上水の保存整備を推進する。
- ・ 樹木の伐採、法面保護工等により素掘りである法面・水路を保全する。
また、ヤマザクラの生育環境を整備するとともに、名勝「小金井（桜）」並木を保存する。
[関連134ページ]

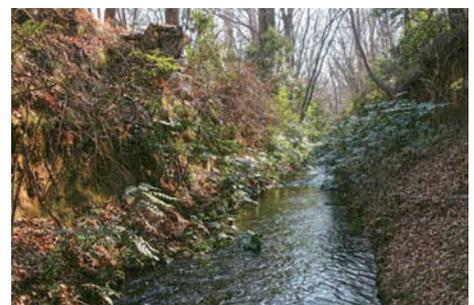


木柵工等による法面補修

- ・ 中低木、雑木の処理による眺望確保や、説明板の設置など史跡活用のための整備を行うとともに、ホームページの随時更新、パンフレットの配布により玉川上水への理解を深めるなど、史跡を積極的に活用していく。

(3) 野火止用水等の清流復活

- ・ 流れの途絶えた野火止用水、玉川上水、千川上水に流域下水道本部多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水し、清流の復活を目指す。



清流が復活した玉川上水

(4) 多摩地域の水環境の維持・向上

- ・ 雨天時に合流式下水道から河川に放流される汚濁負荷量を削減するために、野川処理区で降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設を整備し、良好な水環境を創出する。
- ・ 高度処理やこれまでの処理法に比べ電力使用量を増やすことなくちっ素及びりんを削減できる準高度処理の導入を進める。



自然体験を通じて多摩川に親しむ人々

平成30年度までに、高度処理施設と準高度処理施設とを合わせた施設能力の割合を7割程度まで向上させる。

- ・ また、高度処理への対応が困難な単独処理区を流域下水道に編入し、多摩地域の水環境の向上を図る。 [関連第8章]
- ・ 山間地域などにおける下水道施設の整備や今後の施設更新、浸水対策、施設の耐震化を促進するため、国の制度も活用して、市町村が施行する下水道事業を支援する。

(5) 生活排水対策の推進

- ・ 山間部や市街化調整区域など下水道の普及が見込まれない地域において、下水道に代わる設備として個人や市町村が設置する浄化槽の設置を支援し、水質保全や環境負荷の低減を図る。

<市町村・民間等の取組>

市町村等では、地域の湧水や上水などを活かし、良好な水辺空間を確保する取組や、流域自治体の連携による魅力発信の取組が進められている。

① 地域の自然環境を生かした水辺環境の整備

・ 水（湧水）とみどりの保全、活用事業（東久留米市）

東久留米市では、市内の8本の川のほとんどの源流が市内にあるように、豊富な湧水に恵まれている。湧水地では活発な市民活動が行われ、市内の貴重な財産として大切に保全されている。

「落合川と南沢湧水群」は「平成の名水百選」に選定されており、市は、平成23年に「湧水・清流保全都市宣言」を行っている。

今後も、湧水や清流を保全しつつ、更に活用を図るため、黒目川上流域の親水化事業や「竹林公園」内湧水部の整備、情報発信を進めることで、市の魅力を高めていく。



湧水の流れ(南沢緑地保全地域)

・ **名勝小金井（サクラ）復活事業**（小金井市）

小金井市では、東京都及び市民団体と協働して、新小金井橋から関野橋まで（約 640m）をモデル整備区間とし、名勝小金井（サクラ）並木の歴史的景観を復活再生する取組を行った。

今後も多く都・市民が、安全快適に玉川上水を散策し、桜並木（ヤマザクラ並木）に親しめるように玉川上水緑道の整備と桜並木を眺望できる人道橋の整備などを行っていく。



名勝小金井（サクラ）

② **流域自治体の連携による多摩川の魅力発信**

・ **多摩川流域郷土芸能フェスティバル**（狛江市、府中市、奥多摩町ほか）

多摩川流域に位置する自治体（平成 25 年度は、狛江市、府中市、奥多摩町、川崎市多摩区、山梨県小菅村、同丹波山村）では、相互に連携した郷土芸能フェスティバルを開催している。

地域文化の振興を通じた一層のまちの魅力づくりを目的に、普段なかなか触れることができない多摩川流域に根付いている郷土芸能（獅子舞、和太鼓、おはやしなど）が一堂に会する公演を実施することに加え、流域の物産品の PR を兼ねた物産展を開催することで、郷土芸能の活性化をはじめとした流域住民同士の交流を促進している。

なお、連携自治体については柔軟に対応しており、26 年度は府中市、調布市、日野市、狛江市、多摩市、奥多摩町、山梨県小菅村、同丹波山村による連携を予定している。

・ **多摩川流域自治体交流イベントラリー**（狛江市、調布市ほか）

多摩川流域の自治体（平成 25 年度は、狛江市、調布市、世田谷区、川崎市）では、都県域を越えて相互に連携して、各自治体で行われるイベントを結んだスタンプラリーを実施している。

各市区のイベントを対象として各地の魅力に触れあう機会を提供することで、多摩川を有効に活用した地域間交流の促進や地域の魅力発信を図っている。

なお、連携自治体については柔軟に対応しており、26 年度は府中市、調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市、川崎市による連携を予定している。

＜行動戦略 19＞ 豊かな自然環境を活かした観光の推進

多摩地域の魅力ある自然環境を保全しつつ、その魅力をアピールしていくことで、都心に近い立地を活かし、豊かな自然を観光資源としても活用していく。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・ 多摩地域の豊かな自然環境を、地域の観光資源として活用する。

② 結集すべき官・民の力

- ・ 専門的知識を有する人材やボランティア、観光協会、民間事業者などの力を結集し、自然環境の保全と利用の両立を図る。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・ 豊かな自然環境を、地域の文化や歴史、特産物などの観光資源と結び付け、回遊性や魅力の向上を図っていく。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 19－1 豊かな自然環境を活かした観光の推進

- 都立公園、自然公園や多摩の森林を活かした観光の推進
- 自然公園や保全地域等の保全と適正利用の推進

これまでの都の主な取組

○ 多摩の観光振興に対する支援

地域が取り組む観光資源の開発や活用、広域的な観光振興への取組などを支援

- ・ 西多摩地域の4市4町村で、観光案内板や遊歩道等の整備、ホームページ作成等を支援
- ・ あきる野・日の出・檜原地域の広域連携推進協議会に対する支援

○ 自然公園施設の整備・管理による幅広い利活用の実施

- ・ 自然公園内の遊歩道沿いなどの眺望の確保や景観の向上が求められる森林について、伐採等を実施
- ・ 都、市町村、企業、ボランティア、住民などによる地域連絡会により検討を行い、連携して事業を実施することで、事業効果を向上（明治の森高尾国定公園）

行動戦略 19-1 豊かな自然環境を活かした観光の推進

林道などを活用した観光ルートの整備や、森林観光の魅力発信を積極的に図るとともに、活用と保全のバランスを取りながら豊かな自然を活かした観光を推進する。

<都の取組>

(1) 森林資源を活用した観光振興

- ・ 多摩地域の持つ自然の魅力を活かした観光振興を図るため、林道等において、高木を伐採し眺望を確保するとともに、観光客が休憩できる広場を整備するなど、森林観光ルートの整備を進める。
- ・ 森林の魅力を紹介するパンフレットの作成など、地域における自然を活かした観光を広くPRすることで、多摩地域に旅行者を呼び込み、観光を通じた地域の活性化を促進する。

[関連第3章]



森林資源を活かした観光

(2) 多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上

- ・ 豊かな自然環境を保全し、良好な里山環境を維持するため、多摩地域の丘陵地に位置する野山北・六道山公園、大戸緑地などの都立公園を整備し、多摩の魅力を伝える観光拠点として、多くの利用者呼び込む。

[本章再掲]



野山北・六道山公園の里山風景

(3) 自然公園や都民の森の活用

- ・ 自然公園において、増加する利用者対策として、人止柵や制札板を設置し、生態系や生物多様性を保全するとともに、転落防止柵・トイレの設置などを行い安全性・利便性を高める。
- ・ ビジターセンターで生物多様性保全・自然公園の適正利用について情報発信を行い、利用者の理解を深め、保全活動への協力意欲を醸成する。
- ・ 都民の森において、転落防止柵の更新などを行い、様々な利用者が安全に、かつ、安心して、希少種が生息する自然環境を楽しめる環境を整える。

[本章再掲]



高尾山の人止柵改修

(4) 東京都レンジャーによる自然公園の適正利用の促進

- ・ 東京都レンジャーによる、自然公園での巡回活動を通じて、利用者に対する利用マナーの普及啓発・指導、植物の盗掘等不正行為の監視及び是正指導、指導標・歩道等自然公園施設の点検、危険箇所の応急補修などを実施する。
- ・ 緑のボランティア指導者等育成講座において、東京都レンジャーの活動を支える「サポートレンジャー」を育成し、東京都レンジャーとサポートレンジャーが一体となり、自然公園の適正な利用・管理の充実を図る。



東京都レンジャーの活動

(5) 多様な地域資源を活かした観光まちづくりを推進

- ・ 西多摩地域の観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う案内板や標識などの整備及び観光パンフレットやホームページ作成などの情報発信の充実等を支援することで、観光需要を創出し、旅行者の誘致を進める。

[関連第3章]

＜市町村・民間等の取組＞

市町村等では、地域の自然を活かした観光振興の取組が行われている。

① 地域の自然環境を活かしたクラインガルテンの整備

・おくたま海沢ふれあい農園（奥多摩町）

奥多摩町では、町の中心地点に位置する海沢にクラインガルテン（滞在型・体験型農園施設）を整備した。

農園施設を拠点に町有地及び遊休農地等を利用して、自然、生活文化、農業、林業等の体験の場、町内観光施設への誘導などを、都市住民に提供することで、奥多摩型グリーン・ツーリズムを構築し、地域の活性化と観光振興を図っている。



おくたま海沢ふれあい農園

② 地域の自然資源、文化施設等を回遊する観光の推進

・「ここが東京?! 森(しん)発見プロジェクト」（調布市）

調布市では、民間事業者と観光協会が連携し、スタンプラリーと無料のレンタサイクルを組み合わせ楽しむ「ここが東京?! 森発見プロジェクト」と題したイベントを実施している。

スタンプラリーでは、武蔵野地域に点在する都立公園や文化施設12か所をラリーポイントとして設定しており、花や木々が美しい早春の武蔵野を楽しむことができる。

当プロジェクト参加者は無料でレンタサイクルを利用できるため、都心部や他の多摩地域からも気軽に参加することができる。

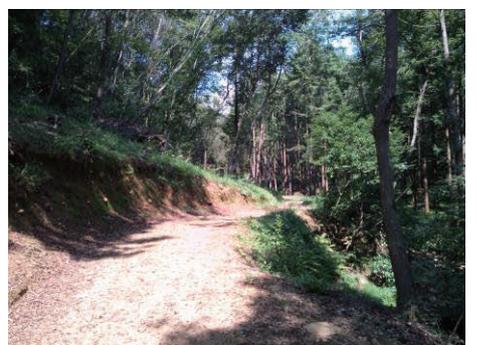
また、レンタサイクルを利用しておすすめコースをガイド付きで巡る無料の自転車散歩も実施している。

・里山保全によるエコツーリズム推進事業（日の出町）

日の出町では、平井・川北地区の丘陵を自然環境活用拠点と定め、動植物の住む丘陵山林を保護しながら、自然観察や散策による観光資源として活用していくため、「(仮称)野鳥の森・こども自然公園」として整備を進めている。

将来的には、生態系が復活した谷戸沢周辺とネットワーク化し、ごみ処分場を有する町として、ごみと自然保護の環境教育を発信し、エコツーリズムを推進していく。

今後は、町内の商業施設の買い物客も観光客として取り込み、既存の観光施設へ誘導していくことで、観光による地域の活性化も目指している。



(仮称)野鳥の森・こども自然公園

第8章 「成熟・持続」に対応した行政サービスの展開

< 背景・必要性 >

- 今後、多摩地域が直面すると見込まれている人口減少や少子高齢化をはじめとする状況の変化は、自治体の行財政運営にも大きな影響を与える。
- 生産年齢人口の減少等に伴う経済活動の縮小に伴い税収の減少が懸念される中で、都市インフラの更新需要の増大や高齢化の進展に伴う扶助費の増大など、厳しい財政環境が予想される。
- そうした状況の中では、少子高齢化への対策や産業振興等の総合的な取組を推進し、地域の活性化を図るとともに、行政サービスのあり方についても、より効率的・効果的なものとするよう不断の取組が求められる。
- このため、行政サービス水準の低下の回避、安定的で質の高い行政サービスの提供に向け、公共サービスの相互利用や公共施設の管理・運営の効率化、施設総量の縮減などの取組を進めていく必要がある。
- また、自治体間の関係を、自治体同士の競争から、相互に補完しあう関係へと転換し、施策の特性や多摩地域の利点などを活かして、新たな連携を構築していく必要がある。

ビジョンが目指す多摩の姿と行動戦略

<行政サービス>

公共施設の運営や災害時の対応など多様な分野において、官民の連携・協働が促進され、質の高い行政サービスが安定的に提供されている。

行動戦略 20 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

＜行動戦略 20＞ 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

今後、多摩地域が直面する厳しい状況変化に対応するためには、地域の活力を維持向上するための振興策を総合的に推進することが不可欠である。

都は、これまでの各章に示してきたように、大規模団地の再生等による良質な住宅ストックの形成、橋梁や上下水道施設等の都市インフラの計画的な維持・更新、幹線道路ネットワークの整備といったハード面の取組はもとより、多様な保育サービスの提供による子育て環境の整備、高齢者や障害者の暮らしやすいまちづくり、製造業、農林水産業、観光など産業振興といったソフト面の取組も併せて、多摩振興に向けた取組を着実に推進していく。

また、本戦略の総論で示したとおり、ビジョン連携推進会議を活用して、民間等も含めた多様な主体との連携を図るとともに、市町村総合交付金も活用し、市町村への支援を引き続き推進していく。

こうした総合的な取組に加えて、持続可能な行政サービスの実現に向けた取組も進めていく。東京の自治のあり方に関する調査研究や、上下水道や環境の分野における基礎的自治体との連携を推進していく。

さらに、市町村による公共施設の適正配置や行政サービスの相互利用、多様な連携に係る取組を広く普及することで、市町村による主体的な取組を促していく。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・ 都民の生活を支える安定的なサービスを提供できる行政基盤を整える。

② 結集すべき官・民の力

- ・ 市町村への多面的な支援等を通じて都と市町村の協力を強化し、効果的・効率的な行政サービスを提供する。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・ 地理的近接性や自然環境などの特性を踏まえた自治体間の連携体制を構築する。

＜今後の事業展開＞

行動戦略 20－1 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

- 東京の自治のあり方に係る研究や、各分野における市区町村との連携を推進

これまでの都の主な取組

○ 直接住民に関係する業務の市町への委託の解消

- ・ 都営一元化した水道事業のうち、奥多摩町を除く 25 市町へ行っていた一部業務の委託を、平成 23 年度末にて完全解消

○ 環境分野における市区町村との連携

- ・ 市区町村の先駆的取組や地域の実情に合わせた自立的な取組を支援

行動戦略 20-1 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

将来の自治のあり方に関する調査研究を進めるとともに、上下水道、環境の分野での連携・協力により、効果的・効率的な行政運営を行う。

<都の取組>

(1) 東京の自治のあり方の調査

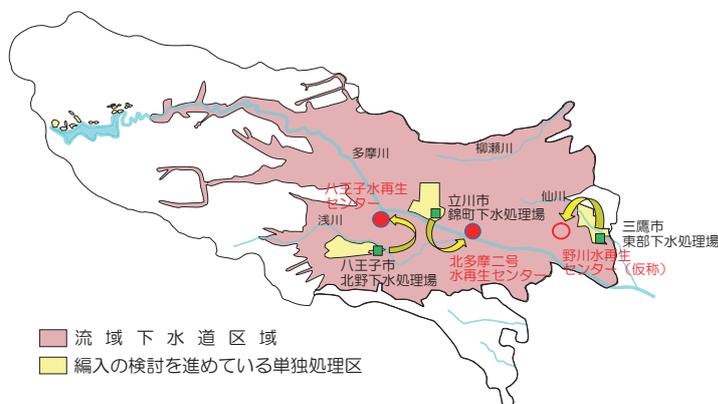
- ・ 学識経験者、都、市区町村等で構成する「東京の自治のあり方研究会」において、2100年までの長期的な人口の推計結果等を見据えた上で、将来の都制度や東京の自治のあり方についての調査・研究を進めていく。
- ・ 平成25年3月に取りまとめた中間報告では、「都と区市町村の役割分担のあり方」、「住民自治のあり方」、「効率的・効果的な行財政運営のあり方」の3つの観点から議論を整理している。
- ・ その中で、今後の人口減少を踏まえ、十分な行政サービスが提供できなくなるなど危機的な状況になる前から、合併、共同処理制度の活用など多様な選択肢について、主体的に判断、検討していく必要があることにも言及している。
- ・ 今後、これまでの議論を土台に議論を深めるとともに、国の動向等も踏まえて、将来の東京の自治のあり方の展望を明らかにしていく。



東京の自治のあり方研究会

(2) 上下水道事業における新たな連携

- ・ 市町域にとらわれない配水区域の設定など、広域水道のメリットを十分に発揮するために、市町への業務委託を平成23年度末にて解消した。これを踏まえ、「多摩水道改革計画2013」（平成25年5月策定）に基づき、多摩地区水道施設の再構築、災害対応力の強化に加え、効率的運営と地域との連携強化に取り組んでいく。
- ・ 「多摩水道連絡会」を活用し、都と都営水道26市町との間で、災害対策や重要施策の推進に向けた連携・協力を構築していく。
- ・ 施設の更新や高度処理、耐震性の向上への対応が困難な、八王子市、立川市及び三鷹市の単独処理区を流域下水道に編入するため、関係市や関係機関と協議しながら必要な手続や施設整備を進める。〔関連第7章〕



単独処理区の編入計画

(3) 市区町村との連携による地域環境力の活性化

- ・ 都と市区町村が一体となって環境政策の一層の推進を図るため、市区町村への多様な支援を実施していく。

広域的な環境課題の解決に向けて、地域の強み等を活かした効果的な取組を主体的に実施する市区町村を支援するとともに、技術的知見、情報の蓄積、取組意欲などに関する市区町村全体の底上げを図るため、都による技術的支援や情報共有体制の構築を進めていく。

<市町村・民間等の取組>

市町村では、公共施設の集約化に向けた取組や、隣接自治体、河川で結ばれた流域自治体などと広域的に連携した取組などが進められている。

① 公共施設の適正配置・集約化

・「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の策定（多摩市）

多摩市では、次世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営の推進に向けて、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定した。

このプログラムでは、公共施設の老朽化の現状と将来の大規模改修のための財源を明らかにし、これからの時代に求められる公共施設の役割と機能を示すことを目的として、安全に使い続けるための財政規模に見合った施設の適正化、施設が持つ機能のリニューアル・転換といった方針を明らかにしている。

施設の統廃合、縮小、集約化等により施設総量や経費の縮減を図るとともに、民間が斬新な発想で施設の管理運営に参入出来る公民連携の仕組みの活用を進め、平成 35 年度までの 10 か年で、90 億円の不足額を解消することを目指している。



市民と意見交換を行う説明会の様子

・**新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業（三鷹市）**

三鷹市では、市役所東側の三鷹市場跡地（新川六丁目）を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設の整備を進めている。公園の地下部分にスポーツ施設を整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設（体育館、福祉会館、総合保健センター、障がい児通所訓練施設など）を集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備する。

当施設は、公共施設の計画的な維持・保全を進めるため、市が重点的に取り組んできたファシリティ・マネジメントの中核的事業であり、実施に当たっては、独立行政法人都市再生機構との連携・協働のもと、同機構が実施している「防災公園街区整備事業」を活用するとともに、市有地の売却処分等も視野に、後年度負担の軽減や財源確保にも創意工夫を凝らしている。



新川防災公園・多機能複合施設（仮称）
完成イメージ図

② **行政サービスの相互利用**

・**消費者相談、図書館の広域利用・相互利用（西多摩地域広域行政圏協議会）**
（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、

瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）（福生市、昭島市等）

西多摩地域8市町村では、西多摩地域広域行政圏の共同事業として、広域的に連携し、消費者相談や地域内図書館の広域利用・相互利用を行っている。

消費者相談では、西多摩地域の住民は、地域内のどの市町村でも専門員による電話・窓口での助言及び情報提供を受けることができる（事業者との交渉、仲介あっせんなど継続的な相談を除く。）。

図書館の広域利用では、8市町村が共同で、あきる野市の特産品である軍道紙を使用した周知用しおりを作成するなど、広域利用のPRを行っている。

一部の自治体では、さらに図書館の相互利用事業を展開しており、例えば、福生市と昭島市など、隣接する自治体間でも連携し、利用できる施設の範囲拡大を進めている。

③ 地域特性を活かした広域的なイベントの開催

・ 水と緑ウォッチングウォーク（多摩北部都市広域行政圏協議会）

（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）

多摩北部都市広域行政圏協議会を構成する5市では、豊かな緑と水辺環境を持つ5市の特性を活かし、圏域5市の住民を対象に、各市の身近な緑に親しんでもらうウォーキングイベントを実施している。

圏域の貴重な財産である、水と緑の豊かな自然を歩いて巡ることで、圏域住民に、多摩北部地域にも豊かな自然が残されていることを再認識してもらい、住宅空間の中における緑の保全と緑化の推進施策に対する理解を深める機会を提供している。

④ 流域自治体の連携による多摩川の魅力発信

・ 多摩川流域郷土芸能フェスティバル（狛江市、府中市、奥多摩町ほか）

・ 多摩川流域自治体交流イベントラリー（狛江市、調布市ほか）

〔関連第7章〕

参 考 資 料

- 「新たな多摩のビジョン行動戦略」 都事業費一覧
- 平成 25 年度 ビジョン連携推進会議 開催概要
- 「多摩振興プロジェクト」の取組状況

「新たな多摩のビジョン行動戦略」 都事業費一覧

(単位:億円)

区 分	H26事業費
第1章 持続可能な暮らしやすいまちづくり	1,979
行動戦略1 地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進	67
行動戦略2 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興	92
行動戦略3 子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成	691
行動戦略4 高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現	331
行動戦略5 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現	229
行動戦略6 健康と安心を支える医療体制の整備	569
第2章 高付加価値を生み出す企業活動の促進	231
行動戦略7 産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出	217
行動戦略8 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進	14
第3章 地域資源を活かした産業の活性化	13
行動戦略9 地域の特性を踏まえた観光の振興	8
行動戦略10 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進	5
第4章 地域を支える交通インフラの整備	566
行動戦略11 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備	537
行動戦略12 公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進	29
第5章 災害に強いまちづくり	1,086
行動戦略13 耐震化の促進による地震に強い都市の実現	861
行動戦略14 自助・共助・公助の推進による防災力の向上	48
行動戦略15 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進	177
第6章 低炭素で自立分散型エネルギーのまちづくり	125
行動戦略16 低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現	125
第7章 豊かな自然の保全と活用	152
行動戦略17 豊かな森林や多様な緑の保全と確保	85
行動戦略18 美しく良質な水環境の実現	60
行動戦略19 豊かな自然環境を活かした観光の推進	7
第8章 「成熟・持続」に対応した行政サービスの展開	50
行動戦略20 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進	50
総 計	4,068

※各章及び各行動戦略の事業費は再掲事業を含み、総計は再掲事業を含まないため、各章の合計金額と総計欄の金額は一致しない。

※一部の事業については、多摩地域を含む東京都全体の事業費を計上している。

平成 25 年度 ビジョン連携推進会議 開催概要

1 開催

○ ビジョン連携推進会議

第 1 回 平成 25 年 7 月 2 日

第 2 回 平成 26 年 2 月 7 日

○ 分科会

第一分科会【まちづくり（ソフト）】

第 1 回 平成 25 年 10 月 11 日 「これからのまちづくり」

第 2 回 平成 25 年 11 月 14 日 「学生活用による地域活性化」

第 3 回 平成 25 年 12 月 26 日 「沿線価値向上・自治体との包括協定」

第二分科会【まちづくり（ハード）】

第 1 回 平成 25 年 8 月 22 日 「団地再生」

第 2 回 平成 25 年 12 月 18 日 「住宅ストックのリノベーション」

第三分科会【経済産業・観光】

第 1 回 平成 25 年 7 月 30 日 「産学公金連携」

第 2 回 平成 25 年 10 月 21 日 「地域資源を活かしたビジネス」

第 3 回 平成 26 年 1 月 20 日 「植物工場」

第四分科会【環境・その他】

第 1 回 平成 25 年 10 月 10 日 「スマートシティ」

第 2 回 平成 26 年 1 月 14 日 「再生可能エネルギーを活用したまちづくり」

2 ビジョン連携推進会議委員名簿（五十音順）

◎座長

氏名	所属等	氏名	所属等
今村 広司	清瀬市企画部長	篠原 敏幸	福祉保健局企画担当部長
岩波 秀明	青梅市企画部長 (平成 26 年 1 月～)	須藤 栄	環境局環境政策担当部長 (平成 25 年 7 月 16 日～)
◎上野 淳	公立大学法人首都大学東京理事	砥出 欣典	総務局行政部長
牛山久仁彦	明治大学政治経済学部教授	長谷川 登	東京都商工会連合会専務理事
内田 純功	八王子商工会議所専務理事 (～平成 25 年 10 月)	比留間多一	武蔵村山市企画財務部長
遠藤 雅彦	生活文化局総務部長 (～平成 25 年 7 月 15 日)	福田 至	都市整備局企画担当部長 (平成 25 年 7 月 16 日～)
大杉 覚	首都大学東京大学院 社会科学部研究科教授	福田 美香	多摩市企画政策部長
岡田 芳典	青梅市企画部長 (～平成 25 年 12 月)	堀井 建次	武蔵野市総合政策部長
落合 隆	八王子商工会議所専務理事 (平成 25 年 11 月～)	松下 明男	環境局環境政策担当部長 (～平成 25 年 7 月 15 日)
小野 幹雄	都市整備局 景観・プロジェクト担当部長	松永 竜太	産業労働局特命担当部長 (平成 26 年 1 月 1 日～)
加藤 英典	産業労働局産業企画担当部長 (平成 25 年 7 月 16 日～12 月 31 日)	桃原慎一郎	生活文化局総務部長 (平成 25 年 7 月 16 日～)
小池 潔	知事本局計画調整部長 (平成 25 年 7 月 16 日～)	矢岡 俊樹	総務局多摩島しょ振興担当部長
小松 史郎	集客都市研究所所長	矢田部裕文	産業労働局産業企画担当部長 (～平成 25 年 7 月 15 日)
佐藤 伸朗	都市整備局企画担当部長 (～平成 25 年 7 月 15 日)	若菜 伸一	奥多摩町企画財政課長
澤 章	知事本局計画調整部長 (～平成 25 年 7 月 15 日)		

ビジョン連携推進会議 第一分科会第 1 回 開催概要

- 1 日時 平成 25 年 10 月 11 日（金）
- 2 テーマ 「これからのまちづくり」
- 3 臨時構成員 独立行政法人都市再生機構、株式会社リビタ、たなべ物産株式会社、株式会社コミュニティネット
- 4 要旨
 - (1) 多摩平の森における「住棟ルネッサンス事業」の概要
 - 独立行政法人都市再生機構（UR）は、昭和 33（1958）年入居開始の日野市多摩平団地の既存住棟 5 棟について、住棟単位で民間事業者に一定期間賃貸し、民間事業者の創意工夫により再生・活用するルネッサンス計画 2 「住棟ルネッサンス事業」を実施した。
 - 平成 21（2009）年から事業提案等を募った上で 3 事業者を選定し、平成 23（2011）年 9 月までに、団地型シェアハウス「りえんと多摩平」（2 棟）、菜園付き共同住宅「AURA 243 多摩平の森」（1 棟）、高齢者向け賃貸住宅「ゆいま〜る多摩平の森」（2 棟）が竣工した。
 - 現時点で空室がほとんどないことや UR の多摩平団地の居住者も含めた住民同士の交流が活発化されるなどにより、建替えではない手法で団地再生に成功した事例と評されている。
 - (2) 計画策定までの経緯、内容着想の背景
 - UR のルネッサンス計画は、環境への配慮や持続可能なまちづくりという観点から、既存の住宅をできるだけ活用した新しいまちづくりを行う試みとして始まった。
 - 事業運営を行う 3 事業者とも、今回の事業に進出する動機の 1 つとして、団地・住宅ストックの再生や地域の発展といった社会的課題の解決への貢献を掲げている。
 - UR、日野市、団地自治会、3 事業者の間で協議を重ねた結果、本事業への多摩平団地の他住民等からの理解も得られ、街区全体の統一感も構築できた。
 - (3) まちびらき（平成 23（2011）年 10 月）後の状況
 - イベントや地域への開放を通じて、街区全体及び地域との交流に力を入れてきた結果、居住者、地域、事業者間の良好な連携が継続しており、本街区の魅力となっている。
 - 上記の関係性を今後も継続するためには、各事業者、各入居者それぞれが、無理のないところで参加・発揮できる「場」を積み重ねていくことが重要である。
 - (4) 他の類似事例への展開に対する考え方
 - 今回のケースでは元入居者が移転済であったため、採算上やスケジュール上の課題も少なく展開できたが、他の物件で実施する場合は、全入居者の移転条件、移転先確保なども含めた移転が円滑に実施されるのかという大きな課題が生じる。
 - 各事業者とも、今回の物件は、立地条件（JR 豊田駅徒歩圏）、敷地条件（ゆとりある空地）等が揃っていることから参入したが、他の物件であれば、特に立地条件を基礎とした採算性について十分な検討があって、事業への参入を決めることとなる。
 - まちびらき後のコミュニティ活性化について、事業運営者としてかなり尽力しているが負担も大きいため、行政からのちょっとした支援がありがたいとの話があったことをきっかけに、こうしたコミュニティ作りへの行政の関与や支援の是非などについて各構成員から意見が出された。類似団地を膨大に抱える多摩地域で、この事例から学び得たことを個々の自治体で活かしていくことが重要であるとの認識に至った。

ビジョン連携推進会議 第一分科会第 2 回 開催概要

- 1 日時 平成 25 年 11 月 14 日（木）
- 2 テーマ 「学生活用による地域活性化」
- 3 臨時構成員 一般社団法人淡路エリアマネジメント
- 4 要旨
 - (1) ワテラスの開発経緯と全体概要
 - 千代田区の淡路町二丁目西部地区市街地再開発事業では、再開発を通して地域コミュニティの再生に取り組んだ。中でも、学生マンションを運営して学生の居住を推進し、地域活動に積極的に参加する仕組みがユニークな取組として注目されている。
 - 本再開発事業は、平成 5（1993）年に統廃合となった淡路小学校の跡地を活用したものであり、周辺町会関係者と千代田区により構成された「淡路地域街づくり計画推進協議会」で、再開発によるまちづくりや地域貢献についての検討が進められてきた。
 - 本再開発事業による大型複合施設「ワテラス」には、地域の活性化に寄与するコミュニティ施設や学生マンション等が整備され、これらの運営を始めコミュニティ活動を支援する「一般社団法人淡路エリアマネジメント」（淡路エリマネ）を設立し、まちづくりを継続的に支援している。
 - (2) ワテラスオープン時における地域コミュニティ活性化のための地元団体や行政との連携
 - タウンマネジメント組織（後年の「淡路エリマネ」）では、神田の街がこれまで育んできた人情、情緒は引き継ぎつつ、新旧住民、就労者、学生等を交えたコミュニティづくりを担うことを基本理念とした。
 - 淡路エリマネには、検討段階から地元町会の関係者や周辺の学校関係者が参加しており、設立後も法人の評議員を委嘱するなど運営に関わっている。
 - 淡路エリマネでは、地元町会や NPO のイベントなどに共催として関わることでコミュニティ施設の使用を無償とするなどの地域交流活動の支援をしている。
 - (3) 学生入居のための取組、周辺大学との連携
 - 学生マンション「ワテラススチューデントハウス」は、施設の所有は安田不動産であるが、運営は協定に基づき淡路エリマネが行っている。
 - 入居学生は、淡路エリマネの学生会員として、エリマネ主催イベントの運営サポート、地域情報誌の取材、地元町会のイベント等への参加などの地域活動への参加が義務づけられている。一方で、賃料は周辺の相場よりも低く抑えている。
 - 入居学生の募集に当たっては、周辺の学校の協力を得ることができた。また、入居学生の活動を通じて、地域と学校とのつながりが深まるなどの成果が生まれている。
 - (4) 学生活用による地域コミュニティ活性化の取組の実際
 - 今回の事例では、住民の高齢化、地域活性化という課題を周辺の大学等に通う学生と結びつけた視点が、再開発を契機としたまちづくりの議論の中で形となった。現在、学生の参加が地域の活性化によい影響を与えるという成果が出てきている。
 - 本事例が実現した要素として、伝統あるコミュニティ、地域の活性化に対する民間事業者の意欲などがうまく結びついているとの意見があった。

ビジョン連携推進会議 第一分科会第 3 回 開催概要

- 1 日時 平成 25 年 12 月 26 日 (木)
- 2 テーマ 「沿線価値向上・自治体との包括協定」
- 3 臨時構成員 京王電鉄株式会社
- 4 要旨
 - (1) 京王電鉄のソフト事業の展開戦略
 - 京王グループは、京王沿線エリアを事業基盤として、運輸、流通、不動産、レジャー・サービス等を展開している。
 - 京王グループの各事業は、京王沿線住民の活動が基盤になっており、少子・高齢化とそれに伴う沿線人口の減少は喫緊の課題である。
 - 沿線活性化に向けた具体的な施策として、高齢者及び子育て世代を主な対象とした生活関連サービスの取組を展開している。現在、①子育て支援事業(東京都認証保育所、子育て支援マンション他)、②京王ほっとネットワーク(生活サポートサービス)、③シニアレジデンス事業(介護付高齢者向け施設)を行っている。
 - (2) 京王電鉄と多摩市との包括連携協定締結の経緯、狙い
 - 京王電鉄と多摩市は、平成 25 (2013) 年 8 月に「地域発展の推進に関する包括連携協定」を締結した。住民の生活に溶け込むサービスの充実及び地域の価値創造に向けた取組を連携して推進し、地域の持続的な発展に資することを目的としている。
 - 多摩ニュータウンは、人口減少、急速な高齢化などの課題を抱えている。一方で、計画的に整備された都市環境、安全な子育て環境など、高いポテンシャルを有している。
 - 上記の現状は、多摩市にとっての課題であるとともに、多摩ニュータウンを主要な事業基盤とする京王グループにとっても、事業に大きな影響を及ぼすものである。
 - 京王電鉄と多摩市は、多摩ニュータウンエリアに関する共通認識を深める中で、さらに両者の理念が市民福祉の向上という点で共通していることに着目し、住民の幸せな暮らしの実現に向けて連携して取り組むことを目指し、包括連携協定の締結に至った。
 - (3) 協定に基づく具体策の実際 (移動販売事業)
 - 包括連携協定に基づき、京王電鉄では、平成 25 (2013) 年 11 月から、多摩ニュータウンで移動販売事業を開始した。住民の高齢化、高低差の多い地域特性、近隣商店の減少などの現状を踏まえ、居住者の日常の買い物における利便性を高めることを目的とする。
 - 多摩市は、財政的な支援は行っていないが、移動販売場所や地域団体等との調整、経済産業省の補助事業への応募(副申)など、京王電鉄と連携して取り組んだ。
 - (4) 協定締結の効果、課題等
 - 京王電鉄と多摩市が多摩ニュータウンに対するポテンシャルや危機意識を共有して、その解決に向けて、意見交換をしながら具体的な事業を共同で進めていく、ということを両者で共有できたことに、包括連携協定の意義がある。
 - 「既成の枠組み及び概念に捉われない」ことを協定に掲げたが、京王電鉄、多摩市ともに、実現に向けて一歩進んで考えるという姿勢が全体的に共有されてきている。
 - 行政は、自らが地域に関わる多様な主体と連携することに加え、こうした主体同士の連携を促進することも重要な役割であるとの意見があった。また、地域を越えた行政の連携を、民間事業者がコーディネートする場合もある、との意見があった。

ビジョン連携推進会議 第二分科会第 1 回 開催概要

- 1 日時 平成 25 年 8 月 22 日 (木)
- 2 テーマ 「団地再生」
- 3 臨時構成員 東京建物株式会社
- 4 要旨
 - (1) 多摩ニュータウン諏訪 2 丁目住宅のマンション建替事業の概要紹介
 - 住戸数は、容積率の元々の残余分と地区計画による増加分を活用し、640 戸から 1,249 戸（うち分譲 684 戸）と倍増したが、全戸完売し、入居開始は平成 25（2013）年 11 月である。
 - 旧住宅は全戸同面積なので旧住宅居住者の権利評価額は全戸同額とし、建替後物件に対する各居住者の権利床面積も旧住宅面積と同面積とした（還元率 100%）。
 - 旧住宅居住者の戻り率は 93%。分譲住宅では、50 代以上の購入者や 23 区住民の購入者が他の多摩地域での物件と比べて多いという特徴があるが、多摩ニュータウンの住環境が再評価されたことや二世帯居住が可能な間取りの設定、メディアで数多く取り上げられたこと等の影響があると分析している。
 - (2) 団地建替のための住民の合意形成について
 - 大規模団地であるため合意形成が困難な状況であったが、昭和 63（1988）年から団地建替が管理組合で議論されてきた経緯や、平成 15（2003）年の組合による耐震診断調査の結果で補強工事が必要と明確になったこともあり、翌年、建替推進について一定の合意に至った。
 - 建替の際、初動期の様々な調査や設計費をどこで負担するのかということが問題になりやすいが、上記合意の翌年に優良建築物等整備事業補助金が交付されたことが、建替を進める大きな推進力であった。このことについて、構成員の関心が高く、活発な意見交換が行われた。
 - (3) 行政需要の発生と対応について
 - 戸数が倍増となる計画であり、多くの若年世代の転入が予想された中で、行政需要の変化への対応について問題提起があり、様々な質疑応答や意見交換を行った。
 - 市から保育所、高齢者支援施設、クリニックなど地域貢献施設の整備を含む 8 項目の留意事項の提示があり、計画の中で当該施設を設置することになった。学校については、比較的余裕がある学校の地域に学区を移すこと（学区変更）により対応した。
 - (4) 住宅開発業者の役割について
 - 従前からの居住者と新たに入居する居住者のコミュニティをどう発展させていくかについて、入居前の現段階から、東京建物が理事会と一緒に動いていることに驚きの声が上がったが、建替物件におけるコミュニティ形成への関与はデベロッパーとして重要と考えており、新築物件とは異なる手間隙をかける必要があるとの認識であった。
 - (5) その他
 - 東京建物の類似事例紹介や、オブザーバー参加者（市）での具体的な建替案件などの紹介を踏まえ、個々の課題の共有や展開方法などについても意見交換を行った。
 - 老朽化等による団地再生については国家的な課題であるとともに各自治体で当然取り組まなければならない課題であり、本件の東京建物の成功事例は稀有な事例であるが、こうした事例を勉強して行政に生かしていくべきである。

ビジョン連携推進会議 第二分科会第 2 回 開催概要

- 1 日時 平成 25 年 12 月 18 日 (水)
- 2 テーマ 「住宅ストックのリノベーション」
- 3 臨時構成員 株式会社リビタ
- 4 要旨
 - (1) リノベーションの現状
 - リノベーションとは、機能・価値の再生のための改修、その家での暮らし全体に対処した包括的な改修を行うことをいい、単なる改修にとどまるリフォームとは異なる。
 - 現在、日本の中古住宅と新築住宅の流通の比率は約 1 対 9 で、欧米のそれ (約 8 対 2) とはまったく逆の状況となっている。
 - 平成 20 (2008) 年住宅・土地統計調査によると、現在の住宅充足率は 1.13、全体の 13%、800 万戸が空き家となっている。
 - 戸建てのストックはマンションより多いが、流通量はマンションの 6 分の 1 から 5 分の 1 ぐらいである。まだまだ使える建物が、古家付き土地として販売価格を下げる要因とされているなど、正当に評価されることなく売られている。
 - (2) リノベーション住宅推進協議会について
 - 一般社団法人リノベーション住宅推進協議会は、消費者が安心して既存住宅を選べる市場を作り、既存住宅の流通の活性化を図る目的で、平成 21 (2009) 年に設立された。
 - 協議会の特徴は、不動産会社、施工会社、設計事務所、金融機関、メディア、流通業者など、リノベーションに関わるあらゆる業界の企業が加盟している点にあり、平成 26 (2014) 年 1 月現在、正会員約 275 社、賛助会員約 130 社、地方自治体も 3 団体加盟している。
 - 協議会では、優良なリノベーションの進め方の統一規格や品質基準の設定のほか、リノベーション EXPO というイベントの開催を通じたリノベーションの啓発活動、勉強会の実施などを行っている。
 - 現在、全国を 7 つのエリアに分けて協議会の活動を推進している。
 - (3) ストック型社会に向けた課題について
 - サステナブルな社会の構築が求められているが、ストック型社会を実現するためには、税制、ローン体系などの様々な面で課題があり、そうしたことを社会の理解を得ながら少しずつ改善していく必要がある。
 - 現在の人口減少社会のもとでは、このまま新築住宅が増え続け、住宅ストックが増えることで、空室率が増加につながり、結果として、住宅資産が減少している。そうしたことにならないように、社会的価値の転換を時間をかけてやっていかなければいけない。
 - 多摩地域においても、良好なストックをどう活用していくかは重要な課題であり、人口減少が進み、空き家が増えていくことが予想される中、行政は民間のこうした取組を知って連携をとっていかないと、行政だけでは支えられないと思う。
 - (4) 空き家対策について
 - 地域にどうしようもない空き家が増えると街並みが崩れてしまう。また、放置された空き家は活用の選択肢が減っていき、活用されることなくどんどん増えていってしまう。このことが、空き家の一番の問題である。
 - 多摩地域では、1970 年代に、郊外部に大きな戸建て住宅団地が開発されている地域があり、今後そこをどうやって再生していくかは、多摩地域全体に影響を与える大きな課題である。
 - 空き家の活用にあたっては、建築基準法などの現行の法体系等の面で課題がある。

ビジョン連携推進会議 第三分科会第 1 回 開催概要

- 1 日時 平成 25 年 7 月 30 日 (火)
- 2 テーマ 「産学公金連携」
- 3 臨時構成員 多摩信用金庫
- 4 要旨
 - (1) 多摩の産業の現状と課題について
 - 一時代前に大企業をスピンアウトし起業した経営者層が事業承継時期を迎えていることも 1 つの背景として、多くの企業が事業承継時期を迎えているが、全体を見渡せば、経営者の約 2 割が廃業を考えていると想定され、事業承継は喫緊の課題である。
 - 製造業、建設業、小売業の従業員数が減少し、医療・福祉分野での雇用がその減少を補っている現状があり、営業現場で福祉分野でのニーズが多くなってきたほか、企業が新規事業進出分野として、福祉分野や環境分野を考えるケースも増えてきている。
 - (2) 観光産業への取組について
 - 多摩信用金庫（たましん）は多摩地域 418 万 5 千人（平成 22（2010）年国勢調査）の住民の回遊に着目し、「広報たまちいき」、「たまら・び」の発刊、「東京・多摩のお土産プロジェクト」の事業化のほか、会員数 2.4 万人の「多摩らいふ倶楽部」を運営し、多摩地域の元からある自然・観光資源のみならず、企業等を観光対象とした産業観光や視察観光を展開しており、実績も積んできている。
 - こうした取組は、民間企業ならではの柔軟な発想による、地域を越えた広域的展開や特産物、観光資源の発掘などに特徴があるほか、人件費は持ち出しであるが、事業単体では採算を確保していることなど、その仕組み等も含め学ぶことも多かった。
 - (3) 創業支援の現状と課題について
 - 金融機関での創業支援について、採算を確保するのは極めて困難である状況がよく理解でき、そういった中でも、創業者への支援、そして創業したい、あるいは創業しそうな事業者の卵を早期に見つけ、支援していくことも重要であるとのたましんの認識について、大いに共感するものがあった。
 - たましんだけでは数多くの創業者への支援を行うことは困難であるので、地域の中に創業支援をしたいという、30-40 くらいある NPO や民間事業者などをたましんが支援するという形の、間接的な支援を多くしたいと考えている。
 - (4) 産学官等との連携の現状と課題について
 - たましんは、専門人材の育成が課題と認識しており、複数の大学や自治体に若手職員を派遣するなど含めて連携しているが、最近では、理系学部、産業分野のみならず、文系学部や福祉分野との連携も必要となってきた。
 - (5) その他
 - たましんは、行政が行う役割の一部を担い、一部は同質化が進んでいるとの認識があるとの考えを示すとともに、行政とは異なり、必ずしも公平性にとられる必要がない点や自治体圏域を簡単に越えられる有利性も説いたが納得できる点も多かった。
 - 様々な団体間の地域や組織を越えた連携の必要性の認識の共有化とともに、その困難性についても意見交換した。

ビジョン連携推進会議 第三分科会第 2 回 開催概要

- 1 日時 平成 25 年 10 月 21 日 (月)
- 2 テーマ 「地域資源を活かしたビジネス」
- 3 臨時構成員 株式会社 MNH
- 4 要旨
 - (1) 株式会社 MNH (以下「MNH」) 設立の経緯・意義
 - MNH は、生活雑貨メーカー「ノルコーポレーション」の創業者が自分の培ってきた商品開発のノウハウを地域に活かそうということで作った会社である。
 - MNH は、ソーシャルビジネスカンパニーとして、「若者の雇用」という社会課題に対して、「地域の資源と課題をお金と雇用に変える」をテーマに取り組んでいる。
 - (2) 地域商社の発想の背景、内容、実際の稼働状況
 - 若者地域商社は、地域にある資源を結びつけて、上手な商品戦略により、売れることを保証し、地域にお金と雇用を生む若者主体のコーディネート会社である。
 - お土産業界というニッチなマーケットで、包装作業や農産加工を福祉作業所をお願いすることで、小売店には福祉作業所の関与商品として売り場の良い場所を確保してもらい、最初は小ロットでトライアルして、売れる手法を探るのがビジネスモデルである。
 - 「天狗の鼻 棒かりんとう」というブランドで、13 種類の味、30 種類を超えるパッケージで販売しており (平成 25 (2013) 年 10 月現在)、平成 24 (2012) 年には約 10 万部袋販売した。
 - (3) 地域 NPO 団体、福祉作業所との協業によるビジネス展開
 - ただ商品を販売するだけなら、製造元と小売店だけで成り立つが、そこに MNH が入って、包装、加工、配送などの作業を福祉作業所や NPO 団体に委託することで、地域にお金が落ちる。
 - 福祉作業所は、スペース的にも、設備的にも充実しており、いわば地域の資源である。量産体制がとれないところが一番の問題であるが、複数の作業所をコントロールし、小工場集団化することで、大きい工場と同じような機能を持たせることができる。
 - (4) 高齢者の活用について
 - 多摩地域の高齢者活用について、福祉作業所は作業工賃の見積りができないため、工場生産管理をやって退職した人が、そういった現場に入ってやってあげることが有効であるとの考えが披露された。
 - (5) その他
 - MNH の販売戦略は、商品の味というよりも、パッケージがその地域の地域性を表していれば、成立するモデルであり、いろいろな地域資源がある多摩地域の可能性を感じたとの意見があった。
 - 臨時構成員から MNH のビジネスモデルの話を詳しく聞くにつれて、そのビジネスモデルの精巧さが明らかになった。

ビジョン連携推進会議 第三分科会第 3 回 開催概要

- 1 日時 平成 26 年 1 月 20 日 (月)
- 2 テーマ 「植物工場」
- 3 臨時構成員 玉川大学、株式会社サイテックファーム
- 4 要旨
 - (1) LED 農園の可能性 (植物工場の必要性、工場野菜の需要、植物工場の仕組み)
 - 植物工場については、1980 年代から研究、開発が続いている。植物工場には太陽光併用型と完全制御型があり、後者は、温度、湿度、光などの栽培環境をコントロールし、効率的かつ安全に作物を生産するシステムである。
 - 植物工場は、天候に左右されずに作物を安定供給できるため、食料不足が予想される将来、世界的に不可欠な技術と考えられている。さらに、広大な土地を必要とせずに建物内で栽培ができることから、消費地の近くで作物を生産することが可能になる。
 - しかし、完全制御型植物工場は、採算が合わず事業化に成功しないケースが多かった。
 - 玉川大学では、LED を用いた植物栽培システムの研究、開発に取り組んできた。
 - LED は波長制御がしやすく、赤、青、緑それぞれの照射波長をバランスよく配合することで、栄養価、風味、食感等をコントロールすることができる。一方で、LED は、価格が高く、高出力で使用すると劣化が早くなるという欠点がある。
 - これらの欠点を補うため、玉川大学では、昭和電工アルミ販売株式会社と共同で「ダイレクト冷却式ハイパワー LED パネル」を開発した。この LED パネルにより、LED の特長を活かしながら、耐久性の大幅な向上と照明電力費の半減を実現している。
 - (2) 植物工場における産学連携の現状
 - 玉川大学と西松建設株式会社は、平成 24 (2012) 年 1 月に、LED 植物栽培技術の開発・事業化に関する協定を締結した。上記 (1) の LED 植物栽培システムについて、生産性と高品質化を両立させた収益性の高い事業化モデルを確立することを目指している。
 - 現在、玉川大学内で LED を光源とした野菜生産システム「Sci Tech Farm(LED 農園)」を稼働し、1 日約 600 株のリーフレタスを生産している。Sci Tech Farm は、栽培環境を科学と技術の力で自動的にコントロールし、栽培工程も自動化している。
 - LED 農園の事業化に向けて、西松建設は、株式会社サイテックファームを設立し、平成 25 (2013) 年 2 月から、Sci Tech Farm で生産したレタスを小田急線沿線のスーパーで販売している。さらに、Sci Tech Farm の技術について特許を出願しているほか、今後は、生産プラントの販売も開始する予定である。
 - (3) LED 農園と従来型農業 (都市型農業) の現状・特性
 - 農業の主体は露地栽培であり、植物工場は補助的な生産方法である。農作物の一定割合を植物工場で安定的に生産することにより、生産全体の安定につながる。
 - 日本の農業において、個人、法人を問わず多様な経営主体の参入を促進するとともに、経営基盤の強化を図っていくことも必要である。
 - LED 農園により、消費者ニーズに対応した付加価値のある野菜を生産して新たなマーケットを開拓することで、株式会社の農業参入が広がっていく可能性がある。
 - 新たな農業ビジネスモデルを踏まえて、様々な農業形態が日本の農業の発展を支えていくことができるように、産業振興や環境保全の点から行政が対応すべき課題を考えていく必要がある、との意見があった。

ビジョン連携推進会議 第四分科会第 1 回 開催概要

- 1 日時 平成 25 年 10 月 10 日 (木)
- 2 テーマ 「スマートシティ」
- 3 臨時構成員 三井不動産株式会社
- 4 要旨
 - (1) 「柏の葉スマートシティ」の概要
 - 「柏の葉キャンパス」は、千葉県柏市北部地区に位置し、千葉県が施行した土地区画整理事業区域において、公民学の連携によってまちづくりが進められてきた。
 - 柏の葉エリアにおける公民学連携の拠点として「柏の葉アーバンデザインセンター」(UDCK)が設けられ、まちづくりに係る様々な事業の企画、調整、連携を担っている。
 - 柏の葉では、これまでのまちづくりのプロセスをもとに、「環境共生」、「健康長寿」、「新産業創造」の 3 つの統合モデルを「スマートシティ」と位置付けた「柏の葉スマートシティプロジェクト」を推進している。
 - (2) AEMS(エリアエネルギー管理システム)の内容と効果
 - 平成 26 (2014) 年に竣工する街区では、エリアエネルギー管理システム(AEMS)を新たに構築して、地域全体のエネルギー需給状況を一元管理する。
 - 上記の街区では、さらに、自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用、パッシブデザインを取り入れた建築等とあわせて、エネルギーの効率運用を図り、CO₂ 排出量を大幅に削減する。
 - AEMS はエリア拡張と機能の充実を図りながら、将来的には柏の葉全域で「スマートグリッド」機能を備えたネットワークを構築し、再生可能エネルギーを中心としたエネルギーマネジメントを行っていく。
 - (3) これまでの成果やまちびらき後に生じた課題と解決策
 - 柏の葉は、東京大学及び千葉大学が立地し、大学からの提唱により、UDCK の設置など、公民学連携による課題解決のプラットフォームが構築されてきた。
 - 柏の葉で不動産開発を行っている三井不動産は、UDCK の運営や課題解決に向けた事業を推進するなど、開発後のエリアマネジメントにも関わっている。
 - エネルギーマネジメントについては、エネルギー管理システムとあわせて、コミュニティが課題を共有して取り組むことが重要である。
 - 柏の葉では、居住者のコミュニティへの参加が多く、サークルなど同じ目的のコミュニティへの参加が地域のコミュニティの形成につながっている。
 - (4) スマートシティの他地域での展開の条件、可能性等
 - 既存市街地のスマートシティ化については各構成員とも関心が高く、個別の建物のスマート化、再開発を契機とすることなどの手法について意見交換が行われた。
 - スマートシティ化については、環境やコミュニティの素養のあるまちであることが条件であるという意見や三井不動産のようにまちをつなぐ役割を担う人が重要であるなどの意見があった。
 - スマートシティの一番重要な要素として、歩ける範囲 (20 分程度) に生活レベルに必要な機能が備わっていることが挙げられた。
 - 柏の葉では大学が重要な役割を担っているが、多摩地域についてみると、大学が市街地の中心にないことなどが、条件として不利ではないかという意見があった。

ビジョン連携推進会議 第四分科会第 2 回 開催概要

- 1 日時 平成 26 年 1 月 14 日 (火)
- 2 テーマ 「再生可能エネルギーを活用したまちづくり」
- 3 臨時構成員 株式会社三菱総合研究所
- 4 要旨
 - (1) まちづくりとしてのスマートコミュニティについて
 - スマートコミュニティは、環境配慮型都市、環境未来都市などといわれ、再生可能エネルギーをはじめとする地域エネルギーを賢く活用するとともに、交通システムや住民のライフスタイルの変革までも複合的に組み合わせた社会システムないしインフラと定義できるとの考えが示された。
 - スマートコミュニティは、未利用エネルギーの活用に地域の企業や住民が取り組むことによって、地域内で関連産業の育成、付加価値生産の増加によって地域のお金が循環していく効果が期待され、近年自治体の関心が高まっている。
 - スマートコミュニティは、①「手段」であって「目的」ではないこと、②「まちづくり」をテーマとした PPP ないし PFI 事業であるとの認識を官民双方が持つこと、③採算性を確保することが事業計画策定段階のポイントである。
 - (2) いちき串木野市における再生可能エネルギーを活用したまちづくりについて
 - いちき串木野市は、鹿児島県の薩摩半島の北西部に位置する人口約 3 万人の地方都市。
 - 市内には、焼酎やさつま揚げの食品加工を中心とした西薩中核工業団地があり、ここを中心に、スマートコミュニティを導入して地域の活性化を図っていくことになった。
 - 事業主体として平成 24 (2012) 年 4 月に「合同会社さつま自然エネルギー」が自治体と民間企業などの出資により設立された。地域金融機関の鹿児島銀行、鹿児島信用金庫からの融資、市民ファンドからの資金調達などにより事業を行っている。
 - 上述の工業団地内で 2 メガワットのメガソーラーを整備するほか、市内の事業者、学校、一般住宅などであわせて 3.4 メガワットの発電を予定している。今後は、沖合いの洋上風力発電装置や下水汚泥を組み合わせたバイオマスプラントなどを設置し、発生した電気、熱を団地内で使うといった計画が進められている。
 - さつま自然エネルギーは、太陽光発電事業で初めて合同会社を設立したこと、平地でのメガソーラーが多かった当時、屋根借り方式だったこと、平成 24 (2012) 年 7 月 1 日 (FIT 開始) から売電を開始したことなどが、特筆すべき点として挙げられる。
 - 成功要因には、地域で一番信頼できる企業がやる気になったこと、最後まで経営責任を持つ事業主体が存在したことなどが挙げられる。
 - 「日本一環境負荷の少ない工業団地」を掲げ事業を進めていった結果、送電開始後、工業団地に 1 社が進出し、事業主体を含めて、19 名の雇用が新たに発生した。
 - 市では、市有地に 1 メガワットの太陽光パネルを設置し、その売電収入の一部を地域振興等に還元する取組を推進している。
 - (3) 再生可能エネルギーを活用したまちづくりの多摩地域における展開可能性について
 - スマートコミュニティの望ましい導入形式は、各都市によって異なる。まず自分たちの地域資源を見直すことが重要であり、それなしでは成功は難しい。
 - 多摩地域にも工業団地はあり、屋根借り方式は、多摩地域でも展開可能である。
 - 多摩地域には、同じような集合住宅が多くあり、自治体間で協働して再生可能エネルギーの導入を促進してもいいと思う。

「多摩振興プロジェクト」の取組状況

1 多摩振興プロジェクトとは

「多摩振興プロジェクトー多摩の総合的な振興策ー」は、人・産業・自然・空間等の多摩地域の固有資源を最大限活用するとともに、横田基地の軍民共用化を視野に入れながら、技術力の高い企業の集積が進んでいる首都圏の各都市との広域連携を強めることを視点に、「多摩リーディングプロジェクト」（平成 17 年 1 月策定、平成 19 年 1 月改訂）を拡充し、多摩の総合的な振興策として再編成するものとして、平成 21 年 2 月に策定した。

2 策定の考え方

「多摩リーディングプロジェクト」の改訂版策定から 2 年が経過し、事業の進捗に応じた展開が必要なものや、新たな取組を求められている課題も生じてきた。

こうしたことから、従来の多摩リーディングプロジェクトの「多摩重点推進事業」について、進捗状況を検証して内容の充実等を行うほか、以下の視点により、多摩の振興に資する事業は積極的に取り入れ、これらを「多摩プロジェクト事業」として位置付け、充実を図ることとした。

- 「多摩重点推進事業」の充実強化
- 都の緊急課題等に対応し、都全域で展開する事業のうち、多摩振興に資するもの
- 多摩地域でも重要な課題となっている福祉・医療・教育等のソフト系事業

3 振興策の 3 つの柱

① 多摩プロジェクト事業の推進

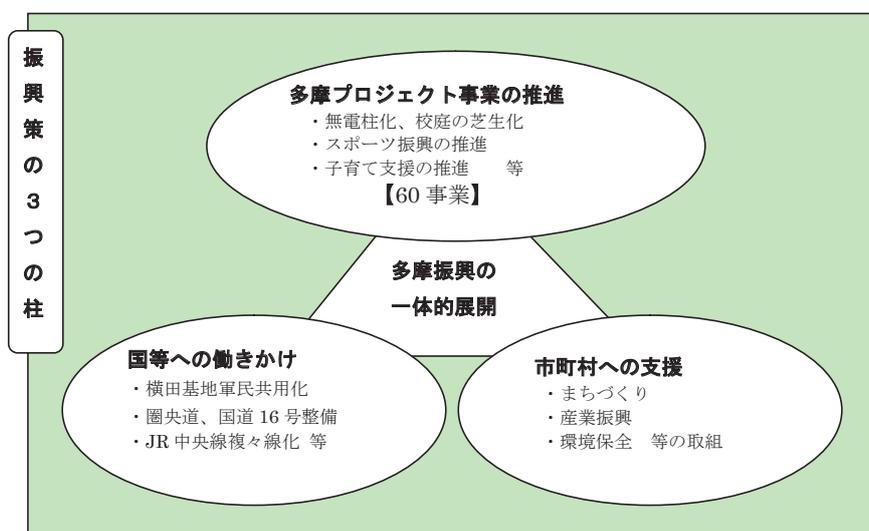
- ・医療・福祉・環境・スポーツ振興などの分野において、都が市町村と一体となって協働して取り組む事業（支援・補助等）

② 国等への働きかけ

- ・横田基地軍民共用化や、圏央道・東京外かく環状道路・国道 16 号・JR 中央線の複々線化の整備促進等について働きかけ

③ 市町村への支援

- ・市町村の自主性・自立性向上のため、人的支援、財政支援、助言・情報提供を実施



4 多摩プロジェクト事業の取組状況

施策テーマ1 新しい流れを作る多摩 ～基盤整備～ 1～12

1 多摩南北道路主要5路線の整備

- 多摩南北道路主要5路線 計画延長 約79.8km 整備率 約74%
(平成25年3月末時点)

路線名	計画延長 (km)	完成延長 (km)	整備率 (%)	事業中延長 (km)
調布保谷線	14.2	8.5	60	5.7
府中清瀬線	17.6	17.2	98	0.4
府中所沢・鎌倉街道線	27.3	16.5	60	4.4
立川東大和線	9.2	5.4	58	0.0
八王子村山線	11.5	11.5	100	0.0

八王子村山線 平成20年5月 全線開通

府中清瀬線 平成25年3月 全線開通

2 連続立体交差事業の推進

- JR中央線（三鷹駅～立川駅間）延長13.1km 踏切除却18か所 平成25年度事業完了
三鷹駅～国分寺駅間：平成21年12月高架化完了（踏切13か所除却）
西国分寺駅～立川駅間：平成22年11月高架化完了（踏切5か所除却）
- JR南武線（稲田堤駅～府中本町駅間）延長4.3km 踏切除却15か所
稲田堤駅～矢野口駅付近間：平成17年10月高架化完了（踏切8か所除却）
矢野口駅付近～府中本町駅間：平成25年12月高架化完了（踏切7か所除却）
- 京王京王線・相模原線（調布駅付近）延長3.7km 踏切除却18か所
平成24年8月地下化完了（踏切18か所除却）
- 西武新宿線ほか2路線（東村山駅付近） 平成25年度事業化

3 圏央道アクセス道路の整備

- 新滝山街道の整備
八王子市宮下町～戸吹町 約2.6km 平成25年3月交通開放により、全線（7km）開通

4 都県境を越えた道路ネットワークの形成

- 飯能所沢線との接続路線 東村山3・4・35 平成23年9月都市計画決定
- 南多摩尾根幹線への接続方法 相模原市など関係機関と調整中

5 区部・多摩を結ぶ骨格幹線道路の整備推進

- 多摩東西道路主要4路線の整備
- ・ 東八道路（府中所沢線～国道20号線）府中国立区間 平成23年7月事業認可取得
 - ・ 新青梅街道（立川東大和線～福生3・5・24西側）
上北台区間 平成23年12月事業認可取得、瑞穂区間 平成24年7月事業認可取得

6 新みちづくり・まちづくりパートナー事業

- 継続9路線 平成25年度末までに6路線が完成
- 新規9路線 平成25年度末までに1路線で用地取得完了、残る路線でも事業中

7 都市公園の整備

- 都立公園等の整備（一般公園の造成）
武蔵野公園、井の頭恩賜公園など、平成 21～25 年度に延べ 62 公園にて実施
- 都立公園の防災機能の強化充実
 - ・大規模救済活動等の拠点整備 武蔵野の森公園、神代植物公園、小金井公園など
 - ・避難場所の整備 避難場所誘導用の入口表示灯、非常用便所等の整備
府中の森公園、東村山中央公園、小平霊園、多磨霊園など 16 か所
- 地域が一体となった良好な景観形成 井の頭恩賜公園の再整備 平成 23 年度完了
- 国体競技施設の整備 小金井公園弓道場の改修・再整備 平成 24 年度完了

8 緑の拠点をつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成・充実

- 都道における街路樹のモデル整備 多摩地域 9 路線
多摩南北主要 5 路線、井の頭通り、東八道路、新奥多摩街道、多摩湖自転車道
- グリーンロード・ネットワーク 植栽工事
吉野街道（青梅市）、鎌倉街道（町田市）、野猿街道（八王子市）などで実施

9 無電柱化の推進

- 都道の無電柱化 野猿街道（八王子市子安町）多摩ニュータウン通り（多摩市乞田）等
- 市町村道の無電柱化支援 八王子市、立川市、青梅市、三鷹市、武蔵野市、福生市

10 自転車走行空間の整備

- 東八道路 平成 24 年度までに約 7 km を整備

11 第 2 次交差点すいすいプランの推進

- 渋滞緩和を図るため、「交差点すいすいプラン 100」（平成 6 年策定）に引き続き、平成 17 年度から実施
主な完成か所（交差点）晴見町二丁目（府中市）、堀向北（昭島市）、前原坂上（小金井市）

12 多摩地域における基盤整備の支援

- 市町村が行う道路の新設・改築や補修、歩道等の整備と防護柵や道路照明の設置、準用河川の改修、都市公園の整備等について支援

施策テーマ2 モノを産み出す多摩 ～産業～ 13～20

13 多摩産業支援拠点の整備

- 産業サポートスクエア・TAMA の開設 平成 22 年 2 月
 - ・多摩テクノプラザ、経営サポート館など
 - 東京都中小企業振興公社 東京都商工会連合会
 - 東京都立産業技術研究センター 東京都立多摩職業能力開発センター
 - 東京都農林総合研究センター 東京都農林水産振興財団 などが入居
- ・インキュベーションオフィス・TAMA（6室）の開設 平成 22 年 4 月
- ・多摩職業能力開発センターを移転（新校舎開設） 平成 23 年 4 月

14 多摩地域の産業交流の活性化

- 新たな産業交流拠点の整備
 - 「産業交流拠点（仮称）の整備に関する管理運営手法等の詳細調査」を実施（平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月）
- 広域産産連携支援事業 多摩地域の中小企業と大手企業等との事業連携の促進
 - ・コラボレーション交流会や研究会の実施
 - ・普及セミナーの実施（（公財）中小企業振興公社多摩支社）
- 多摩の世界発信・進出企業の発掘 「多摩地域の技術の世界へ！ 技術サイト多摩」平成 22 年 2 月開設（同公社）平成 26 年 2 月末現在 登録数 391 団体
- 産学公金における連携プロジェクトの実現に向けた支援（平成 25 年 12 月末時点）
 - ・参加団体：合計 968 団体 進行中の連携プロジェクト：37 件
 - 分科会設置数：合計 9 分科会
 - ・プロジェクト例
 - 介護見守り統合システムの開発、電子ペーパープロジェクト、3次元タッチプロロボの開発、林業作業向けヘルメット装着型無線通信システムプロジェクト

15 首都大学東京「産学公連携センター」の運営

- 発表会・シンポジウム等の開催
 - ・「都市科学連携機構施策提案発表会」、「大都市研究リーディングプロジェクト発表会」、「多摩コミュニティビジネスネットワーク・シンポジウム 2013」、「環境・エネルギーフォーラム 2013in 八王子」、「TAMA NEXT ファーマーズプログラム」等の実施
 - ・中小企業向け環境学習講座の実施（秋葉原サテライト）平成 23・24 年度
 - ・多摩の魅力発信講座の実施 平成 23～25 年度
 - ・技術交流会の実施 平成 23～25 年度
 - ・講師派遣等の受託事業（八王子市、青梅市、調布市ほか）
- 産学公連携に関する協定の締結
 - ・多摩信用金庫 東京商工会議所等 平成 23 年度
 - ・日野市、東京中小企業投資育成株式会社等 平成 24 年度
 - ・東京都農林水産振興財団 東京都都市づくり公社 平成 25 年度

16 西南部物流拠点の整備促進

- 候補地選定（八王子西 IC 周辺・青梅 IC 周辺）
 - ・「西南部物流拠点整備検討協議会」の設置（都・市）
 - ・平成 20 年 5 月「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」により選定
 - ・八王子市・青梅市において物流拠点の整備に向け検討

17 多摩地域における就業支援の展開

- 「しごとセンター多摩」による就業支援（(公財) 東京しごと財団）
 - ・総合相談サービス：総合案内、情報コーナーの運営など
 - ・キャリアカウンセリング、能力開発コース、土曜就活セミナーなどの実施
 - ・ターゲットを絞ったサービス提供：フリーター等、女性の再就職、定年等退職者に対する支援
 - ・地域と連携した就業支援：企業向けセミナー、合同就職面接会などを中小企業団体、市町村等と連携して実施
 - ・センター利用者数：延べ 134,720 人 就職者数：延べ 11,927 人（平成 26 年 1 月末時点）

18 東京農業の確立

- 都市の優位性を発揮した新しい農業経営の育成
 - ・生産緑地保全整備 平成 21 年度 7 事業
 - ・遊休農地の有効利用や再生を支援
 - ・高い経営意欲を持つ農業者の支援 平成 22～25 年度累計 60 件（延べ）
 - ・チャレンジ農業支援センター（平成 25 年 4 月設置）による農業経営支援
- 意欲ある後継者の育成・支援
 - ・フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーの開催（平成 20～25 年度累計 240 名）
 - ・企業的経営者育成セミナーの開催（各年度 10 名程度）
 - ・就農支援資金の貸付（各年度 3 件程度）
- 都民の農業への理解の促進と都市農地の積極的保全
 - ・市区が策定する「都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン」の実現を支援
日野市、西東京市、立川市、国立市、調布市、世田谷区
 - ・農地と担い手マッチングの推進（(公財) 東京都農林水産振興財団）
 - ・農作業サポーター支援、遊休農地利活用促進
多様な担い手の活用や新規就農者の育成対策などにより、遊休農地対策を実施
- 食の安全・安心と食育の推進
 - ・「東京都生産情報提供食品登録制度」の推進
登録事業 4,343 事業 食品 385 品（平成 26 年 3 月現在）
 - ・農産物安全確保調査分析、畜産物安全性確保対策などの実施
- 東京産緑化植物の供給拡大 苗木の生産供給 平成 22～25 年度累計 約 94 万本

19 森林の循環再生プロジェクト

- 生産基盤整備（林道整備） 平成 21～25 年度累計 約 11.7km
- 集約モデル地区整備 作業路整備、利用間伐の実施、人材育成 平成 24 年度まで実施地区：あきる野市養沢地区、日の出町大久野地区
- 境界明確化作業の実施 平成 21～24 年度（終了）累計 12 地区 1,081ha にて実施
 - ・森林地図情報システムの森林組合への導入・稼動 平成 21 年度導入

20 多摩産材の利用拡大

- 多摩産材の都の率先利用 都立学校 平成 20～25 年度累計 37 校 366.02m³
- 利用拡大に向けた提案公募
 - ・提案公募型事業 平成 20～23 年度累計 23 件
（内訳：施設展示タイプ 6 件 普及啓発タイプ 10 件 住宅等提案型 3 件
木材利用等提案型 累計 4 件）
 - ・多摩産材利用開発事業 平成 24～25 年度累計 10 件
- 森林吸収源機能評価 平成 23～25 年度累計 106 件

施策テーマ3 魅力を活かす多摩 ～自然・観光～ 21～32

21 保全地域制度による緑地保全

- 保全地域の指定状況 平成25年3月時点 計49か所 約755ha
 自然環境保全地域1か所 森林環境保全地域1か所 里山保全地域3か所
 歴史環境保全地域6か所 緑地保全地域38か所
- 平成21年度以降の指定
 平成21年3月 八王子堀之内(里) 約7.6ha
 平成23年3月 八王子暁町(緑) 約2.4ha
 平成25年3月 八王子滝山(里) 約3.9ha

22 企業・大学及びNPOとの協働による緑の保全

- 東京グリーンシップ・アクション 11地域・約30団体（企業等）で実施
- 東京グリーン・キャンパス・プログラム 4地域・4大学で実施

大学	保全地域	年度	実施主体
桜美林大学	七国山緑地保全地域（町田市）	20年度～	大学・都
恵泉女学園大学	多摩東寺方緑地保全地域（多摩市）	21年度～	大学・都
明星大学	日野東光寺緑地保全地域（日野市）	22年度～	大学・都
首都大学東京	八王子暁町緑地保全地域（八王子市）	24年度～	大学・都

23 東京都レンジャーによる自然公園の適正利用・管理

- 東京都専門委員（東京都レンジャー）の設置 12名
 高尾自然公園管理センター3 奥多摩自然公園管理センター9（奥多摩・御岳・檜原各3）
- サポートレンジャー育成 各年度20名程度（現在 総計137名）

24 多摩地域の水環境の維持・向上

- 下水道未普及地域の解消
 平成21年7月 多摩川上流幹線の完成 奥多摩町で流域関連公共下水道が供用開始
 平成24年度末 多摩地域の下水道普及率 99%
- 合流式下水道の改善
 平成21年7月 北多摩第二号幹線雨水吐口への水面制御装置の設置完了
 平成22年1月 野川処理区の合流改善施設（雨水貯留施設）の工事着手
- 高度処理施設の供用開始
 平成16年度 流域下水道の7つ全ての水再生センターで高度処理が可能となる
 平成21年度 清瀬水再生センターなど4か所で高度処理施設を整備
 平成22年度 北多摩一号水再生センターなど4か所で高度処理施設を整備
 平成23年度 南多摩水再生センターなど7か所で高度処理施設を整備
 平成24年度 多摩川上流水再生センターなど6か所で高度処理施設を整備
 平成24年度末時点 高度処理の施設能力の割合 約5割

25 多摩地域の水源地対策及び景観の保全

- 小河内貯水池周辺のサクラ景観保全 大麥代地区の整備を実施
衰退木の伐採 464 本 後継樹の植栽 511 本
- 「多摩川水源森林隊」による森林保全（平成 25 年 3 月末）
学習活動 33 回・延べ参加者 665 名 保全活動 1,353 回・延べ参加者 16,497 名
- 奥多摩町水道事業の都営一元化 平成 22 年 4 月
新検村浄水所（仮称）等の整備を実施中

26 水辺空間における緑化の推進

- 大栗川、乞田川、境川などの中小河川にて実施

27 多摩川の魅力発信・創出

- 多摩川の川魚資源の増大・質の向上に向けた取組
 - ・「江戸前アユ」復活事業 産卵場造成、魚道の維持管理体制構築、アユの香り改善調査
 - ・「奥多摩やまめ」の振興 生産体制の整備、冷凍フィレなど加工品の開発

28 多摩の森林再生

- 森林再生事業（間伐） 平成 14 年度から実施 平成 14～24 年度累計 約 6,300ha
手入れの遅れている多摩地域の人工林において都が市町村と連携して間伐を実施
- 枝打ち 平成 18 年度から実施 平成 18～24 年度累計 約 1,083ha
間伐実施地を対象に、都が市町村と連携して強度の枝打ちを実施し花粉を除去

29 「自然の力・東京」事業の推進

- 「高尾山利用ルール」（明治の森高尾国定公園） 普及啓発と安全対策の取組
- 自然公園の地域連携事業 平成 23 年度終了 奥多摩町、檜原村にて実施

30 スギ花粉発生源対策

- スギ花粉飛散量の削減 平成 18 年度から実施
 - ・主伐事業 平成 24 年度までに累計 470ha の主伐契約
スギ林の伐採、花粉の少ないスギ等の植栽
 - ・色彩豊かな森事業 小面積伐採と広葉樹の植栽
平成 23 年度までに累計 150ha（平成 24 年度 新規休止）
- 作業道整備 平成 21～24 年度累計 約 4.3km

31 シカの食害対策

- シカ保護管理計画（平成 17 年策定 現在は第 3 期計画（H24～H28））
 - ・個体数調整 捕獲頭数（奥多摩・青梅・檜原）平成 21～24 年度累計 約 1,040 頭
隣接県（山梨県、埼玉県）との共同捕獲の実施
 - ・モニタリング調査等（生息状況調査、被害状況調査、植生調査）
 - ・植生回復（防護柵の設置・管理）、農林業被害の防除（囲い柵、単木保護ネット）

32 多摩の観光振興に対する支援

- 地域観光資源の活用促進
 - ・多摩島しょ地域における観光施設整備等の支援 平成 21～25 年度累計 27 市町村
 - ・東京フィルムコミッション事業
ロケ地マップの作成、撮影受入講習会、設立支援アドバイザー派遣（福生市、日の出町）
- 観光まちづくり推進組織等への支援
 - ・アドバイザー派遣 平成 21～25 年度累計 10 団体（平成 25 年 12 月末時点）
 - ・取組事例集の作成配付 年 1 回、観光まちづくりシンポジウムの開催 年 1 回
 - ・東京ひとり歩きサイン計画 観光案内標識の設置 平成 21・22・25 年度実施
 - ・あきる野・日の出・檜原地域の広域連携推進協議会に対する支援 平成 20～22 年度実施
- ウェブサイト「GO TOKYO」（旧「東京の観光」）による PR

施策テーマ4 暮らしを守る多摩 ～安全・安心～ 33～44

33 建築物の耐震化の促進

- 緊急輸送道路沿道の建物の耐震化 平成26年1月現在
 - ・ 特定緊急輸送道路沿道助成 助成あり:26市2町1村
- 小中学校等の耐震化を促進
 - ＜公立＞小中学校施設の耐震化率(4月1日都全体)平成21年82.6%→平成25年98.2%
 - ＜私立＞耐震診断、耐震補強工事・改築工事に対する補助や建築相談・説明会等を実施
- 保育所・社会福祉施設等の耐震化を促進
 - ・ 耐震診断への補助 平成21～24年度累計 262棟
 - ・ 耐震改修への補助 平成21～24年度累計 96棟
 - ・ 都内全施設の状況把握に向け、平成24年度に全数調査を実施

34 震災時における駅前滞留者対策事業の推進

- ターミナル駅前滞留者対策事業の実施による対策の推進
 - ・ 協議会等への支援 平成22年度：八王子駅周辺滞留者対策推進協議会
 - ・ 訓練 平成24年2月：東京・新宿・池袋各駅、臨海部 平成24年9月：目黒駅
- 帰宅困難者対策条例の制定
 - ・ 「首都圏直下地震帰宅困難者等対策協議会」の設置(東京都・内閣府) 平成23年9月
 - ・ 「一斉帰宅抑制の基本方針」策定 平成23年11月 最終報告の策定 平成24年9月
 - ・ 「東京都帰宅困難者対策実施計画」策定 平成24年11月
 - ・ 帰宅困難者対策条例の施行 平成25年4月
- 都立一時滞在施設の整備 62か所指定(平成25年4月現在 多摩地域)
- 民間一時滞在施設の確保支援
- 災害時帰宅支援ステーションの拡充 九都県市で22,712か所(平成26年2月現在)
- 普及啓発 東京都帰宅困難者対策ハンドブック配布、帰宅困難者対策ポータルサイトの立ち上げ

35 多摩地域の中小河川の整備推進

- 護岸工事(谷地川、空堀川、鶴見川、平井川等) 平成24年度末累計 約133.5km

36 多摩地域における土砂災害対策の推進

- 土砂災害対策の推進
 - モルタル吹付斜面の安全対策、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、石積擁壁
- 山間部における代替交通路線の整備
 - ・ 多摩川南岸道路
 - まごご橋 平成25年3月完成 将門大橋 平成26年3月完成
 - 城山トンネル 平成25年3月貫通
 - ・ 秋川南岸道路 事業化に向けた調査等を実施中

37 多摩メディカル・キャンパスの整備

- 多摩総合医療センター 平成 22 年 3 月開設
都立府中病院を、「多摩広域基幹病院」として、敷地内の隣接地へ新築・移転
- 小児総合医療センター 平成 22 年 3 月開設
都立清瀬小児病院・都立八王子小児病院・都立梅ヶ丘小児病院を統合
- ・周産期医療の充実
平成 22 年 4 月 総合周産期母子医療センターの指定
平成 23 年 2 月 母体救命対応総合周産期母子医療センター(スーパー総合周産期センター)指定
- ・小児医療の充実
平成 22 年 8 月 小児救命センターの指定 平成 25 年 2 月 小児がん拠点病院の指定
- 都立府中療育センターの改築 旧府中病院跡地
平成 23 年 6 月 基本計画策定 平成 25～26 年度 基本設計
多摩療育園(府中市西府町)と一体的に整備し、重症心身障害児(者)の療育の拠点とする。

38 地域医療体制の強化

- 地域医療を支援する医師派遣システム 平成 21 年度創設
市町村公立病院等を支援
- 医師奨学金 平成 21 年度創設
- 医師勤務環境改善対策・再就業対策等
- 東京医師アカデミーによる医師の育成と輩出 平成 20 年 4 月創設
- 小児医療
 - ・地域小児医療研修の実施、小児科医師を医療機関に派遣する大学への支援
 - ・小児の休日・全夜間診療 医師確保への支援 平成 22～24 年度
 - ・「こども救急センター」の創設 (指定：平成 22 年 8 月)
多摩地域：都立小児総合医療センター 受入実績 473 件 (平成 24 年度)
 - ・救急専門医等の養成(小児) 平成 22 年度～ 各年 250 名程度
- 看護職員短時間正職員制度導入促進 平成 21・22 年度 中小病院への支援
- 看護職員の確保
 - ・新人研修の体制充実 平成 24 年度 36 病院
 - ・離職看護師の再就業支援
- 救急医療体制の整備
 - ・「救急医療の東京ルール」の推進 平成 22 年 7 月 全都で運用開始
 - ・「東京都地域救急センター」の創設 平成 22 年 7 月 54 病院 (平成 24 年 8 月(多摩))
- 周産期医療
 - ・多摩地域におけるネットワークグループの構築
 - ・周産期連携病院(休日・全夜間診療事業)の創設 平成 21 年 2 月指定
日本医科大学多摩永山病院 (多摩市) 公立昭和病院 (小平市)
国家公務員共済組合連合会立川病院 (立川市) (平成 25 年 9 月現在 (全都 11 院))
- 周産期母子医療センターの機能強化
 - ・産科医師のオンコール体制の整備 ・GCU (回復的治療室) の看護体制の充実
 - ・休日(日直)の診療体制の確保 ・看護師の増配置
 - ・「多摩新生児連携病院」の創設・指定 平成 22 年 9 月指定
国家公務員共済組合連合会立川病院 (立川市)、慈恵医大附属第三病院 (狛江市)、
日本医科大学多摩永山病院 (多摩市)

39 子育て支援の推進

- 「保育サービス拡充緊急3か年事業」の推進 「東京都保育計画（平成22～26年度）」
 - ・ 認証保育所の設置促進 定員 5,638人（多摩地域 平成25年4月1日現在）
 - ・ 認可保育所の設置促進 定員 66,026人（多摩地域 平成25年4月1日現在）
- 子育てひろばの整備促進 26市2町実施（平成25年4月1日現在）
- 「赤ちゃん・ふらっと」の整備促進 届出施設330か所（平成26年2月現在（多摩））
- 学童クラブの整備・運営、児童館の整備を支援
都型学童クラブ 平成24年度 163か所（全都（6区12市））
- 小・中学生に対する医療費助成
 - ・ 平成21年10月1日改正 自己負担2割⇒入院：なし、通院：1回につき上限200円
 - ・ 平成24年10月1日から所得制限が緩和（児童手当法の改正に伴う改正）

40 高齢者等を支える体制の整備

- 認知症高齢者グループホームの整備促進 平成25年4月1日 7,950人（都全域）

41 障害者の就労支援と地域生活基盤の整備

- 障害者のグループホーム 定員 5,979人（平成24年度 都全域）
- 通所施設等日中活動の場 定員 38,487人（平成24年度 都全域）
- 障害者就業・生活支援センター 3か所（多摩北部、多摩南部、多摩西部ブロック別）
- 区市町村障害者就労支援センターの設置 26市町（平成26年3月）
- 障害者就労支援体制レベルアップ事業 就労支援機関従事者対象の研修を実施
- 職業訓練の充実 東京障害者職業能力開発校（小平）定員 260人（平成24年度）

42 職業的自立・生活安定に向けた支援

- 職業的自立・生活安定に向けた緊急総合対策 平成20～22年度
市区町村に窓口を整備し、生活相談、就業支援、資金の貸付を実施
 - ・ 職業訓練・就業講座 介護施設等のインターンシップ、キャリアカウンセリング等
 - ・ 就職チャレンジ支援事業 平成20～23年度
職業訓練 修了者4,705人（都全域累計）
就職チャレンジ支援相談室（多摩地域：国分寺分室） 登録6,688人（都全域累計）
正社員採用助成金 利用申込数302人（都全域累計）
 - ・ 生活サポート特別貸付
 - ・ 低所得世帯の子供に対する学習塾等受講料や大学受験料等の無利子貸付
チャレンジ支援貸付 平成20～22年度累計 約12,000件
受験生チャレンジ支援貸付 平成24年度 8,761件
- 住居喪失不安定就労者・離職者等の支援 相談窓口「TOKYOチャレンジネット」開設
- ひとり親家庭への支援 「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」 26市で実施

43 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくり

- 駅や公共施設周辺等の整備支援 八王子市、町田市、日野市、立川市、小平市
- とうきょうトイレ整備事業 八王子市、町田市、青梅市、昭島市、日野市、東村山市、東大和市、清瀬市

44 地域の実情に応じた福祉保健サービスの充実＜福祉保健区市町村包括補助＞

- 新たな課題に取り組む試行的事業で、区市町村独自の創意工夫によるものなど
 - ・ 子供家庭支援 ・ 地域福祉推進 ・ 高齢社会対策 ・ 障害者施策推進 ・ 医療保健政策

施策テーマ5 人を育む多摩 ～スポーツ・教育～ 45～53

45 スポーツ祭東京2013の開催

(多摩プロジェクト事業名：東京国体の開催)

- **スポーツ祭東京2013の開催**
 - ・第68回国民体育大会（冬季大会）平成25年1月26日～2月1日
（本大会）平成25年9月28日～10月8日
正式競技40 公開競技3 デモンストレーションとしてのスポーツ行事57
全62市区町村で開催 選手・監督、関係者、観覧者等合計 約101万人
 - ・第13回全国障害者スポーツ大会 平成25年10月12日～14日
正式競技13 オープン競技17
選手・監督、関係者、観覧者等合計 約22万人
- 市区町村の競技施設整備への支援
- 開催気運の醸成・開催記念事業への支援
- 多摩・島しょ地域の歴史や文化をまとめた開催記念書籍を発行

46 オリンピックムーブメントの推進

- 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定

47 スポーツ振興の推進

- **地域スポーツクラブの設立・育成支援**
 - ・地域スポーツクラブ設立モデルの支援 平成19～21年度 多摩地域2市で展開
 - ・地域スポーツクラブの設置 47区市町村116クラブ（平成25年12月末現在）
- **多摩川河川敷等を活用したウォーキング大会「多摩川ウォーキングフェスタ」の実施**
平成20年度（第1回）から、毎年10月に開催 平成25年度までに5回開催
- **武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）の整備**
平成21年4月 基本構想策定 平成22年8月 基本計画策定
平成23年7月 基本設計完了 平成24年4月 西競技場 開業
平成25年度 メインアリーナ、サブアリーナ、屋内プールの整備工事に着手
- **東京都市町村総合体育大会の開催**（平成25年度は、国体開催のため開催なし）
平成21年度 東久留米市 平成22年度 日野市 平成23年度 羽村市 平成24年度 国立市

48 国体・オリンピックにつながる学校体育の振興

(多摩プロジェクト事業名：東京国体・オリンピックにつながる学校体育の振興)

- **部活動による競技力の向上**
 - ・強化練習会の開催 都中学校体育連盟20種目、都高等学校体育連盟40種目にて実施
 - ・国体強化部活動の指定 平成25年度 10種目17部
 - ・運動部活動強化拠点の実施 平成25年度 6種目6部
 - ・都立学校の県外遠征等の実施 平成25年度 11校
 - ・平成26年度全国高等学校体育大会南関東ブロック合同開催に向けた準備
- **スポーツ教育の推進**
 - ・スポーツ教育推進校の指定 平成25年度 多摩140校（全都300校）
非常勤講師の派遣 平成25年度 小学校39校、中学校15校 計54校（都全域）
 - ・スポーツ教育推進のために教材開発 補助教材の作成・配付
 - ・アスリートの学校派遣事業 平成25年度 62区市町村（小44 中11 小中7）

49 児童・生徒の「確かな学力」の定着と伸長

- 児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）の推進
 - ・東京ミニマム 平成 21 年度改訂 平成 22・23 年度パンフレット作成・配布
 - ・児童・生徒の学力向上を図るための調査 小4、中1（抽出調査） 小5、中2（悉皆調査）
 - ・各種説明会の開催 対象：全公立小中学校、市区町村教育委員会
 - ・授業改善のポイント（リーフレット）の作成・配布
 - ・「確かな学力向上実践研究推進校」指定 平成 21・22 年度 小学校 6 校、中学校 3 校
 - ・「習熟度別少人数指導実践研究推進校」 平成 23・24 年度 小学校 5 校、中学校 4 校
- 新学習指導要領に基づく教育活動の推進
 - ・発展的な学習課題に関する教材開発・指導資料の作成
平成 22 年度 小学校編（4 教科） 平成 23 年度 中学校編（5 教科）
 - ・学力向上パートナーシップ事業
平成 25・26 年度 3 区 5 市 小学校 13 校、中学校 8 校

50 都立学校の改革・整備推進

- 都立高校改革推進の総仕上げ
 - ・平成 22 年 4 月開校 都立高校改革推進に基づく多摩地域での新規開校は完了
南多摩中等教育学校（八王子市） 三鷹中等教育学校（三鷹市）
町田総合学科高校（町田市） 多摩科学技術高校（小金井市）
- 全国トップレベルの ICT 環境整備の実現
 - ・校務用 LAN 整備 平成 21 年度完了 1 人 1 台配備 校内 LAN 整備完了
 - ・教育用 LAN 整備 教育用機器配備
 - ・都立学校 ICT センター構築 平成 21 年度完了
 - ・ICT 活用指導力向上研修の実施
- 特別支援教育推進計画の展開
 - 平成 21 年 4 月開校 青峰学園（青梅市）
 - 平成 22 年 4 月開校 南大沢学園（八王子市） 増築 多摩桜の丘学園（多摩市）
 - 平成 24 年 4 月開校 府中けやきの森学園（府中市） 改築 羽村特別支援学校（羽村市）
- 社会性のある教育の推進 教育活動発表会、フリーマーケット方式の販売体験学習

51 文化の創造・発信

- 「東京文化発信プロジェクト」
 - ・プレミアムコンサート（東京都交響楽団）
 - ・「東京アートポイント計画」小金井アートフル・アクション!、TERATOTERA
- 江戸東京たてもの園 移築・復元公開
平成 23 年度 大和屋本店（乾物屋）・万徳旅館 平成 25 年度 デ・ラランデ邸

52 多摩地域の文化財保存・整備

- 文化財の所有者への助成 平成 21～24 年度累計（延べ）国指定 52 件 都指定 44 件

53 「東京マガジンバンク」の創設

- 平成 21 年 5 月 都立多摩図書館に「東京マガジンバンク」設立 約 1 万 6 千誌を提供
 - ・約 700 誌の開架閲覧スペース設置 「創刊号コレクション」を 4,800 誌に拡充
 - ・オンラインデータベースの活用 無料 30 種 有料 1 種
市区町村立図書館への支援として協力貸出、協力レファレンスを実施

施策テーマ6 エコを発信する多摩 ～環境～ 54～60

54 地球温暖化対策等推進のための区市町村の取組促進制度の創設 地域と連携した環境政策等推進のための区市町村の取組促進制度の創設

- 地球温暖化対策等推進のための区市町村の取組促進制度 平成 21～23 年度
平成 21 年度 15 団体 40 事業 平成 22 年度 26 団体 80 事業
平成 23 年度 26 団体 88 事業
 - ・区市町村による CO₂ 削減及び緑の創出・保全の進展が実現
 - ・環境政策に果敢に取り組む複数の市区町村を発掘、育成
- 地域と連携した環境政策推進のための区市町村の取組促進制度 平成 24・25 年度
平成 24 年度 11 団体 19 事業 平成 25 年度 19 団体 36 事業
 - ・環境政策に自立的に取り組む能力を有する市区町村が拡大
 - ・重要度の高い効果的な取組の他自治体への波及・横展開が開始

55 太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト

- 太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト（（公財）東京都環境公社）
 - ・住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 平成 21・22 年度
要件 都内の住宅に新規に設置されたもの（戸建て・集合、個人・法人等）
対象 太陽光：太陽光発電システム 太陽熱：太陽熱温水器、ソーラーシステム
 - ・住宅用創エネルギー機器等導入促進事業 平成 23・24 年度
住宅用太陽光発電システム
住宅用ガスコージェネレーションシステム（ガス発電給湯器及び燃料電池）
住宅用太陽熱利用システム（強制循環式ソーラーシステム及び自然循環式太陽熱温水器）
住宅用蓄電システム 平成 24 年度
平成 21～24 年度累計（太陽光発電） 補助数約 4 万 8 千件 約 18.8 万 kw
 - ・集合住宅等太陽熱導入促進事業 平成 23～27 年度
補助対象者：住宅関連業者（新築） 平成 26 年 1 月末現在 申請数 29 件、1,552 戸
 - ・「熱は熱で」キャンペーンの展開 平成 24 年 3 月～
 - ・太陽熱利用促進協議会 メンバー：プロジェクトの連携企業・団体

56 多摩地域の汚泥焼却における温室効果ガスの削減

- 下水汚泥と木質バイオマスの混合焼却事業
平成 21 年度 下水汚泥と木質バイオマスの混合焼却施設の供用開始
（多摩川上流水再生センター）
- 汚泥ガス化炉の導入
平成 22 年度 汚泥ガス化炉の供用開始（清瀬水再生センター）
平成 24 年度 汚泥ガス化炉の施設整備に着手（南多摩水再生センター）

57 多摩地域における下水汚泥ゼロエミッションの推進

- 下水汚泥の100%資源化
 - ・これまで、流域下水道では下水汚泥の全量を焼却し、セメント原料などの資源として100%活用
 - ・平成23年5月中旬以降、福島第一原子力発電所の事故に伴い、下水汚泥や汚泥焼却灰から放射性物質が検出された影響により、資源化を見合わせ
 - ・庁内関係局及び関係自治体との調整を精力的に進め、多くの方々にご理解いただき、平成23年10月27日から飛散防止措置を講じた上で、中央防波堤外側埋立処分場へ埋立処分を開始
 - ・現在、汚泥焼却灰の放射能濃度は低減傾向にあるため、資源化の再開に向け、関係者との協議を進めている。

58 元気な子供たちを育てる校庭の芝生化

- 公立小中学校の芝生化事業
平成24年度末までに多摩地域29自治体、119校で実施
- 私立小中高校、公・私立幼稚園、保育所の芝生化
- 芝生リーダーの養成事業
- 東京芝生応援団の結成、広報・普及啓発

59 環境教育（CO₂削減）の推進

- 地球温暖化防止のための「CO₂削減 アクション月間」平成21～24年度
環境月間である6月、小学校5年生・中学校1年生を中心に、節水や省資源など環境に配慮した行動の実践を推進
- 「CO₂削減 アクション月間」参加小中学校等への協力賞の贈呈、環境教育優良校の表彰 平成21～24年度
- 「環境教育カリキュラム」の作成 平成21年度
提供用教材、啓発用教材、啓発リーフレット、「環境教育実践推進校」報告書等

60 都立学校の環境負荷低減

- 都立学校の芝生化
 - ・高等学校 平成21～25年度累計 43校
 - ・特別支援学校 平成21～25年度累計 17校
- 太陽光発電の設置
 - ・高等学校 平成21～25年度累計 29校
 - ・特別支援学校 平成21～25年度累計 9校

平成 26 年 3 月発行

印刷物規格表 第 2 類

印刷番号 (25) 65

新たな多摩のビジョン行動戦略

編集・発行 東京都総務局行政部振興企画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5321) 1111 内線 24-791~4

印刷 株式会社 オゾニックス
東京都品川区南品川五丁目 3 番 13 号
電話 03 (5640) 7371

